

令和 2 年

笛吹市議会
第 3 回定例会会議録

令和 2 年 9 月 7 日 開会

令和 2 年 9 月 30 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第150号

令和2年笛吹市議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月31日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和2年9月7日 午後1時30分

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 惠 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

不応招議員（ な し ）

令和 2 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 7 日

令和2年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和2年9月7日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 決算審査報告
- 日程第 6 報告第6号 令和元年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第83号 笛吹市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第84号 笛吹市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第85号 笛吹市移住定住お試し住宅条例の一部改正について
- 日程第10 議案第86号 笛吹市手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第87号 笛吹市働く婦人の家条例の一部改正について
- 日程第12 議案第88号 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第13 議案第89号 令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第90号 令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第91号 令和2年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第92号 令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第93号 令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第94号 令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第95号 令和2年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第96号 令和2年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第21 議案第97号 令和2年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第98号 令和2年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第99号 令和2年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第100号 令和2年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第101号 令和2年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第102号 令和2年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第103号 令和2年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第104号 令和2年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第105号 令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第106号 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第107号 令和元年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 議案第108号 令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 議案第109号 令和元年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 議案第110号 令和元年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第35 議案第111号 令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第36 議案第112号 令和元年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第37 議案第113号 令和元年度笛吹市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第38 議案第114号 令和元年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第39 議案第115号 令和元年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第40 議案第116号 令和元年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第41 議案第117号 令和元年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第42 議案第118号 令和元年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第43 議案第119号 令和元年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第44 議案第120号 令和元年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第45 議案第121号 令和元年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第46 議案第122号 令和元年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第47 議案第123号 令和元年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第48 議案第124号 令和元年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第49 議案第125号 令和元年度笛吹市水道事業会計決算認定について
- 日程第50 議案第126号 令和元年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第51 議案第127号 令和元年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
- 日程第52 議案第128号 動産の取得について（水槽付ポンプ車（照明付、CD-1）購入（石和分団第10部））
- 日程第53 議案第129号 山梨市の一部に公の施設を利用させることに関する協議について
- 日程第54 議案第130号 市道廃止について
- 日程第55 議案第131号 市道認定について
- 日程第56 議案第132号 動産の取得について（児童生徒1人1台端末購入）

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

3. 欠席議員

(な し)

4. 会議録署名議員

3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	須田徹
総合政策部長	深澤和仁	会計管理者	石原和加子
市民環境部長	雨宮昭夫	保健福祉部長	飯島尚美
福祉事務所長	赤尾好彦	産業観光部長	小宮山和人
建設部長	標博司	公営企業部長	西海好治
教育部長	宇佐美正博	総務課長	雨宮和博
政策課長	水谷和彦	財政課長	返田典雄
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	三枝啓一		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田中親吾
議会書記	霜村直人
議会書記	横山慶

○議長（中村正彦君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年笛吹市議会第3回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、まずもって御礼申し上げます。

9月に入り一週間が経ちました。昨日から今日にかけて、九州地方を中心に台風10号が接近、上陸したところであります。

「今までに経験したことがない記録的な暴風、高波、高潮、大雨の恐れがある」との発表があり、住民の皆さまは恐怖と不安に襲われたことと思います。

台風特別警報は免れたものの、まだ被害の全容は解明されておりませんが、できるだけ最小の被害で収まるよう願うとともに、被災された皆さまには心よりお見舞いを申し上げます。

今議会には、市長より条例の改正および令和2年度補正予算、ならびに令和元年度決算など各種案件が提案されております。

会期中格別のご精励を賜り、慎重にご審議をいただきますようお願いを申し上げます、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルスの感染防止のためマスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。本日の会議においても議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いでも結構であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席番号第3番 河野智子君および

議席番号第4番 保坂利定君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中村正彦君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの24日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月30日までの24日間と決定いたしました。

○議長（中村正彦君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日までに受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおりであります。

教育厚生常任委員会に付託しております。

続いて、監査委員から令和2年5月分から令和2年7月分の例月出納検査の結果について報告がありました。

お手元に配布してあります報告書により、ご了承をお願いいたします。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、今定例会から改選により新農業委員会会長に就任した三枝啓一君が出席しておりますので、ご紹介をいたします。

議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第6 報告第6号から日程第55 議案第131号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和2年笛吹市議会第3回定例会の提出議案の説明に先立ち、職員の不祥事につきまして、ご報告とお詫びを申し上げます。

8月28日に市の職員が現住建造物等放火未遂と住居侵入の疑いで逮捕されました。

逮捕された職員につきましては、現在、警察において取調べがなされているところですが、今後、警察の捜査の進展を注視し、その状況を踏まえながら、厳正に対処してまいりたいと考えております。

このような不祥事が発生しましたことは、市長として極めて重く受け止めており、被害を受けられた方をはじめ、市民の皆さまに対しまして深くお詫び申し上げます。

申し訳ございませんでした。

今後は、職員のコミュニケーション能力や管理職のマネジメント能力の向上を図り、職員の小さな行動の変化などを見逃さない職場環境の確保に努め、二度とこのような事態が起こらぬよう、職員一丸となって職務に精励してまいり所存であります。

改めまして、令和2年笛吹市議会第3回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルス感染拡大が長期化していることなどを踏まえ、市独自の緊急支援策として、国の特別定額給付金の支給対象とならない新生児に対して、10万円を支給する新生児特別定額給付金事業は、7月29日から受け付けを始め、9月4日時点において、123件の申請がありました。

また、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時期に感染拡大することによる医療現場の混乱を防ぐため、学校や保育所で集団生活を送っている年齢層に対し、インフルエンザの予防接種の費用を助成する子どものインフルエンザ予防接種事業については、対象となる皆さまが10月から予防接種費の助成が受けられるよう、準備を進めてまいります。

なお、これまでに国の緊急経済対策として市が実施した特別定額給付金事業は、8月17日に申請期間が終了し、申請件数2万9,584件、申請割合99.7%となりました。

また、市独自の支援策である、学費や生活費に困窮している大学生などを経済的に支援するための大学生学業継続支援事業は、8月31日に申請期間が終了し、申請件数1,853件、高校生世代を応援するため、高校生世代1人につき1万円を支給する高校生等共にならばろう応援事業は、給付件数1,930件となりました。

一方、8月7日に長崎知事は、山梨県において、新型コロナウイルス感染症の第2波を迎えたとし、県民に対し改めて感染拡大防止の取り組みの強化を要請しました。現在も県内で新規感染者が相次いで確認されている状況であることから、本市においても、緊張感をもって感染症対策に努めてまいります。

また、これまで市内外を問わず、多数の企業や個人の皆さまから、マスク、消毒液、フェイスシールドなどの物品、さらに新型コロナウイルス感染症対策に充ててほしいと、多額のご寄附をいただいております。

ご寄附いただきました物品および寄附金は、有効に活用させていただくとともに、皆さまからのご支援が市民の皆さまの安心につながるよう、今後も必要な施策に取り組んでまいります。

皆さまからの心温まるご支援について、ここに改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

次に、笛吹みんなの広場整備工事についてです。

7月22日に中村議長、地元市議会議員、広場が所在する行政区の区長のご出席をいただき、工事の安全を祈願するため起工式を執り行いました。

今後は、来年6月の完成に向け工事を進めるとともに、様々なイベントが開催できる緑豊かな公園として、市民の皆さまをはじめ、市内外の観光事業者などにも大いに活用していただけるよう考慮しながら設置管理条例制定に向けた準備を進めてまいります。

次に、県中学校総合体育大会の結果についてです。

県中学校総合体育大会が7月23日から8月10日までの間、開催され、本市の中学生が躍動する姿が見られました。

団体戦では、石和中学校のサッカーおよび陸上男子共通400メートルリレー、春日居中学校の陸上女子1年400メートルリレーが優勝しました。

個人戦では、石和中学校の陸上、卓球、水泳、御坂中学校の弓道、一宮中学校の陸上、空手、浅川中学校の水泳、合わせて11競技で優勝をしました。そのほか上位入賞が多数あり、優秀な成績を収めました。

次に、川中島合戦戦国絵巻の開催についてです。

11月1日に開催予定の川中島合戦戦国絵巻については、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じた上で開催できるよう、準備を進めているところです。

開催の可否については、新型コロナウイルスの感染が大都市圏を中心に拡大していることなどを踏まえ、今後の状況を注視しながら最終的な判断をしたいと考えております。

次に、「バイ・ふじのくに」キャンペーンについてです。

新型コロナウイルス感染症の影響は、県下の観光産業にも、これまでに例を見ないほど甚大な影響を及ぼしています。このような状況の中で、山梨県と静岡県では、共に支えあう「バイ・ふじのくに」キャンペーンを行っており、人および物の交流を積極的に推進しています。

本市では、「バイ・ふじのくに」キャンペーンの一環として、8月1日に沼津市において、観光の誘客とフルーツの販売を促進するための宣伝活動を実施するとともに、国のGoToトラベルキャンペーンと、市内の観光農園を支援するための観光農園特典キャンペーンをセットにした、石和温泉宿泊特別企画の折り込みチラシを静岡全県で配布し、多くのお問い合わせをいただいております。

次に、農産物消費拡大宣伝事業についてです。

今年度も7月に大阪本場市場と東京大田市場で実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、宣伝イベントの規模が縮小され、市場関係者による桃の試食等もできず、例年と同様のPR活動ができませんでした。

そのような中においても、農家の皆さまが丹精込めて育てあげた旬の桃やぶどうを多くの市場関係者や消費者に知っていただくため、新しい消費宣伝用ポスターを作成するとともに、桃やぶどうが実るまでの農家の皆さまのご苦勞の様子や光センサーで糖度を計測し、箱詰め、出荷される様子を紹介する動画を新たに作成して、東京大田市場および大阪本場市場の仲卸業者等へ配布するなど、例年とは違った形でのPR活動を行いました。

次に、ぶどうの晩腐病の被害状況についてです。

長梅雨の影響で、市内全域でぶどうの晩腐病が発生しています。この病気は、糖度が上がるほど病状が進行するため、今後も被害が広がるおそれがあります。

品種別では巨峰やピオーネなど黒系のぶどうで被害が多く、比較的病気に強いシャインマスカットにも病状が出ていることから、生産農家の収益に大きな影響が出ることが懸念されます。

今後は、被害状況を確認しながら、生産農家への支援など対策の検討をしていきます。

次に、モモせん孔細菌病対策に関する国への要望についてです。

8月7日に、桃の主要産地である山梨県、福島県、長野県および和歌山県の知事ならびに私が会長を務めています日本桃産地協議会会長の連名で、モモせん孔細菌病対策に関する要望書を江藤農林水産大臣に提出し、防除効果に優れた新しい農薬の登録や防除に関する補助事業の財源確保、総合的な防除体系の確立やせん孔細菌病に強い品種の育成などを要望しました。

江藤農林水産大臣からは、病気にかかった枝、葉の除去作業に関する労働賃金の補助などを国の補正予算に盛り込むなど、今後の対応について、前向きな回答をいただいたところであります。

次に、乳幼児および成人の集団健診の実施についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、年度当初から実施を見合わせていましたが、感染予防対策を講じるため、集団検診の1回あたりの対象者に上限を設けるとともに、健康診査対象者の一部を医療機関による個別健診に変更して、実施することといたしました。

乳幼児の4カ月健診は6月から個別健診を実施し、法律で定められている1歳6カ月と3歳の健診は、7月から集団検診を実施しています。

また、成人の健診については、39歳以下と社会保険に加入されている方は、医療機関による個別健診とし、そのほかの方は集団検診として、7月から来年1月にかけて、各地域で順次実施してまいります。

次に、「わが町の八月十五日展」についてです。

「戦時中の家族のつながり」をテーマに、春日居郷土館で8月5日から31日まで開催しました。

今回は、戦時中に家族やふるさとを思い書かれた手紙や当時の状況を伝える資料などから、家族のつながりや平和の大切さを考えていただくような企画としました。

来場いただいた皆さまには、戦時中における家族のつながりについて、思いを致す貴重な時間になったことと思います。

次に、ナンジャモンジャ記念碑の寄贈についてです。

ナンジャモンジャの木として、市民の皆さまに親しまれてきた鶯宿峠の両面桧は、平成30年の台風24号で倒れ、残念ながら枯死してしまいました。中央森林組合が「歴史ある木を後世に伝えたい」との地域の皆さまの要望に応え、記念碑に加工し、本市に寄贈されました。

この記念碑を市民窓口館正面入口付近に設置いたしましたので、多くの市民の皆さまにご覧いただきたいと思っております。

また、ナンジャモンジャの木の枝を挿し木にして育てている二世木を、5年後には鶯宿峠に植樹する予定とのことであります。

続きまして、本日、提出させていただいた案件につきまして概略をご説明申し上げます。

提出させていただいた案件は、報告案件1件、条例案5件、補正予算案19件、決算認定21件、その他議案4件、合わせて50案件です。

はじめに、「令和元年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」です。

令和元年度決算における主な健全化判断比率の状況ですが、実質公債費比率は10.8%で前年度より1.2ポイント減少しました。将来負担比率につきましては48.0%で、前年度より0.6ポイント増加しました。

すべての指標が、自治体における早期健全化基準を下回っている状況ではありますが、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、条例案です。

まず「笛吹市移住定住お試し住宅条例の一部改正について」は、建物の老朽化により、鶯宿のお試し住宅を解体することに伴い、条例の一部改正を行うものです。

次に「笛吹市働く婦人の家条例の一部改正について」は、笛吹市働く婦人の家に指定管理者制度を導入すること等に伴い、条例の一部改正を行うものです。

また、その他条例改正3件については、いずれも関係上位法令等の改正に伴うものです。

続きまして、補正予算案です。

まず「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ12億5,770万円を追加し、総額を423億6,181万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金10億6,820万円を追加するものです。これは、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10億2,224万円を計上したものです。

また、県支出金1億3,359万円、繰越金14億6,062万円を追加するとともに、繰入金19億3,555万円を減額しました。

次に、歳出の主なものは、ふるさと納税事業に2億1,507万円を追加するものであります。これは、ふるさと納税の寄附額が9億2千万円となる見込みから、返礼品等に要する経費を追加するものです。

また併せて、ふるさと納税の寄附額が増加することに伴い、まちづくり基金に4億2,744万円の積立金の追加を行います。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、民生費では保育所および児童福祉施設における感染症対策にかかる衛生用品等の購入に4,049万円を追加します。

また、教育費では小中学校の修学旅行の中止・延期に伴うキャンセル料支援事業に3,751万円を追加するとともに、小中学生に対し、学びの保障ときめ細かな指導を行うための学力向上支援スタッフ追加配置事業に4,867万円および教職員が授業に注力できるよう教職員の業務のサポートを行う、スクール・サポート・スタッフ配置事業に653万円を追加するものです。

そのほか、生活保護費負担金等の前年度事業費確定に伴う国県支出金の返還金1億7,278万円などを計上しています。

続きまして、特別会計の補正予算案は、「国民健康保険特別会計」をはじめ16会計について、総額9億6,317万円を追加するものです。

続きまして、公営企業会計の補正予算案は、「水道事業会計」の収益勘定、資本勘定において合わせて2,723万円を追加するものです。

続きまして、令和元年度の決算についてご説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額が316億4,987万円、歳出総額が292億2,894万円の決算となりました。

歳入歳出差引額は24億2,093万円で、そのうち翌年度に繰り越すべき一般財源は4億6,799万円であり、これを差し引いた実質収支額は19億5,294万円となりました。

そのほか特別会計17案件、企業会計3案件につきましても、地方自治法第233条第3項および同法241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して提案するものであります。

詳細につきましては、のちほど会計管理者よりご説明を申し上げます。

続きまして、その他議案です。

まず「動産の取得について」は、水槽付きポンプ車の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に「山梨市の一部に公の施設を利用させることに関する協議について」は、山梨市の一部地域の下水处理を行うに当たり、笛吹市の公共下水道施設に接続するため、地方自治法第

244条の3第3項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に「市道の廃止について」および「市道の認定について」であります。周辺地域の土地利用等の変化に伴い、市道2路線を廃止すること、また市道4路線を新たに認定することについて、道路法第10条および第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件につきまして提案理由をご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村正彦君）

市長の説明が終わりました。

続きまして議案第107号から議案第127号までを決算認定に伴う案件につきまして、会計管理者から補足説明があります。

会計管理者、石原和加子君。

○会計管理者（石原和加子君）

ただいま、市長が提案いたしました議案第107号の一般会計から議案第127号の企業会計までの決算認定21案件につきまして、お手元の決算書により一括して決算内容の補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元の令和元年度笛吹市一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算書に基づきまして、ご説明申し上げます。

なお、概要の説明となりますので、金額につきましては1万円未満は省略をさせていただきます。

決算書の2ページをお開きください。

令和元年度一般会計と17の特別会計の歳入歳出決算総括表でございます。

一番下の合計欄であります。収入済額の合計は498億8,959万円、支出済額の合計は464億1,367万円、歳入歳出差引額の合計は34億7,592万円となりました。

それでは個々の会計につきまして、ご説明いたします。

まず議案第107号「令和元年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、ご説明を申し上げます。

歳入につきましては、6ページからになります。

歳入は収入済額でご説明いたします。

第1款市税は収入済額87億3,215万円で、過年度分を含めた市税全体の収納率は91.44%であります。

主なものとして市民税37億6,427万円、固定資産税39億9,969万円などとなっております。市税は歳入全体の27.59%を占めており、前年度と比較しますと1.13%、9,783万円の増額となっております。

次に第2款地方譲与税であります。2億6,252万円でございます。

次に第3款利子割交付金から第10款地方特例交付金までの各種交付金は、総額で15億6,825万円、前年度と比べ4,182万円の増額となっております。

続いて、8ページをお願いします。

第11款地方交付税は87億4,843万円で歳入全体の27.64%を占めており、前年

度と比較しますと3億1,826万円の減額となりました。

以下の歳入につきましては、主なものを申し上げます。

第15款国庫支出金37億7,031万円、前年度と比較しますと9,357万円の減額。

第16款県支出金20億2,536万円、前年度と比較しますと2億4,099万円の増額となっております。

続いて10ページをお願いします。

第20款繰越金19億6,568万円、第22款市債27億4,909万円であります。

その結果、歳入決算額は316億4,987万円となり、前年度と比べ2.82%、金額で9億1,950万円の減額となっております。

次に歳出です。12ページからになります。

歳出は支出済額でご説明いたします。

最初に第1款議会費は、支出済額2億1,159万円で執行率は97.50%です。

次に第2款総務費につきましては33億8,029万円で、主なものといたしましては総務管理費28億3,266万円となっております。総務費全体の執行率は87.15%で、庁舎等施設整備事業7,323万円を翌年度へ繰り越しております。

次に第3款民生費は110億1,610万円で、歳出全体の37.69%を占めており、歳出の中では最も大きな支出となっております。春日居学童保育施設建設事業など2事業合わせて6,746万円を翌年度に繰り越しております。内訳といたしまして、社会福祉費49億3,136万円、児童福祉費46億6,517万円、生活保護費14億1,957万円となっております。民生費全体の執行率は94.74%であります。

次に、第4款衛生費は15億6,024万円となっております。内訳としますと保健衛生費6億889万円、環境衛生費4億5,059万円、清掃費4億2,719万円などであります。衛生費全体の執行率は85.69%で、水道事業会計出資費など3事業、8,266万円を翌年度へ繰り越しております。

次に第5款労働費は1,217万円で、執行率は99.99%であります。

次に第6款農林水産業費は13億4,055万円となっております。内訳といたしましては農業費12億8,072万円、林業費5,982万円であります。農林水産業費の執行率は48.67%で、農業近代化施設整備事業や県営畑地帯総合整備事業費など、9事業合わせて11億8,772万円を翌年度へ繰り越しております。

14ページをお願いします。

第7款商工費は2億8,870万円であります。執行率は53.16%で、宿泊料金割引事業など3事業、2億1,308万円を翌年度へ繰り越しております。

次に第8款土木費は28億5,009万円で、主なものは道路橋梁費9億1,789万円、都市計画費17億295万円などあります。土木費全体の執行率は82.69%で、道路維持管理事業など12事業合わせて3億5,128万円を翌年度に繰り越しております。

次に第9款消防費は11億7,963万円で、執行率は95.68%であります。消防施設整備事業など、3事業合わせて1,686万円を翌年度に繰り越しております。

次に、第10款教育費は24億7,296万円です。主なものは教育総務費4億8,170万円、社会教育費6億6,416万円、学校給食費5億1,689万円などとなっております。教育費全体の執行率は83.72%で、小中学校校内LAN整備事業など3事業合わせて2億

7, 873万円を翌年度に繰り越しております。

次に第11款災害復旧費は2,956万円で、執行率は52.91%であります。農林水産施設災害復旧費2,575万円を翌年度に繰り越しております。

次に第12款公債費は45億8,735万円で、地方債借入金の元利償還金として支出いたしております。

次に第13款諸支出金は2億9,963万円で、公共施設整備費等基金、芦川地区過疎地域活性化基金および、まちづくり基金などへ積み立てを行ったものでございます。

続きまして、16ページをお願いします。

歳出合計は292億2,894万円で前年度と比べ4.49%、13億7,475万円の減額となりました。

歳出全体の執行率は86.79%であります。その結果といたしまして、18ページをご覧ください。

歳入金316億4,987万円、歳出金292億2,894万円、歳入歳出差引額24億2,093万円であります。

次に250ページをお開きください。

令和元年度笛吹市一般会計の実質収支に関する調書であります。

歳入歳出差引額までは、ただいまご説明したとおりであります。翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が4億2,021万円、事故繰越額が4,778万円、これらを差し引いた実質収支額は19億5,294万円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に252ページをお願いいたします。

議案第108号「国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明をいたします。

まず主な歳入であります。第1款国民健康保険税の収入済額は21億3,384万円となっており、国民健康保険税全体の収納率は83.21%であります。

次に第4款県支出金57億2,959万円、前年度と比べ4.82%、2億9,034万円の減額となっております。

第6款繰入金6億6,847万円、第7款繰越金6億6,735万円となっております。

以下、使用料及び賃借料、諸収入などを合わせました歳入合計は92億4,554万円で前年度と比べ0.94%、8,779万円の減額となっております。

次に254ページの歳出をお願いいたします。

第2款保険給付費は56億2,286万円で前年度と比べ4.68%、2億7,621万円の減額となっております。

第3款国民健康保険事業費給付金25億3,125万円、第6款保健事業費9,297万円、第7款基金積立金5億14万円などとなっております。歳出合計は88億8,900万円で前年度と比べ2.57%、2億2,301万円の増額となりました。

その結果といたしまして、258ページをお願いいたします。

歳入金92億4,554万円、歳出金88億8,900万円、歳入歳出差引額3億5,654万円であります。

以上が国民健康保険特別会計決算の概要であります。

次に284ページをお願いいたします。

議案第109号 「介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明をいたします。

主な歳入であります。第1款保険料15億6,153万円で収納率は95.80%、前年度と比べ0.91%、1,440万円の減額となっております。第3款国庫支出金15億9,217万円、第4款支払基金交付金16億5,234万円、第5款県支出金9億2,179万円、第7款繰入金10億5,200万円などであります。

歳入合計は71億3,409万円、前年度と比べ2.89%、2億25万円の増額となっております。

286ページの歳出になります。

第2款保険給付費は59億9,027万円で前年度と比べ0.95%、5,608万円の増額となっております。

第4款地域支援事業費2億5,327万円で前年度と比べ5.03%、1,212万円の増額となっております。

第6款諸支出金は1億5,705万円で、前年度と比べ24.0%、4,959万円の減額となっております。

288ページをお願いします。

歳出合計は65億5,857万円で、前年度と比べ0.39%、2,575万円の減額となっております。

290ページをお願いいたします。

その結果といたしまして、歳入金71億3,409万円、歳出金65億5,857万円、歳入歳出差引額5億7,552万円であります。

以上が介護保険特別会計の決算の概要でございます。

次に320ページをお願いいたします。

議案第110号 「介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入ですが第1款サービス収入759万円、第3款繰越金391万円、歳入合計は1,150万円で前年度と比べ22.41%、332万円の減額となっております。

322ページの歳出になります。

第2款事業費843万円、歳出合計は同じく843万円で前年度と比べ22.72%、248万円の減額となっております。

324ページをお願いします。

その結果といたしまして歳入金1,150万円、歳出金843万円、歳入歳出差引額307万円となっております。

以上が介護サービス特別会計決算の概要であります。

次に332ページをお願いいたします。

議案第111号 「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

歳入ですが、第1款後期高齢者医療保険料6億1,814万円、第3款繰入金9億230万円。歳入合計15億7,808万円で前年度と比べ5.65%、8,445万円の増額となっております。

次に334ページをお願いいたします。

第1款総務費1,470万円、第2款後期高齢者医療広域連合納付金15億575万円で歳出合計は15億6,516万円、前年度と比べ8.90%、1億2,798万円の増額となっ

ております。

336ページをお願いします。

その結果といたしまして、歳入金15億7,808万円、歳出金15億6,516万円、歳入歳出差引額2,292万円となっております。

以上が後期高齢者医療特別会計決算の概要でございます。

次に348ページをお願いいたします。

議案第112号 「農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」 ご説明いたします。

この会計は芦川地区の農業集落排水事業にかかる会計でございます。

歳入です。第2款使用料及び手数料897万円、第3款繰入金4,054万円、第6款国庫支出金500万円などで歳入合計は6,564万円となり、前年度と比べ17.9%、996万円の増額となっております。

次に350ページをお願いします。歳出になります。

第2款農業集落排水事業費1,630万円、第3款公債費2,926万円などでありまして。歳出合計は4,629万円で前年度と比べ3.91%、174万円の増額となっております。

352ページをお願いします。

その結果といたしまして歳入金6,564万円、歳出金4,629万円、歳入歳出差引額1,935万円であります。

以上が農業集落排水特別会計決算の概要でございます。

次に364ページをお願いします。

議案第113号 「簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」 ご説明いたします。

歳入になります。第2款使用料及び手数料371万円、第4款繰入金699万円、第7款市債1,240万円で、歳入合計は2,695万円、前年と比べ74.98%、1,154万円の増額となっております。

366ページをお願いします。歳出であります。

第2款水道費558万円、第3款公債費76万円などで歳出合計は639万円、前年度と比べ44.71%、517万円の減額となっております。

368ページをお願いします。

その結果といたしまして歳入金2,695万円、歳出金639万円、歳入歳出差引額2,056万円であります。

以上が簡易水道特別会計決算の概要であります。

次に380ページをお願いします。

議案第114号 「境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」 ご説明いたします。

歳入になります。第1款分担金及び負担金5,697万円、第2款使用料及び手数料2,138万円などで、歳入合計は1億1,308万円、前年度と比べ27.61%、2,446万円の増額となっております。

382ページをお願いします。

歳出であります。第1款総務費1億216万円。歳出合計も同じく1億216万円で、前年度と比べ86.93%、4,750万円の増額となっております。

384ページをお願いします。

その結果といたしまして、歳入金1億1,308万円、歳出金1億216万円、歳入歳出差引額1,092万円であります。

以上が境川観光交流センター特別会計の決算の概要でございます。

次に392ページをお願いします。

議案第115号「森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

平成31年4月1日に施行されました森林経営管理法に基づき創設された森林経営管理事業にかかる会計でございます。

歳入です。第1款繰入金618万円、歳入合計同じく618万円です。

歳出は394ページになります。

第1款事業費258万円、第2款基金積立金147万円。歳出合計は405万円となっております。

396ページをお願いします。

歳入金618万円、歳出金405万円、歳入歳出差引額213万円であります。

以上が森林経営管理特別会計決算の概要であります。

次に議案第116号から議案第124号までの9議案につきましては、いずれも恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の決算認定についてであります。一括してご説明いたします。

404ページからになります。

黒駒山財産区ほか8財産区の歳入総額は5,863万円、歳出総額は465万円となっております。差引額の5,398万円につきましては、翌年度への繰り越しとなっております。

財産区特別会計につきましては、いずれも財産区の管理運営を行っており、管理会の活動費などに予算執行されたものでございます。

それぞれの決算額につきましては、404ページから516ページまでの各財産区管理会特別会計決算書のとおりでありますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。

一般会計ならびに17の特別会計の決算につきましては、以上であります。

なお、518ページから524ページに財産に関する調書がございます。この中には市の公有財産、備品、基金等の詳細が記載されておりますので、これも併せて参考にしていただきたいと思っております。

それでは、次に3つの企業会計の決算であります。526ページをお開きください。

まず議案第125号「水道事業会計決算認定について」ご説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち収入についてであります。第1款水道事業収益が決算額18億2,130万円となっております。過去5年分の消費税申告について平成30年度に更正の請求を行い、令和元年度に消費税が還付されたことによりまして、前年度と比べ8.34%、1億4,013万円の増額となっております。

支出であります。第1款水道事業費用の決算額は16億6,038万円となっております。前年度と比べ19.51%、4億238万円の減額となっております。

527ページの資本的支出及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は3億8,032万円となっております。

支出であります。第1款資本的支出といたしまして決算額7億9,565万円となっております。不足額4億1,533万円は当年度損益勘定留保資金等で補てんをしております。

以上が水道事業会計決算の概要でございます。

次に556ページをお願いします。

議案第126号 「公共下水道事業会計決算認定について」ご説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち収入についてであります。第1款の下水道事業収益決算額は20億5,008万円となっております。

支出であります。第1款下水道事業費用の決算額は18億4,581万円となっております。

次の557ページの資本的収入及び支出であります。収入の第1款下水道事業資本的収入の決算額は8億5,523万円となっております。

支出であります。第1款下水道事業資本的支出の決算額は15億1,188万円となっており、不足額6億5,664万円は当年度損益勘定留保資金等で補てんをしております。

以上が下水道事業会計決算の概要であります。

次に594ページをお願いします。

議案第127号 「市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」ご説明いたします。

まず収益的収入及び支出のうち収入についてであります。第1款温泉事業収益決算額6,414万円となっております。

また、支出であります。第1款温泉事業費用の決算額は6,275万円となっております。

595ページの資本的支出であります。第1款資本的支出の決算額は431万円となっており、不足額431万円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんをしております。

以上が温泉給湯事業会計決算の概要であります。

なお、本市の決算につきまして、令和元年度決算概要および主要施策成果報告書を別冊で配布させていただいております。この中に令和元年度の一般会計、特別会計および企業会計の主要な施策の事業概要も記載されておりますので、併せて決算の参考としていただきたいと思います。

以上、雑駁な説明ではございますがよろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。令和元年度における笛吹市の会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（中村正彦君）

以上で会計管理者の説明が終わりました。

○議長（中村正彦君）

日程第5 代表監査委員より決算審査の結果につきまして、意見報告を求めます。

代表監査委員、横山祥子君。

○代表監査委員（横山祥子君）

代表監査委員の横山でございます。

令和元年度笛吹市一般会計、各特別会計、企業会計につきまして、お手元の決算審査意見書に基づき、ご報告を申し上げます。

笛吹市一般会計・特別会計、歳入歳出決算および基金運用状況、審査意見書の1ページをご覧ください。

審査の方法は、審査に付されました決算書および審査資料に基づき、関係帳簿、証ひょう書類により計数を証査するとともに関係職員から説明を聴取し、決算額の正否、予算執行状況および財政状況の適否等につきまして、審査を執行いたしました。

審査の結果、決算書および各種調書は、それぞれ関係法令に準拠して作られており、決算計数は、いずれも関係帳簿、証ひょう書類と符合し、かつ正確であるものと認められました。

また、決算の内容、予算執行につきましても適正妥当であると認められました。

以下、各会計ごとに審査意見を報告させていただきます。

一般会計につきましては、2ページからをご覧ください。

なお、審査意見につきましては、37ページから記載しておりますので、ご参照いただきたくお願いいたします。

令和元年度一般会計の決算状況は、歳入総額316億4,987万円、歳出総額292億2,894万円で、形式収支は24億2,093万円、実質収支額は19億5,294万円となっております。

歳入は、自主財源の根幹である市税が87億3,215万円で、前年度より9,783万円増加し、構成比の27.6%を占め、依存財源の主である地方交付税は87億4,843万円で、前年度より3億1,827万円減少し、構成比の27.6%を占めております。

歳出を性質別で見ますと、扶助費が63億541万円で構成比の21.6%、公債費が45億8,735万円で構成比の15.6%を占めております。

このように元年度の決算状況は、市税の増加、交付税の減少という中で、地方債の返済や扶助費、補助費、人件費、物件費など、法令や性質上から任意に削ることが困難な経常的費用が高い比率を占めております。

今後も厳しい財政状況が予想される中で、限られた財源で最大の効果が得られるよう努力していただきたいと思っております。

収入につきましては、ふるさと納税の増収が見込めるなどの明るい話題がある中で、移住定住事業や優良企業の誘致等、生産年齢人口の増加対策の充実を図らなければ、今後収入の減少を避けることはできません。

一方、歳出につきましては、社会保障経費の増大による財政への長期的な影響に加え、新型コロナウイルス対策、経済産業力の強化対策、子育て環境の向上や防災減災対策、老朽化が進む公共施設の適切な維持更新など、直面する課題へ対応するため、これまで以上に事業の取捨選択が求められると思っております。

以上のことから持続可能な行財政運営に向け、地方債の抑制、新たな歳入の確保、効率的・効果的な事業の執行など財政計画に基づいた市債管理と的確な財政見通しのもと、次の諸点に留意し、市政を推進するよう望みます。

まず、事務処理の適正化についてです。

おおむね適正な事務処理が行われていることが確認されましたが、一部において改善すべき点も見受けられました。これらの改善すべき点は、これまでも定期監査や決算審査、概況説明時において指摘したものであり、これは職員の財務管理に対する意識の不足や所属の内部統制機能が不十分であることに起因するのではないかと指摘せざるを得ないものがあります。

その時代に即した市政運営を進めるためには、事務処理の方法や内部統制を整備し、しっかり検証しながら、さらなる改革を継続的に行うことを望むものです。

次に危機管理体制の確立についてです。

近年の自然災害の発生状況を見ますと、いつ起こるか分からない想定外の状況を想定することが必要となっております。災害発生時に市政運営を停滞させることなく対処するためにも危

機管理体制の確立は最重要課題です。また、危機管理に関する計画等が実行性の高いものとなるよう、常に計画内容の見直しを行うことはもちろん、併せて地区での取り組みを促進することを希望します。

災害時に市民の生命、財産を守るためには、万全の職員体制の整備はもとより日頃からの避難情報の理解や訓練、ハザードマップの周知等を行うとともに災害ごみの収集運搬等の対応についても十分な検討が必要です。

消防本部におきましても、災害時における人員配備態勢および高度な技術、装備を十分に発揮することができる体制の整備について、近隣消防本部との連携を図りながら、比較検証を行い、体制の強化に努めていただきたいと思います。

また、行政としての取り組みとともに防災災害対策には、地域住民の防災意識の高揚と住民が協力して取り組む共助の精神も不可欠です。住民の取り組みを促すためには、一番身近である行政区の役割が非常に重要であり、いざというときに隣近所で支えあい、助け合うことのできる人間関係の構築が大切です。

隣近所の交流が薄れている中で、人間関係の構築をいかに図るかが課題であり、そのための行政の取り組みが推進されるよう市のリーダーシップを期待するところであります。

次に観光事業についてです。

多種多様化する昨今の観光ニーズは、その移り変わりの早さや求められるクオリティの高さなど、多角的な視点での施策展開を必要としております。また、本市が抱える様々な観光課題を解決するためには従前のイベントによる集客や賑わいづくりといった点での観光施策に加え、全国規模で開催しているマラソン大会、ゲートボール大会や全国小学生・中学生俳句大会などの文化、スポーツイベントと観光事業とのコラボレーション、また八田御朱印公園、釈迦堂遺跡博物館など市に数多くある施設、遺跡などの観光事業への取り込み、さらに新道峠展望台、笛吹みんなの広場の集客等、線や面での観光施策をきめ細かく展開する必要があると考えます。

時代のニーズや本市の特性にあった観光施策を戦略的に進めていただくことを望みます。

以上の点を踏まえ、継続的な改善と財政運営に取り組まれることを期待いたします。

次に特別会計です。

まず、国民健康保険特別会計についてです。43ページからをご覧ください。

歳入額92億4,554万円、歳出総額88億8,009万円で歳入歳出差引残額3億5,654万円となっております。

なお、国民健康保険税の収入未済額は3億8,875万円となっており、滞納世帯に対しては、明確な基準を設けながら適正に対応し、収入未済額が縮減されるよう、より一層、徴収の強化をお願いいたします。

次に、介護保険特別会計についてです。46ページからをご覧ください。

歳入額71億3,409万円、歳出額65億5,857万円で歳入歳出差引残額5億7,552万円となっております。

なお、介護保険料の収入未済額は5,414万円となっており、介護保険事業の安定継続のためにも、収納率向上と不納欠損額の縮減に努めていただくようお願いいたします。

次に、介護サービス特別会計についてです。49ページをご覧ください。

歳入額1,150万円、歳出額843万円で歳入歳出差引残額306万円となっております。

介護サービスは、要支援の方が要介護状態にならず、自立した生活を続けるために利用する

ものですから、成果の検証等を行い、利用者に適したサービスの提供が重要です。介護保険料の上昇を防ぐためにも、積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計についてです。50ページからをご覧ください。

歳入額15億7,808万円、歳出額15億6,616万円で歳入歳出差引残額1,291万円となっております。

なお、保険料の滞納額は前年度より4万円余り減少しておりますが、保険料は制度を支える重要な財源であることから、滞納縮減に向けたさらなる努力をお願いいたします。

次に、農業集落排水特別会計についてです。52ページをご覧ください。

歳入額6,564万円、歳出額4,629万円で歳入歳出差引残額1,934万円となっております。

排水処理施設等の維持管理、起債の償還が歳出の主なものとなります。また未収金については、公平性の面からも収納対策をお願いいたします。

次に、簡易水道特別会計についてです。53ページからをご覧ください。

歳入額2,695万円、歳出額639万円で歳入歳出差引残額2,055万円となっております。

有収率は91.7%に留まっておりますが、老朽管の布設替え等を積極的に行い、さらなる有収率の向上を図っていただきたいと思っております。

次に、境川観光交流センター特別会計についてです。55ページからをご覧ください。

歳入額1億1,308万円、歳出額1億215万円で形式収支、実質収支額ともに1,092万円となっております。

境川観光交流センターにつきましては、運営開始以降、利用者も順調に増えておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に行い、利用者の定着と新たな利用者の獲得を目指し、利用状況の検証と運営方法の見直しを適宜行っていただきたいと思っております。

次に、森林経営管理特別会計についてです。56ページからをご覧ください。

歳入額618万円、歳出額405万円で、歳入歳出差引残額213万円となっております。森林経営管理特別会計は、平成31年4月1日に創設されました森林環境税および森林環境譲与税を財源とし、森林整備、森林経営管理に特定した事業を展開しております。災害防止、地球温暖化防止などのため、森林の公益的機能の適正な管理を進めていただくことを願っております。

次に、財産区管理会特別会計についてです。57ページからをご覧ください。

財産区の管理体制については、構成員の高齢化が進み、管理が大変難しい状況とお聞きしておりますが、貴重な資源の保護、育成のため引き続き努力していただきたくお願いいたします。

次に、財産に関する調書についてです。63ページからをご覧ください。

65ページの基金につきましては、運用の安全性を確保するため、金融機関の経営状況等の信用格付情報を入手するなど、慎重な運用に心がけ財産の増加を図りながら適正な管理が行われておりました。

次に、基金運用状況に関する調書についてです。70ページをご覧ください。

土地開発基金の運用状況につきましては、規定に基づき適正な管理が行われておりました。

次に公営企業会計です。

まず、水道会計についてです。

水道事業会計決算意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、10ページから記載されております。

令和元年度における水道事業の業務実績を見ますと、給水世帯数、総配水量、有収水量ともに前年度比で微減となっております。

給水原価185円に対し供給単価152.9円で、1立方メートル当たり32.1円不足しております。昨年度における不足分1立方メートル当たり33.2円を下回ってはおりますが、依然として給水原価は供給単価を上回っております。

なお、水道料金の徴収状況につきましては、未収金が7,929万円で前年度より減少してはおりますが、依然として一般会計からの補助金に依存しているのが現状であります。そのため、本市の水道事業が厳しい経営状況であることには変わりはありません。

今後の人口減少社会を見据える中で、公営企業として健全な事業経営を遂行されるよう望みます。

次に温泉給湯事業です。

温泉給湯事業会計決算意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、8ページから記載されております。

元年度においては、契約口数と契約世帯数が微減となり、前年度より総配湯量が5,806立方メートル、温泉給湯収益が164万円余り減少しました。

また、温泉使用料金の未収金は、前年度より514万円余り減少して808万円となっております。

今後も規定に基づいた督促状の発送、戸別徴収の強化などを積極的に行い、滞納縮減のための取り組みを進めていただきたいと思います。

本市の温泉給湯事業は、収益増が見込めない中で、施設の維持管理に向けた事業費用の増加も予想されるため、健全な公営企業として将来を見据えた事業経営を遂行されるよう望みます。

次に下水道事業です。

下水道事業会計決算意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、10ページから記載されております。

令和元年度公共下水道事業は、建設改良費に3億1千万円余りが投じられ、新規に700メートルの汚水管が整備されましたが、企業債残高が139億円余りあり、決算額の中で大きな割合を占めております。

また、汚水処理原価は151.2円、使用料単価は132.4円で、1立方メートル当たり18.8円不足しております。

平成30年度に料金改定が行われ、不足額が減少してはおりますが、依然として一般会計からの多額の基準外繰入金に依存しているのが現状です。

下水道加入促進に向けた対策を投じるとともに、引き続き使用料受益者負担金の収納率向上に向けた滞納縮減対策を行う必要があります。

業務改善、合理化等による経費の削減に努められるとともに、公営企業として健全な事業経営の遂行を望みます。

次に、令和元年度健全化比率等審査意見書をご覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率および資金不足比率につきましては、8月6日に審査を実施いたしました。

令和元年度における健全化判断比率は、早期健全化基準および経営健全化基準の範囲内ですが、全国類似都市の各比率平均値を常に注視しながら施策に取り組んでいただきたいと思います。

今後も健全な財政基盤の確立のため、歳入と歳出のバランスを図りながら、長期的な視野に立った財政運営の推進を望みます。

決算審査の内容につきましては以上のおおりで、各会計ごとに意見を申し述べましたが、さらに次の項目に留意し、継続的な改善と財政運営に取り組んでいただくことを望みます。

まず、市税および料金等の収納率の向上についてです。

令和元年度末の一般会計において、市の歳入の根幹をなす市税および各種料金等の収入未済額は、昨年度に比べ779万円減少しているということは、徴収強化に努められている成果であると感謝申し上げます。

しかし、7億円を超える収入未済額があることは由々しき事態であり、さらに令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響で税収が落ち込むことが予想されます。

厳しい財政状況の中で、自主財源を確保するためには、収納率の向上や収入未済額の解消は極めて重要であると思われます。

未収金対策は市民負担の公平性および自主財源の確保のため、大きな課題であることから回収に当たっては滞納の実態に即した、きめ細かな収納対策が必要です。

滞納債権については、内容をしっかりと見極める中で有効な時効中断手続きを講じ、安易に時効の成立を招くことがないように、職員の意識向上を図ることが大切と考えます。

関係法令に基づいた収納体制の強化と歳入項目を所管する町内各部門との連携をますます強化し、引き続き収納率向上への積極的な取り組みに努力していただきたいと思います。

次に補助金、交付金についてです。

補助金の交付にあたっては、常に事業の流れが分かるように関係書類の整理を行い、いかなる場合においても確認できるようにしておく必要があります。

補助金は目的に沿って適正に利用されているか、市民に十分な成果が還元されているのかを常に検証し、十分な成果が得られていない場合には、制度の廃止や補助金の減額、また補助要件を満たさなくなった場合には、補助金の返還を義務付ける等の制度改革を行うことも必要と考えます。

また、各種財政援助団体での活動や会計処理についても活動が計画に沿って履行されているか否か、主たるべき決算区分の中で適正な処理がされているか否かなど、実績報告書や年間の活動内容等を十分に精査した中で、活動への助言指導を進めていただきたいと思います。

これは交付金についても共通して言えることだと考えます。

次に随意契約についてです。

物品購入、工事委託、業務委託ともに随意契約が多い状況であります。事務執行上、やむを得ない場合もあるかとは思われますが、随意契約は事業実施の迅速性が確保できる反面、経済性確保という観点からは、競争入札に比べて必ずしも有利とは言えません。やむを得ず随意契約での事業執行の場合であっても、競争原理を働かせ、透明性と公平性の確保に努め、安易に業者を決定することがないように、計画的で適切な契約手続きを執行するように努められることを願います。

また、匿名随意契約においても価格の妥当性について検証しておくことが大切だと考えます。

次に委託契約についてです。

平成30年度の事業評価において、委託事業についても検証していただいているところですが、以降の事業執行については評価結果を十分に反映するとともに、市が当事者であるという認識をしっかりと持ち、事業執行を行っていただきたいと思えます。

また、既存の事業であっても現状でよしとせず、常に検証すべきと考えます。さらに新事業の執行にあたっては、安易に委託事業とすることなく、委託とすることが妥当か否かを慎重に検討していただきたいと考えます。

次に、指定管理者制度の検証についてです。

指定管理者制度は行政改革の一環として導入されている制度であり、施設運営面のサービス向上により利用者に利便性の向上が図られることが目的です。そのため、市は指定管理者と結んでいる協定に基づいた施設運営が行われるよう管理監督する責務があります。

また、指定管理者の企業体制、総合力のチェック、財務状況の把握を常に行うとともに、目的が十分に達成されているか否かを検証し、次年度の事業実施に成果があがるように努めていただきたいと思えます。

各項目に対しては以上ですが、時代に即した市政運営を進めるため、事務処理の方法や内部統制を整備し、しっかり検証しながら改革を継続的に行うことを望みます。

今後におきましても、市民の貴重な税金を運用しているという責任を十分に自覚し、法制度の下、業務遂行に細心の注意を払い、市民の負託に応えられるよう、鋭意努力していただくことを監査委員一同、心から望んでいる旨、山下市長様をはじめ市幹部の皆さん方には過日、ご報告させていただきました。

以上、令和元年度決算審査の報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で代表監査委員の報告が終わりました。

○議長（中村正彦君）

これより日程第6 報告第6号を議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり財政健全化判断比率および公営企業の資金不足比率の報告ですので、ご了承をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

全員協議会を開催しますので、議員および執行部関係者は第2会議室に移動してください。全員協議会が終了しましたら再開いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時45分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1案が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長 (中村正彦君)

これより日程第56 議案第132号を議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。
市長、山下政樹君。

○市長 (山下政樹君)

今回、追加提案します議案1件について概略をご説明申し上げます。
議案第132号 動産の取得についてです。
児童生徒1人1台端末の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。
よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 (中村正彦君)

市長の説明が終わりました。
これより議案第132号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(な し)
質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただいま、議題となっております議案第132号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
よって、議案第132号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより議案第132号の討論を行います。
討論はありませんか。
(な し)
討論を終結いたします。
これより議案第132号の採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
(起 立 全 員)
起立全員であります。
よって、議案第132号は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。
明日9月8日から9月14日までは、議案調査のため休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日9月8日から9月14日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は9月15日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時48分

令和 2 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 1 5 日

令和2年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和2年9月15日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第83号—議案第131号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保 健 福 祉 部 長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公 営 企 業 部 長	西 海 好 治
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
政 策 課 長	水 谷 和 彦	財 政 課 長	返 田 典 雄
消 防 長	矢 崎 丈 司	代 表 監 査 委 員	横 山 祥 子
農業委員会会長	三 枝 啓 一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田 中 親 吾
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（中村正彦君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため代表質問1人終了ごとに暫時休憩といたします。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。

議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。

ついては、質問者および答弁者は上着を脱いでも結構であります。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第1 「市長提出議案 議案第83号から議案第131号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての代表質問」を行います。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および代表質問の一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いいたします。

まずはじめに笛新会、岩沢正敏君の質疑および質問を許可いたします。

岩沢正敏君。

○8番議員（岩沢正敏君）

議長のお許しをいただきましたので、代表質問をさせていただきます。

笛新会の岩沢でございます。会派の皆さんには、この機会を与えていただき本当にありがとうございます。

昨日、新しい自民党の総裁、菅さんが決まりました。今年、令和2年度は総理も代わるということですが、新型コロナウイルスで始まった令和の2年度です。現在でも政治・経済に大きな影響が出ております。笛吹市においては、死者はなく感染者も少ない状況ですが、安心はできません。市当局も引き続き対応に努力をしていただきたいと思います。特に観光業に大きな影響が出ております。また、その関連産業も大変な状況になっていると思っておりますが「w i

th」コロナ、「a f t e r」コロナ対策が非常に重要であると思います。

ただ、令和元年度のふるさと納税については、県は40%増、笛吹市においても37%増えているということで、また令和2年度においては、前年を大きく上回る実績になりそうです。笛吹市の特産品の消費宣伝拡大に大いに役立っており、大きな成果となっております。市の担当部局の努力を評価したいと思います。

以下、質問に入ります。

昨日、山下市長は選対事務所の事務所開きを行ったようです。市長の2期目に向けた基本姿勢と、それから重点政策についての考えはということでもありますけれども、6月議会において市長は再選に向けた立候補表明をなされました。

私どもは全面的に支持をするつもりでございますけれども、この半年間、コロナに追われた令和の2年度であったと思います。これからも非常に難しい局面にあるとは思いますが、市長の2期目に向けた基本姿勢、そして重点政策についてお伺いをいたします。

次に令和元年度の決算状況ですけれども、市税については約1億円くらい増えております。地方交付税、それから国庫支出金、これはもう4億くらい減っております。そうした中で扶助費、人件費、物件費、こういった経常的な費用は削ることが非常に困難であります。こういう状況ではありますけれども、この決算状況について、どのように評価されているかお伺いをしたいと思います。

3番目といたしまして、災害に強いまちづくり、強靱化地域計画策定の考えはということでもありますけれども、最初に笛吹市の国土強靱化地域計画の策定の現状はということでもあります。

10月11日に山梨県の県議会議員の議員連盟、そして私ども笛新会の代表であります海野議員が、山梨県の市町村議員連盟の代表もしておりますけれども、その総会が県のほうでも行われる予定になっております。

国の基本法、そして義務、これは平成25年に制定されたわけでございますけれども、山梨県ではまだ20%くらいですね、非常にまだ策定をされているところは非常に少ないです。

私ども笛新会としては、その島田市へ行って、この地域計画の状況を視察をしてみました。ここはもう平成30年にこの地域計画を策定しております。特に私どもが非常にすごいなと思ったのは、もう2年前のこの段階で感染症対策もこの計画に入れていたという、予想をしていたのかそれは分かりませんが、そして島田市の職員だけの手で、コンサルを入れなくて、こういう策定を非常にしっかり作ったということでもあります。これは、その時の市長の考えで、たぶん南海トラフの関係の中でこういうことをしたんだろうなと思いますけれども、危機管理部をつかって、その中に1部1課制、危機管理課1つということ、そして幹部には防衛省の退職した人をやると。そしてこれに専門に当たらせてということでもありますけれども、非常に、ただ、この中でもはっきりと言っております。国の基本法には、このアンブレラ構想といって、各自治体の基本計画、あるいは総合計画の上にこれを、強靱化計画をつくりなさいということです。私はそれはちょっと違うと思っています。やはり各自治体にはそれぞれに合った一番上の最上位の総合計画があるので、これはやっぱり笛吹市としても総合計画の下支えとして、これはつくるべきだと、そういう考えでおりますので、そういう方向でしっかり、これは絶対必要性のある計画だと思いますので、しっかりと策定をお願いしたいと思います。

次に笛吹市の防災計画の強化はということですが、平成30年2月に分厚い計画が笛吹市でもつくられております。ただ、私として、ここを考えるに当たっては、やはりこの計画、

厚い本ですけれども、笛吹市全体としてのガイドライン、あるいは要綱みたいな形になっておりまして、やはり各行政区にはそれぞれ水害に弱い地区、あるいは山崩れ、土砂災害に弱いとか、各行政に非常に違いが出ていると思いますので、やはり行政区独自の計画をつくるように促すことは必要ではないかと思っておりますので、この強化をお願いしたいと思っております。

次に内水氾濫への対策はということで、これは治水工事をすると。これに、治水工事になると膨大な費用もかかりますけれども、そうではなくて、やはり垂直避難、水平避難、こういうやり方の重要性というのは非常に増してくると思います。ハザードマップで見ても、やはり洪水の弱いところが非常にありますので、大雨が降った中で、排水ができないところもありますので、こういうところに対しては、警報をなるべく早くして水平避難、垂直避難を促すべきだと思います。

避難所運営の見直しということで、これはもうコロナの影響で収容人数も限られてきます。この運営のやり方は、当然、見直しが必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、避難所の数を増やすべきではないかということですが、やはり、この収容人数が限られてくる中で、やはりこれは増やしていかないと、民間の施設、頑丈な施設を使った中で、そういうところをお願いして使っていけないと、これはもう収容できないことも出てきております。この増やすことをしっかりと考えていくことは必要だと思います。

あと備蓄品です。今回のことでマスク、手袋、消毒液、そしてブルーシートというのは、いつも備蓄はしてありますけれども、ブルーシートではなくてウレタン製のシートとか、あるいはプラスチックのそういういろんなもの、そして段ボール、いろんな備蓄品が今回からこういう状況になってきますと。必要になってくると思いますので、こういうことの検討も必要ではないかと思ひます。

7番目として、境川にあります大坪地区の調整池、私はこれはもう容量がやっぱり少ないんではないかと思っております。去年の台風、10月12日でしたけれども、境川支所での1時間の最大雨量は26ミリ、そしてこの24時間でしたか、ちょっとそこは分かりませんが、総体の総雨量は255ミリ、これでやはり床下浸水が3件くらい、そしてあそこはもうあふれた状態でした。

最初のときの計画がどういうふうな計画かは、いろいろ、私も調べて、まだありませんけれども、ポンプの容量、あるいは大きさ、立方、ちょっと少ないような気がいたします。平成25年のときには、1時間雨量80ミリが境川支所の雨量計でありました。そのときには、もうあの一帯ほとんど、3軒ばかりではなかったです。そのときには、まだこの調整池は完成していなかったもので、できなかったんですけど、やっぱりこういう1時間雨量50ミリ、80ミリが続くと、あそこの容量ではならないと。それに対する検証は必要ではないかと思っております。

次に危険なため池ですけれども、私どもの原区のため池も今回は解体いたします。それはやはり堰堤がもう穴だらけ、漏水がひどいです。これは危険性が非常に高いと。こういうことをやることになりました。これには建設業協会の協力がありまして、あそこを埋めて平らにするということですが、市内にもこういうため池はどのくらい残っているのか、そのへんのことを、またその対策をお聞きしたいと思ひます。

次に、農業と観光の振興策です。

はじめに、モモのせん孔細菌病、これは当然、継続をしていく必要があると思ひます。去年

と比べて、モモのせん孔細菌病、非常に少ないと。これはやはり山下市長が率先して、かなり力を入れていただいた、この効果が出ていると思います。そして薬剤の防除の効果と、それから農家の耕種的防除、スプリングキャンカー、サマーキャンカーの切除、そして一番困っている人たちは、もう木を伐採したということで、かなり私は減っているのではないかと。でも、これは3年以上、対策が必要であります。もしかしたら3年以上になるかもしれない。笛吹市のモモの生産量は日本一です。日本全国の市町村別からいっても、2位に1万トン以上の差をつけている。これはよその市はおそらく抜けないだろうと思っておりますけれども、これをやっぱり維持していくには、このモモのせん孔細菌病、全国に先駆けてやるべきだと。市長も率先して、国のほうへも要望していただいたと。国も動くと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、この農業の産地をいかにして維持していくか、そのための必要策はということでありますけれども、国の農業・農村の基本計画がこの3月にまとまりました。やはり2030年には農家戸数はもう30%減るよと。これは対策をしても30%減るよというような計画が出ております。笛吹市がこの農業、特に果樹の産地を維持していくためには、やはり担手の確保、マンパワーがなければどうにもならないと。それにブランド化、そしてよい品種、よい系統をいかにして増やしていくか、これにかかっていると思います。いくら良い品種でも系統が悪ければ、もう出荷のときには非常に「優」とか「良」になってしまいます。金にはならない。各品種、いろんなことには系統選抜していく必要があつて、やはり良い品種であり、良い系統をつくるのが最善ではないかと思っております。

そしてオリジナルブランドの確立。7月ですか、市長、トップセールスで大阪へ行きました。私はこれは大成功だと思っております。今年の農業新聞なんかの市況欄を見ても、大阪市場本場でのモモ、山梨産、これは笛吹だと思ひます。1万円以上、ずっとやっておりました。春日居のモモが太田で8千円の時も大阪では1万円。これはやっぱり、どうでも市長、来てくださいと言うだけのことはあると思ひますよ。これは、やっぱりJAふえふきのモモは、それだけの評価をされたということは、非常に良いことだと。やっぱり、消費宣伝活動ということは重要だなど。こういうことをしていつて、やはり産地を維持していつていくことが必要だと。

次に、新型コロナウイルスによる観光業への影響。これはもう大変な状況になっていると思ひます。観光に対しては、このホテル、旅館、あるいは観光農園、大変な影響になっております。これにやはり市の支援というのは、絶対必要だと。このことについても、市としてしっかりとやっているというように感じておりますけれども、これは1年続くのか、2年続くのか、しっかりとやらないと笛吹の経済が駄目になるというつもりでおりますので、このへんもしっかりやつていただくように。

また、インバウンド観光の今後のあり方ということですが、急激に外国人訪日客は少なくなりました。これはもうしょうがないのです。しかし、ある旅行業者が市産業等、国内の観光の売上というのは約28兆円あると。そのうちの5兆円がインバウンドだと。23兆円は国内の人の、国内消費ですよと。ここをやはりしっかりとやつていくことが非常に重要だと。ただし、インバウンド観光はなくすわけにはいかないと。これからも、笛吹の石和温泉、あるいはこの観光農園にしても、たぶん1年後、まだまだ観光客は増えない。ある予想によると1年半くらいはかかると。でも2年後には、今までの、リバウンドじゃないけれども、観光客がどつと来るよと。今まで抑えられていた観光客が一挙に来るよと。これに対する対応もしっかりと各

観光地でやっておかなければ駄目ではないかというようなことも言われております。インバウンド観光をなくすわけにはいきませんので、このへんのところの対応も、2年後を考えた中でしっかりやっていくということは必要だと思っております。

5番目として、教育環境の充実、整備についてということであります。

最初に、浅川中の改築計画の内容と進捗状況ということですが、今年の2月でしたか、3月でしたか、われわれ議員に配られた市の学校施設長寿命化計画、これによりますと、その計画の中では健全度というもので表示されております。これは点数でしたね。その最低が、やはり浅川中でした。23点ということでした。

ほかにもいろいろあるわけですが、私も、この浅川中については前々から、もう6年、議員になってから8年目ですが、かなり前から、この改築ということは要望してまいりました。非常に浅川中の建物が健全度が非常に低いと。この長寿命化計画の中で示されている点数で23点というのは極端に低いです。浅川中は、これでもやはりよそはよそといっても、ほかの学校については、やはり50点以下というのは非常に多いわけですが、その次が37点くらいでしたね。ですから極度に低い。これについてはやはり、もう改築計画が進んでいるということですが、その進捗状況、そしてこれからの計画についてお伺いをいたします。

次に、市内小中学校の建築年数の経過した施設、やはりこれによりますと40年以上経過した学校というのは非常に多いです。健全度が50点以下というのも約3校か4校あります。ただ、その下の小学校の改築計画については、統廃合計画を策定しなければならないと思うということですけれども、非常にこれも一緒にやりますが、児童生徒、減少しております。この資料によりますと、平成25年度には市内の小学生が3,780人くらい。去年の令和元年度、小学生3,227人。約560人、5年間で。とすると、やはり1年間で100人ずつくらい減っていくと。そういう中については、ただ、小学校を改築計画するには、やはり統廃合計画もつくらないと、これには対応できないのではないかと思っておりますが、これは時間がかかると思います。この計画については、やはり地域のコンセンサスがどうしても必要になってくる。でも今のうちからやらないと、10年後にはこの統計から見ても、もっと少なくなる。小学生については、やはり、こういうことを考えた中でも、今のうちから統廃合計画はある程度、やっておかないとならないのではないかというふうに思っておりますので、市の考えをお聞きしたいと思えます。

次にオンライン授業、各家庭での備品整備の充実ということです。この間の新聞でも、報道では、約1割の家庭でこういう設備、備品のこういうのがないというふうに言われております。これに対しても、やはりこれは市でしっかりとやらないと平等にはいかないのではないかと思っておりますけれども、そのへんの。この家庭でのオンライン授業で使う装置について、簡単にスーパーで買えるものじゃないので、やはりこれについては、市としてもやっぱりしっかり補助していかなければいけないんじゃないかなと思っております。

5番目として、教職員の働き方改革についての現状と。コロナコロナで先生方、4月から大変な状況になっております。消毒作業から子どもたちの健康管理、大変な状況です。それに加えて今回、笛吹市議会でも議決いたしましたICT、GIGAスクール構想のコンピューターと言うんですか、パソコンの、これに対してもたぶん、先生方、相当の研修をしなければならぬ。そして子どもたちに教え方のこともしっかりやっていかないと、勉強を、先生方

も非常にこれ、時間をかけなければならない。これに対して、今回の補正予算でもスクール・サポート・スタッフ、あるいは学力向上スタッフの増員がなっております。スクール・サポート・スタッフが約39人。予算ではですよ。それから学力向上支援スタッフが18人。どのくらい確保できたかは、まだ確認はしておりませんが、こういうマンパワー、特にマンパワー、増員してやらないと先生方の負担というのは、コロナから始まって、このGIGAスクール構想を成功させる、これを実現させるためにも絶対に必要なのはマンパワーだと思います。そうした中で、今回、契約案件で議決されましたけれども、やはりソフト会社、もうしっかり協力をしてくれないと、先生方だけですべてが理解できるという問題ではないと思いますので、そのへんのところもしっかり市としては考えるべきだと思っております。

次に文化・芸術、スポーツの振興についてということです。

みんなの広場を文化・芸術活動に多く活用する考えはということですが、みんなの広場、いよいよ建設が始まります。あそこはヘリポート、それからマンホールトイレ、そういった防災の機能も備わっております。いざというときには、あれは防災の機能としてしっかり使っていただくと。特に観光客。一般の市民はいろんな防災計画で避難場所、指定されてありますけれども、やっぱり観光客としても使うべき、また特に屋根付き施設についてはそういう方向で使うんだろうと思っておりますけれども、やっぱり平時の使い方、普段もやはりあそこは、屋根付き施設を使っているような形で多くの人、特に県外、あるいは市外の方を多くあそこに集めて、いろんなイベントをして、そして笛吹に賑わいをつくるというためのものだと思っておりますので、平時は、それにこの文化・芸術活動、特に音楽とかいろんなことができると思います。ミニコンサートでもできると思います。そういった使い方の工夫をしていくべきではないかと思っておりますので、そのへんの考えをお聞きいたします。

また2番目として、観光事業との連携はということですが、国のまだ、国交省の申請はしてあるけど、まだ認可にはなっていないという俳句の里、俳句の聖地、路銀プログラムというのがあります。こういうふうには、これを要するに俳句、文化・芸術活動、こういうものについての、しっかりと観光事業と連携した中で、これについては、文化・スポーツを含めた中での、この観光事業へのコラボレーションと言いますか、連携、こういったものでも観光は、ただ神社、仏閣、そういうものがありますけれども、笛吹には世界遺産もございません。国宝級の神社、仏閣もありませんけれども、やはり釈迦堂の博物館、あれもこの間、市長もやはり博多のほうへ行ったということですが、そういうことを聞いてみますと、すごい価値のあるものだというふうに聞いております。これもやはりしっかり連携につなげたほうがいいんじゃないかという考えでおりますけれども、市の考えはそういう方向に持っていったらいいんじゃないかというような考えを持っております。

次に文化・スポーツ活動の振興に底辺の拡大が重要課題だと思います。やはりさっきの資料の中にありました、小学生が非常に減っている。小学生が減るということは、当然、中学生も減ります。高校生も減ってきます。そうした中で文化活動、あるいはスポーツ活動については、やはり底辺の、今やっている生涯学習、生涯スポーツ、これを定着させるためには、やはり小・中・高の人たちがそのときに体験した文化部、あるいは運動部の中でも、これは生涯につながるのだと思っております。ここをやっぱりやっていかないと、小・中・高のときに経験したことが生涯学習、生涯スポーツにつながるというふうに私は考えておりますので、ここをしっかりやっていくということが非常に重要ではないかと。そうしないと、今やっている文化協会

の、自分たちだけで楽しんでいるような状況が見られますけれども、それではやはり跡継ぎがついていかないと。

スポーツに関しては、やはりスポーツ少年団がありまして、小・中として、あるいはクラブスポーツもあります。かなりいろんなことで底辺の拡大を図っておりますけれども、やっぱり芸術活動もそれが必要ではないかというようなつもりでおりますので、市の見解をお伺いいたします。

次に社会体育・社会教育施設の老朽化対策です。

25年でしたか、公共施設白書が出ました。そのときに、学校施設のほうは健全度とっておりますけれども、この公共施設白書は老朽化率というふうな形で出ております。老朽化率が非常に高い、100%というのも結構ありました。特に社会教育施設の中では、100%というのは非常に、一番、スポーツ施設の中が多かったです。弓道場というのがかなり100%に近いと。ほかに石和のテニスコートとか、芦川のスポーツ広場とか。この老朽化対策はいずれ統合とか、いろんな面が出てくるとは思いますけれども、社会施設の中でやはり御坂の農村改善センター、それから若彦路のふれあいセンター、林業センターはこれはもうあれしましたらいいんですけど、そのほかスポーツ施設では、さっき言った弓道場が結構多いです。老朽化率というのが。そして意外と、少ないのはやはり児童館ですね。児童館とか児童センター。これはもう、かなり新しくしてありまして、これはもう老朽化率が20%ぐらい。しかし、これについては、これもやはり統廃合の計画をつくっていかないと駄目なのか、そういうこともまだまだ結論は出ておりませんが、考えていく必要があると思っております。

7番目として、リニア中央新幹線の活用と課題についてということですよ。

最初に、サテライトオフィス30M、その構想についての考えですけれども、品川の駅、あそこに乗ってから30分で笛吹市へ来るよと。品川の駅から新宿まで行くには25分かかるそうです。山の手線で。それと同じくらいで甲府の駅に来ると。そういうリニアの構想になっておりますけれども、やはりこれを今、テレビでも非常に言っておりますテレワーク、あるいはワーケーション、非常にそういう人たちが増えていると。都心から離れている人たちが増えて、この構想については、この間の後援会でもありました、非常に今から笛吹市にとっても非常にやりがいのある、これは構想ではないかと思っておりますけれども、市としてはこのことについてどういうふうに考えて、やはり立地条件が私はいいと思っております。

次に、境川の残土処理場の将来的な活用についてということですよけれども、あそこ、村の当時は350戸の住宅、そして人口が1千人、増やそうというつもりでやっていたところでありましたが、簡単にリニアの製作工場に県としては使われてしまったと。その住宅構想については、もう完全に消え去っているということですよけれども、今、平らな部分で約10.5ヘクタールあります。この10年後を見据えた、まだまだリニアが完成していなければ、あそこの土地は空かないわけですけど、10年後を見据えた活用策が、これは必要だと思っております。そのための、県のほうとしても、その上の、サテライトオフィスのこの構想の中に、この残土処理場も考えとして1つ入れてもいいのかなと思っておりますけれども、市としてはどのように考えていらっしゃるのか。

次に、境川診療所施設への二重サッシの設置ということですよけれども、歯医者先生の、それから診療所の許山先生が3年ばかり前に、JR東海に要望書を提出いたしました。その中にも10項目ぐらいありましたけれども、その中にもやはり二重サッシが必要。ただ、あの施設

は、境川診療所の施設は笛吹市の普通財産であります。これは市としてもやっぱり考えていかなければならないことだろうと。特に工事が終わってフードがかかれば、これはもうほとんど問題はないと思います。やはり工事中が一番困ると。工事中の騒音と振動。これは工事期間が5年になるのか、10年になるのか分かりませんが、その工事が始まる前にやはり診療所については、二重サッシだけはしてやらないといけないのではないかというふうに考えております。市の考えをお聞きいたします。

次に、用地取得交渉の進捗状況でありますけれども、個人交渉ですから、われわれとしても一切報告は受けておりませんが、市ではどのような範囲で理解しているのか、分かる範囲内で結構でございますけれども、やはりこの状況を、分かったら教えていただきたいと思っております。

8番目として、環境推進対策についてということで、最初に可燃のごみ袋の価格改定についての考えはということです。

このところ、市民のほうでいろんな、なんだかのぼり旗が立ったり、いろいろしていますけれども、市民の声は聞く必要があるというのは、市長は十分に考えていると思いますが、ごみ袋30円と決めたときの市の担当者の判断、われわれもそれに賛成しました。30円。それは膨大な、やはり各自治体のごみの、可燃ごみのものはすべて調査して、あのときに180ぐらいですかね、実態を調べて30円がごみの減量化に一番いいよと。高すぎても安すぎてもごみの減量化にはつながらないよということであります。それで当時、私どもは賛成をいたしました。そして、今までこういう状態できたわけですが、価格の改定については、12月ですか、廃棄物減量推進審議会というのがたぶんあると思います。そこでも意見が出ると思いますので、そうした判断の中で、市としてはどういうふうにもっていくのかお聞きしたいと思います。

次に甲府、峡東4市の協議会の統一料金の方向性はということです。甲府と峡東3市でつくっているごみ処理組合、その中でもこのごみ袋については統一がされていないので、こういうふうに市民からいろんな意見が出ているんだろうと思います。各市の状況は、全然やっぱり違っています。製造、ごみ袋を作るにしても、市で作っているところと業者に任せているところ、収集業務は市で、4市でやっております。そのやり方が非常に違うので、製造と、それから販売方法も違うんですが、やはり笛新会としては、やっぱり統一したものが作られるほうが、4市の市民にとっては、非常に良いのではないかと考えておりますけれども、これは4市のことですから、1市だけというわけにはいきませんので、これは非常に難しいと思っておりますけれども、努力して、やはり、一番市民とすれば4市が同じ価格で買えるというのは非常に良いことだと思います。統一性をしっかりやっていただくことをお願いしたいと思います。

また、このごみ袋を改定する場合、安くする場合、上げることはないと思っておりますけれども、そのときの市の財政負担、一般会計からの繰り出しは当然出てくると思います。現在の段階ではどのくらい、市の財政負担は増えていくのか、お聞きしたいと思います。

最後に災害ごみの仮置き場でございますが、今年もそうでした。7月の豪雨、そして去年もそうです。その前もそうです。台風被害。台風と、それから水害によるごみの処理というのは、各自治体の、本当に困っているところでございます。やはり最悪のことを考えた場合に、各地に公園とか空き地とか、場合によっては学校のグラウンドとか、いろんなところが想定されておりますけれども、そうはいつでも、やはり道路沿いのところ、こういう条件が、そうでない

と収集車が入りませんので、こういう条件が付くわけですがけれども、これもしっかりとした災害ごみの仮置き場を確保する必要があると思います。特に洪水と、それから土砂災害については、笛吹市でもハザードマップがございすけれど、風のハザードマップというのは、どの自治体、調べてもありません。これはもう、どこへ台風が来るのか、竜巻が来るのか予想できませんので、ただし台風の大型でもって去年の千葉みたいに大変な災害も出ます。これはもう、風というのはしょうがない。ハザードマップは作れません。でも被害が大きくなると。やっぱり地区、社協の防災計画の中にもありましたが、各行政区でもやっぱり、地震のときも災害ごみはここへ置くんだよと、仮場所はここだよというところもやっぱりそういう指導も、そういうところをつくるという、そういうことを促していくことも非常に必要ではないかと思っておりますので、市のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛新会、岩沢正敏議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、2期目に向けた基本姿勢と重点政策についてです。

私は、市政は市民の幸せのためにあるべきという基本理念のもと、一貫して「市民ファースト」の市政運営に努めてきました。

また、市長就任後直ちに策定した第2次笛吹市総合計画で、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」とした市の将来像を実現し、100年後も豊かで元気な笛吹市を市民の皆さまとともに作り上げ、本市に住む誰もが、心豊かに優しい気持ちで安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

また、将来像の実現に当たり、3つの基本目標のもとに施策を展開するとともに、優先的、重点的に取り組む事業については、第2次総合計画の実施計画に位置づけて実施しています。

これからも、総合計画を着実に推進し、職員とともに、「ハートフルタウン笛吹」の実現に向けて、邁進していきます。

なお、2期目に向けての重点政策につきましては、今後、私の公約としてお示しをいたします。

続きまして、令和元年度の決算状況の評価についてです。

令和元年度決算の評価としましては、地方交付税が減少する中で、市税の収納率向上による市税の増額や歳出の抑制に努めたことにより、実質単年度収支が黒字となったことは、評価できると考えています。

しかしながら、財政の弾力性を示す経常収支比率につきましては、前年度より2.3ポイント増加し、91.6%となり財政の硬直化がうかがえるところです。

普通交付税が一本算定化され、一般財源総額が減少する中で、引き続き経常的な経費の削減が課題であると考えています。

続きまして、国土強靱化地域計画策定についてのご質問のうち、まず市における地域計画策定の現状についてです。

令和2年度の国土強靱化地域計画を策定することとし、現在、関係課の代表によるワーキン

グループ会議を開催し、大規模自然災害等による最悪の事態の発生を回避するために、現状の課題を分析するとともに、その対応策を検討しています。

12月中には、国土強靱化地域計画策定本部において、計画案を取りまとめ、パブリックコメントを実施したいと考えています。

次に、笛吹市地域防災計画の強化についてです。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的として、災害に関わる市の総合的な対策を定めた計画です。

東日本大震災においては、自助、共助および公助が連携することによって、大規模広域災害後の対策がうまく働くことが強く認識され、地区における共助による防災活動の強化が重要視されています。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法の改正では、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者および事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。

この地区防災計画は、地区ごとに懸念される災害種別や災害状況、地域にお住まいの方でなければ分からない危険箇所や災害発生の前兆、それらに応じた避難行動など、災害への備えとして地区の住民が話し合って作成するもので、被害の軽減につながる重要なツールであると考えています。

市としましても、この取り組みを推進するために、講習会の開催や計画策定のための基本となる計画案の提示、モデル地区の選定など作成に関する支援をしていきます。

さらには、この地区防災計画を本市地域防災計画に位置づけることによって、一層実効性のある計画としていきたいと考えています。

次に、内水氾濫時の避難についてです。

市街地などに短時間で局地的な大雨が降り、小河川などがあふれ出し、建物や土地が水に浸かる内水氾濫は、河川氾濫と比較して短時間で発生する恐れがあるため、安全な場所への避難については、早い時点で避難行動を起こす必要があります。

避難の際には、内水氾濫が発生しやすい水路の近くや周辺よりも低い場所を避け、避難先へ水平避難をしていただくことが大切です。

しかしながら、避難の遅れなどにより危険を感じる場合などは、高い建物や自宅の上層階への垂直避難も必要ですので、こういったことについて、市民の皆さまに十分周知していきたいと考えています。

次に避難所運営の見直しについてです。

市では、今年の台風19号の接近に伴う災害対応の検証から、指定避難所に配置する職員を従来の3人から6人に増員し、災害発生初期における円滑な避難所開設、運営を図ります。

また、現下の新型コロナウイルス感染症への対策を講じた避難所開設および運営を行うため、避難所での感染防止・衛生対策に必要とされる物資・資材の準備、避難所のレイアウトやソーシャルディスタンスの確保の仕方などをマニュアルとして策定いたします。

8月30日に実施しました市の総合防災訓練では、このマニュアルに基づき、市内37カ所で避難所開設訓練を行うとともに、学校においては、普通教室も避難行動要配慮者や発熱した避難者の専用スペースとして使用することを含め、開設手順等を確認したところです。

次に、避難所の増設についてです。

今年度、新型コロナウイルス感染症防止対策として、これまでの30施設の指定避難所に加え、7カ所の公共施設を選定し、避難所を開設することといたしました。

しかしながら、すべての市民を受け入れるだけの避難所を確保することは、現実的には難しいことから、市民の皆さまそれぞれが、あらかじめ親戚や知人宅など、有事の際に安全に身を寄せられる場所の確保や在宅避難などの方法について考えていただくことも重ねて啓発していきます。

また、長野県飯田市で行っている高台に住む住民が、浸水想定地域に住む住民に避難場所を提供する、市民によるパートナーシップ協定といった取り組みの事例もありますので、このような取り組みを参考に、新たな避難先の確保策を検討していきます。

次に備蓄計画についてです。

市の備蓄品については、地震災害時の被害想定を基礎として、食糧、飲料水、毛布などを備蓄しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、消毒液などの衛生物品を新たに備蓄します。

今後も状況に応じて、被害想定等を基礎とし、備蓄が必要と思われる物品の選定と、適切な量の備蓄を進めていきます。

次に大坪地区の調整池についてです。

この調整池は、笛吹川の水位が上がったときに、一時的に雨水をためることを目的に設計されました。

しかし、昨今の集中的な降雨の状況や流末である大坪尻川の状況により、笛吹川の状況にかかわらず調整池に雨水が流入する状況が見られます。

より安全性の高い対策を講じるため、検証を進めています。

また、大坪尻川の管理者である甲府市に対して、適切な管理を申し入れたところです。

次に危険なため池についてです。

現在、笛吹市内には10カ所のため池があります。平成25年に実施した、ため池耐震診断調査の結果、危険なため池はなく、現在も維持管理を行い、正常な状態を維持しています。

また、灌漑施設整備が進み、農業用水の安定供給ができる地域については、順次ため池を埋め立てる計画をしています。

続きまして、農業と観光の振興策についてのご質問のうち、まずモモせん孔細菌病対策の継続についてです。

笛吹市モモせん孔細菌病防除対策本部では、今後の方針として、モモせん孔細菌病の早期撲滅を目指し、地域ぐるみで一斉防除を3年間継続する決定をしました。

具体的には、農家の一斉防除を後押しするため、年間薬剤購入費のうち、秋3回、春1回、生育期薬剤2回分の農家費用負担が、3分の1となるように補助します。

また毎年、秋春の防除後に実施状況の調査を行い、未防除圃場については、徹底的な追跡調査と防除の呼びかけを行います。

次に産地維持のための施策についてです。

産地を維持していくための施策としては、労働力を確保するための担い手対策や後継者育成、生産基盤である優良農地の確保、規模拡大を希望する農業者への農地流動化、農業施設の充実と集約的農業による高収益化、品種改良や新品種の開発と普及による産地のブランド化、消費

拡大のためのプロモーション、さらには、自然災害や病害虫などによる減収に備える対策などが挙げられます。

市では、産地を維持していくため、これらの施策を、国県の施策と組み合わせ、効果的に実施していきます。

次に観光業における新型コロナの影響への対処についてです。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本市の観光産業の消費額は、大幅に落ち込んでいます。

本市では、この状況を打開するため、笛吹市宿泊料金割引事業を6月18日から実施したところ、好評をいただき7月いっぱいまで完売し、約2億5千万円の取り扱い額があったところです。

また、山梨県と静岡県の人および物の交流を積極的に推進するために行っている「バイ・ふじのくに」キャンペーンの一環として、国の「GoToトラベルキャンペーン」と市内の観光農園を支援するための「観光農園特典キャンペーン」をセットにし、石和温泉宿泊特別企画として静岡全県に折り込みチラシを配布しました。

今後の対応につきましては、市内の観光施設に対して、県が行っている「やまなしグリーン・ゾーン認証」制度の取得を促し、安全・安心な観光地づくりを進め、収束後は、積極的に観光キャンペーンを行っていきます。

次に今後のインバウンド観光についてです。

令和元年度の石和温泉宿泊者数は147万人であり、そのうち18万人が訪日外国人旅行者でした。インバウンド誘客においては、観光立国を目指して様々な施策が、国より打ち出されており、2030年、6千万人という目標値も変わらず目指していくとしています。

新型コロナウイルス感染症の収束後における本市のインバウンド観光の対応としては、SNSやユーチューブを活用して、引き続き魅力を発信するとともに、特に観光客の安全、安心を第一に考えた新しい生活スタイルに即した観光スタイルを地域観光関係者と検討していきます。

続きまして、教育環境の充実、整備についてのご質問のうち、浅川中改築計画の内容と進捗状況についてです。

浅川中学校の改修事業については、長寿命化改修の手法により、令和2年度から令和5年度までのスケジュールで、校舎および付帯施設の改修を実施します。

長寿命化改修では、建物の耐久性を高めるための、コンクリートの中性化対策、耐久性に優れた部材の使用および水道・電気等のライフラインの更新とともに、建物の機能や性能を向上させるための、省エネルギー化やバリアフリー化および防災機能の強化などの工事を予定しています。

今後は、設計業務や地質・測量調査等を行う計画であり、現在は基本設計の作業を進めています。具体的な改修内容については、基本設計が固まった段階で、改めてお示しします。

次に市内小中学校の改築計画および統廃合計画についてです。

小中学校の改修計画については、昨年度末に策定した笛吹市学校施設長寿命化計画に基づき実施していきます。

同計画では、各学校施設の劣化状況を屋根、外壁、設備など5つの部位に分けて判断し、施設ごとの健全度を示しています。

原則、この健全度の値が小さい建物から改修することとしています。児童生徒数の動向や

統廃合についての保護者や地域住民の皆さまのご意見を考慮する必要があると考えます。

次に家庭でのオンライン授業に必要となる備品整備についてです。

オンライン授業を実施するに当たっては、家庭で利用するパソコンとインターネット環境が必要であることから、環境が整っていない家庭には、学校のタブレットパソコンやモバイルルータを貸し出して対応します。モバイルルータについては、192台の調達に要する費用を今定例会に提出した補正予算に計上しています。

次に教職員の働き方改革の現状についてです。

市立小中学校では、統合型校務支援システムを使った業務の効率化と勤務時間の管理、部活動や会議を行わない「きずなの日」の設定、学校行事の見直し等、業務改善に取り組んでいます。

また、本市においては、夏季休業等に学校閉庁日を設け、休暇を取得しやすい環境づくりを進めています。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策として、学習や環境整備等を支援するため、2学期から学力向上支援スタッフ等42名を配置しています。

本年度中に、1人1台端末や大型提示装置等のICT環境を整備するため、ICTを活用した授業や研修等に係る学校への支援も必要となります。納入業者による研修や地域企業との連携、既存の研究会の活用により、教職員の負担軽減を図っていきます。

さらに、令和4年度からの学校給食費の公会計化に向けて、関係部署と協議し、その実現に向けた準備を進めているところです。

続きまして文化、芸術、スポーツ振興についてのご質問のうち、まず笛吹みんなの広場の活用についてです。

笛吹みんなの広場は、様々なイベントが開催できる緑豊かな公園として整備するため、年間を通して、市民の皆さまをはじめ、多くの方の利用を期待しています。

市としても、文化、芸術などにおけるイベント利用を数多く企画するとともに学校、保育所、市民活動団体など、多様な主体が行うイベントの会場として利用していただきたいと考えています。

次に観光事業との連携についてです。

笛吹市には、文化・芸術においては俳人飯田蛇笏・龍太を生んだ山廬や、今年6月にリニューアルした釈迦堂遺跡博物館、世界に情報発信できる山梨県立博物館、日本の原風景の藤原邸など、先人たちによって培われてきた文化、芸術の多くが継承されています。

現在、見直しを進めている笛吹市観光振興計画の取り組みでは、文化・芸術における体験学習と観光資源の連携を取り入れた、長期間滞在ができる旅行コンテンツの造成を図ることとしています。

今後、修学旅行や俳句ツアーなどを目的として、新たな観光客が本市にお越しいただけるよう、旅行会社を通じて全国に情報発信していきたいと考えています。

次に文化、スポーツ活動の底辺拡大についてです。

文化、スポーツの振興には、多くの市民が文化、スポーツに親しむことが必要であるとともに、将来にわたり活発な文化、スポーツ活動が継続されるためには、次世代を担う子どもたちへ、文化やスポーツを体験する機会を提供することが大切だと考えます。

そのため、文化活動にはクラシック音楽などの学校公演や舞台体験、小学校での俳句出前授

業を実施するとともに、スポーツ活動では軽スポーツを体験し、楽しみながら身体を動かせるスポーツフェスティバルやボールゲームの楽しさを体験するボールゲームフェスタなどを開催しています。

また、笛吹高校との連携協定に基づき、市が同校の運動部員を対象にしたウエイトトレーニング教室を開催し、競技力の向上を支援するとともに、同校の野球部やサッカー部の生徒が市内のスポーツ少年団へ出向き、競技の指導を行う活動に取り組んでいます。

今後も、学校や関係団体と協力しながら、子どもたちが文化やスポーツに親しむ機会を提供していくとともに、市民の文化、スポーツ活動を担う文化協会、スポーツ協会、スポーツ少年団の活動を支援していきます。

次に社会体育、社会教育施設の老朽化対策についてです。

現在、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化など中長期的な整備計画を検討しています。必要な修繕のほか、計画的な改修や予防保全を行い、良好で安全に施設を利用できるように努めていきます。

続きまして、リニア中央新幹線の活用と課題についてのご質問のうち、まずサテライトオフィス30M構想への考えについてです。

現在、構想を中心となって進めている民間企業が、都内の上場企業など約1千社に対して、サテライトオフィスへのニーズを調べるためのアンケート調査を行っており、県と市が後援の形で協力しています。

サテライトオフィスは、都市から地方へ新たな人の流れをつくり、地元の企業や人材と連携したビジネスや雇用の創出などによる地域活性化や地方創生につながるとされ、本市としても、この構想に大変期待しており、今後もできる限りの協力をしていきたいと考えています。

次に境川残土処理場の将来的な活用についてです。

境川残土処理場に係る定例会議等において、地元や市とともに活用策の検討を行い、具体的な活用方法を示すように、所有者である山梨県に対して、要望を行っています。

また、令和元年12月には山梨県総務部理事に現地調査を行っていただき、残土処理場の活用策の検討を直接求めたところです。

今後も、地元の想いをしっかり受け止め、山梨県に活用策の検討を始めるよう要望をしていきます。

次に境川診療所施設への二重サッシ設置についてです。

平成28年12月に境川診療所および境川歯科がJR東海宛てに提出した質問状の中で、二重サッシの必要性についても言及しています。

平成29年8月にJR東海から、工事期間中の騒音や開業後の走行による騒音により、個別対策を実施する必要があると認められた場合については、必要な対策を実施する旨の回答がありました。

次に用地取得交渉の進捗状況についてです。

進捗状況につきましては、JR東海は公表しないことといたしております。

用地交渉の期間は、平成26年11月にJR東海と山梨県が締結した用地交渉に関する協定によると、終期は令和3年3月31日までとなっています。

続きまして、環境推進対策についてのご質問のうち、可燃ごみ袋の価格改定の考え方についてです。

有料指定ごみ袋の価格の見直しについては、ごみ処理に関する手数料の全体的な見直しの中で検討しています。導入から3年が経過しましたが、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合を構成する甲府市、山梨市、甲州市と比べ、販売価格が高いことについて、多くの意見をいただいています。

市民の皆さまの声を伺う機会を設けた上で、見直し案を示したいと考えています。

次に甲府・峡東4市の協議会における料金統一の方向性についてです。

平成26年度、27年度に事務組合を構成する4市の担当課長会議で協議しましたが、甲府市、山梨市、甲州市の3市が独自の価格設定ならびに調達および販売方法をとっているため、料金の統一はしないという結論が出ています。

次に改定する場合の市財政負担についてです。

令和元年度の有料指定ごみ袋の売上金額は、8,242万円です。現時点では、ごみ処理に関する手数料の全体的な見直し案をお示しすることができないため、財政負担についてお答えができません。

次に災害ごみの仮置き場の確保についてです。

災害ごみの仮置き場は、災害廃棄物の種類や発生量に応じて、公共用地を中心に、民間の廃棄物処理施設などの活用も検討しながら選定する必要があります。

現在、本市では、災害ごみの仮置き場の候補地を検討しており、早急に、災害廃棄物処理計画を策定し、災害ごみの仮置き場を選定する予定です。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

岩沢正敏君。

○8番議員（岩沢正敏君）

ありがとうございました。

強靱化地域計画については、12月中に計画案を示し、そしてパブリックコメントをすることで、積極的にお願いをしたいと思います。

また、地区防災計画については、各地区への計画案の提示、そしてモデル地区の選定ということでやっていただけるという方向だというふうに理解しております。

また、大坪地区の調整池については、大坪尻川の下流の管理についても甲府市に申し入れてあるということで、やはり大坪尻川は非常に重要だと思います。それは市としての努力も評価をしたいと思っております。

また、教職員の多忙化についてですけど、やはり給食費の公会計化、これは各自治体でもやっておりますので、そうしてやらないと、やはり先生方が給食費を集めているというような状況も非常にえらいと思います。これも必要なことだろうと思っております。

答弁、ありがとうございました。

続きまして、再質問ですけれども、まず境川の残土処理場の活用策についてですけど、市長の答弁では地元の想いを受け止め、そして県に活用策の検討を要望していくというような答弁がございました。

笛吹市、それから地元境川町として、今あそこの地区については3区の対策委員会というのが定例会議をやっておりますけど、ただそれは活用策のための対策委員会ではありません、こ

れは、あそこを使うための対策委員会ですので、やはりこれも10年の間に、あそこの活用をどうしていくかということは、笛吹市、そして地元境川町と一緒にあって、活用策の検討会議、あるいは検討委員会でもいいですけど、ただ、まだあと10年ということで、どういうふうな経済状況、いろいろなことが考えられると思いますので、そうは言ってもそういう会議、あるいは委員会等の設立を考えていく必要があると思いますけれども、市としてはどのように考えておりますか。

○議長（中村正彦君）

答弁を、市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

岩沢正敏議員の再質問にお答えいたします。

議員の言うこと、もっともだと思います。先ほど答弁の中にもありましたように、県との協議、これから始まるわけでございますけど、県の協議が始まりましたら、ぜひとも境川残土処理の活用について、地元と市と共通の認識をもって、直ちに本格的な協議に入ることができるよう、できるだけそういった協議の場を持てるようにですね、考えていく必要が十分あるのではないかというふうに思いますので、考えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

岩沢正敏君。

○8番議員（岩沢正敏君）

ありがとうございました。

長い時間がかかると思いますけれども、しっかり計画をしていただきたいと思います。

次に、再質問の2問目ですけれども、浅川中の改築計画についてということで、市長の答弁の中では、令和2年から、それから令和5年度までに校舎と付帯施設の改修を実施していくという答弁がございました。

付帯施設の中にはいろいろなものがあるとは思いますが、私、PTAの会長をしていた経緯から浅川会というのがありまして、歴代の校長とか教頭、あるいはPTAの役員の方々が入っている会がございます。その中でも、いろいろ私は言われてきました。浅川中のことについて、こうしてほしい、ああしてほしいということが出てきましたけれども、その中で今ある5つの中学校の中で、やはり浅川中については、グラウンドは別です。グラウンドはみんな土ですけど、土の部分が非常に多いと。そのためにPTAが毎年草刈りをするところが非常に多いと。よその中学校へ行きますと、石和中にしても、春日居中にしても、一宮にしても、御坂については先生方が車を停めているところがちょっと土ですよ。あとはほとんど、自転車置き場にしても、いろいろなところがみんな、特に石和中は新しくなりましたので、子どもたちの自転車置き場等も非常にアスファルトが舗装化していて、浅川中については、生徒が校門から入って、ずっと校舎の奥を通過して、一番奥に駐輪場がある。その間がほとんど砂利。それで雪や雨のときには、子どもたちは非常にあれです。

そうした中で、今度の改修計画、一番の草というのは、青雲館があつて、体育館があつて、プールがあります。これ、上からプール、体育館。その向こうが浅川の土手になっております。そこがものすごい草で、毎年PTAが草刈りをする。非常に厄介な、特にプールの上のほうは

ひどいです。やはりそういう部分を、子どもたちのため、来賓が来ても、先生の駐車場も砂利です。雪のときは大変です。用務員さんが雪かきを一生懸命やる。アスファルトであればかなり楽ですけど、そして泥だらけに子どもたちもなって、長靴で駐輪場に行くというような状況ですけれども、やはりこれについては、この改築計画の中に、そういった状況を解消するための方策が入っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村正彦君）

答弁を、宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

岩沢議員の再質問にお答えします。

浅川中学校につきましては、現在、基本設計の段階におきまして、駐車場や駐輪場などの外構工事の検討もしている状況でございます。

詳細につきましては、実施設計の段階におきまして、学校とも協議して進めたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

岩沢正敏君。

○8番議員（岩沢正敏君）

ありがとうございました。

その計画の中に、いろいろな生徒、先生方の思いというのも入れていただいて、計画をしっかり進めていただきたいと思います。

質問ではありませんけれども、先ほどの強靱化計画の策定もやるという方向ですけれども、これは今年の、令和2年度の国の国土強靱化地域計画に基づいて実施される関係省等の支援ということで、国からのあれが出ております。その中でも、文科省の中で学校施設改善計画の交付金というのが国全体としては約7,500億円付いております。こういうのもやはり強靱化計画を、地域計画をつくらないと、やはりこういう交付金が出てきませんので、やはりこういうものは先につくらいただくという方向で、やっていくという方向ですので、そうした場合、こういう浅川中の改築計画等も、これは使えるのではないかと、私は個人的に思っております。

そのためには、やはり学校の老朽化対策、あるいは防災機能の強化、学校施設の耐震化、そのための経費の一部を国庫補助するというふうになっておりますけれども、そのためにもしっかりと、やはり国土強靱化地域計画というのは、市でもしっかりと策定をしていただきたい。

以上で、質問を終わります。

これからの市の発展のために、市長以下、皆さん方のご尽力をご期待申し上げまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、笛新会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時半といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

代表質問を続けます。

次に誠和会、小林始君の質疑および質問を許可いたします。

○16番議員（小林始君）

誠和会の小林始です。

議長の許可をいただきましたので、誠和会を代表して通告しました6間について、質問を行います。

昨年末、中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスは、世界的な大流行となり、いまだに急速な蔓延を続けております。

国内では、今年の1月15日に初めて発症を確認され、現在、第2波の発生期であるといわれています。

まだまだ長期化が予想されており、その影響により全国各地で行事や祭り等の中止や社会生活の形態や環境までも変わりつつあります。

このコロナ鎮圧のために世界中でワクチンをはじめとした薬を開発中ですが、まだまだ先が見えてこない状況です。コロナへの対策は国・県の取り組みが重要であります。市でも市民の生命と健康を守るためにも、第2波、第3波への最大限の対策を期待するものです。

また、例年この時期にニュースとなる自然災害ですが、今年も令和2年7月豪雨ということで、熊本県を中心に九州や中部地方など、日本各地で発生した集中豪雨により、82名もの尊い命が失われ、インフラも鉄道、道路をはじめ、農業被害など大きな被害が発生した状況であります。

被害に遭われた地域でも、今も避難所生活が続き、家に戻れない方も多くおります。被害に遭われた方にお見舞い申し上げるとともに、今までのような平穏な生活に早く戻れるよう、祈念する次第です。

笛吹市でも長雨の影響で、特産の桃は糖度が落ち、ブドウは晩腐病やベト病の大発生があり、昨年のもものせん孔病に続いての多大な被害を受けております。

これからの秋の観光シーズンを迎え、GoToトラベルキャンペーンなどを利用し、十分なコロナ対策をした上での県内外の観光客の受け入れにより、活気ある笛吹市になることを期待するものです。

はじめに、山下市長が就任して4年を経過しようとしております。山下市政4年間の市政運営について質問を行います。

4年前の平成28年10月23日、多くの市民の支持を得て当選し、11月14日に就任して以来、早くも4年を経過しようとしております。

市長就任時の市政方針、運営方針における基本理念は「市民ファースト」であり、施策の柱は「子どもたちに夢を」「若者に希望を」「女性に輝きを」「高齢者の皆さまに安心を」の4つの施策を行う「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を目指してきましたが、4年経過する中で、その施策の実現についてお聞きします。

はじめに、市長が掲げた4つの施策別の実現は十分に実施できたのか。または、まだ道半ばとなっている施策・事業はあるのか。施策別に達成度は何%であるのか。重点的事业は何であったのか伺います。

2点目、市政課題に取り組む3つの柱としていた「幸せ実感、心豊かに暮らせるまち」「新たな農業、実り豊かなブランド農業」「観光再生また訪れたいくなるまち」の柱ごとに、実現状況、結果はどうであったのか伺います。

次に3点目、財政状況と事業内容の点検を行い、本市の身の丈に合った財政運営と行政サービスを行うことが急務であるとして、スクラップ・アンド・ビルドを実行した施策・事業の整理はできたのか伺います。

2番目として、令和元年度決算状況について伺います。

令和元年度決算は歳入合計316億4,900万円、歳出合計292億2,800万円となり、歳入歳出差引額は24億2千万円となっており、決算額の歳入は2.8%、歳出は4.5%と前年度決算額より減額の決算となりました。

また、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率の指数も健全基準の範囲内を維持しているとの報告がされています。

しかしながら、来年の令和3年度には合併特例の普通交付税が完全一本化となることから段階的に減額されております。また自主財源である税収も人口減少に加え、今年のコロナの影響などの要因で減収となるなど、主要の歳入財源は減少傾向に向かっているのが現状です。

健全で安定した財政基盤を構築するためには、第4次笛吹市行財政改革大綱に掲げた項目をさらに着実に実行した歳出削減と財源確保が必要であります。

そこではじめに、特徴として令和元年度決算はどのような決算になったのか伺います。

2点目、重要施策で成果が特に良好だった事業と成果の上がらなかった事業は何か、また完了できなかった事業、未執行の事業はあったのか伺います。

3点目、毎年決算時に公表される財政健全化法に基づく財政健全化判断比率が合併後の各指標の変化と今後の見通しは、どのような変化をしているのか伺います。

4点目、次に財政分析指標で経常収支比率は80%、実質収支比率は5%程度が標準とされていますが、令和元年度決算において、経常収支比率や実質収支比率を分析してどのように捉えているのか伺います。

5点目、次に財政力指数ですが、合併以後順次比率が低下していますが、このことをどのように捉え、今後の財政運営における取り組み方針はどのように考えているのか伺います。

次に3問目です。みんなの広場について伺います。

山下市長が就任して取得した2.5ヘクタールの用地について、「市民が日常的に自然を感じられる場」「定期的にイベントが開催でき集客や多様な交流を生み出せる場」「地域住民の憩いの場」などの活用方針を踏まえ、様々なイベントを開催することができる緑豊かな公園として整備をすることとなりました。笛吹みんなの広場も7月22日に起工式を行い、整備工事に着手となりました。そこで以下について伺います。

はじめに、昨年9月に行われた入札が建材価格の高騰ということで不調となり、改めて本年5月に再入札が行われ、市内の共同企業体が落札しました。予定価格の違いがあったのか、またその具体的な内容はどのようなものであったのか伺います。

2点目、現在の工事の進捗状況と完成見込みはいつになるのか伺います。

3点目、次に延床面積1,500平方メートルの膜構造の屋根施設など、施設の使用料の設定はどのようになっているのか伺います。

4点目、次にみんなの広場は緑地整備ということで、現在、駅前区画整理事業の緑地換算で整備をしている石和温泉駅西側の公園は、利用度が低迷していると思われます。以前にも話が出ました経緯がありますが、駅前公園を廃止して、南口に市民用の駐車場に整備する考えはあるか伺います。

次に4番目、新型コロナ感染症の支援策について伺います。

新型コロナ対策については、市は各部長による新型コロナ感染症対策本部を設置して、市役所を挙げて最大限の対策を講じております。国・県の対策が重要ですが、市独自の対策も取っていることから以下の支援策について、お聞きいたします。

はじめに、特別定額給付金については、5月7日よりオンラインによる受付を開始し、郵送は5月18日からの受付で、8月17日に締め切られました。この特別定額給付金の執行状況と未支給者は何人いたのか、未支給者の理由が分かる範囲で伺います。

続けて、持続化給付金はひと月売り上げが前年同月の50%以上減少した個人、法人に給付金が支給されます。その実績を伺います。

3点目、大学生への学業継続支援事業と高校生への共にならぼう応援事業についての支給実績を伺います。

4点目、子育て世帯への助成について、新生児特別定額給付金事業、保育所・保育園・幼稚園等への無償化、助成等の事業費と実績を伺います。

5点目、小・中学校への給食費などの助成について事業費と実績を伺います。

6点目、昨年より実施している、観光・宿泊・飲食店等への助成事業費と実績はどうであったのか伺います。

次に5問目ですが、農業災害の対策について伺います。

昨年はモモのせん孔細菌病、今年はブドウの晩腐病・ベト病と農家は2年続けての大規模被害の発生ということになりました。この原因は、異常気象ではないかとのことで対応が難しい状況にあります。

このような中、市長は昨年いち早く、モモせん孔病対策に県・国への行動をしていただき、ボルドー液などの薬剤補助の成果につながりました。農家とすれば大変助かっております。ついては、昨年、今年の病害についての市の対応についてお聞きします。

まず、モモのせん孔細菌病については、昨年の秋から春にかけての薬剤防除実施の実績状況をJAが中心に未防除圃場の調査を行い指導をしたところですが、最終的な未防除圃場の件数と対応はどのようにしたのか伺います。

2点目、今年のせん孔細菌病の被害の発生状況はどうであったのか、出荷量はどうなったのか伺います。

3点目、ボルドー液等の薬剤補助は数年行うと言われていたますが、来年度以降はどのような形で補助を行うか伺います。

4点目、次にブドウの晩腐病も特効薬がなく、一度発生すると数年間は発生すると言われております。晩腐病による被害面積、減収見込みはどのくらいか伺います。この対策について、市はどのような対策を考えているのか伺います。

次に6問目ですが、水害対策について伺います。

笛吹市では、昨年3月に作成したハザードマップを見ると、笛吹川を中心とした地域が浸水エリアとなっており、特に笛吹川右岸の石和地区においては広範囲で3メートルから5メートル浸水する地域や、5メートル以上浸水する地域も多くあります。

最近のニュースなどを見ていると、笛吹川の決壊も心配になります。昨年、笛吹川周辺地域に避難勧告が発令され、多くの市民が地震時の避難所と違う避難所に避難しました。災害という避難時の被災対応については、事前避難なら時間的余裕もありますが、夜間の急激な豪雨、長時間の豪雨などが最近では発生しております。豪雨の最中では防災無線は聞き取れません。エリアメール、FAX、Lアラートがあり、ラインの導入も検討中とのこと。

浸水予測地域の高齢者や独居者などの市民は、3メートル以上の浸水ではどのようにして避難すれば良いのか懸念されるところです。そのようなときの避難伝達方法や、安全な避難方法はどのように考えているのか伺います。

以上、誠和会の代表質問といたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

誠和会、小林始議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに4年間の市政運営についてのご質問のうち、まず4つの施策の実現状況および達成度および市政課題3本柱の実現状況および結果についてです。

私が、平成28年の所信表明で申し上げた4つの施策および選挙で公約に掲げた3本柱については、第2次笛吹市総合計画に反映させています。

第2次笛吹市総合計画の基本構想では、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を将来像とし、その実現に向け3つの基本目標と12の施策および施策ごとの取り組みの方向性を示し、これまでも、それに沿って施策を着実に展開してきました。

また、第2次総合計画の実施計画では、基本構想の中間に当たる令和3年度における数値目標として、子育て世代定住支援事業の申請件数や特定検診の受診率など76の指標を設定しています。

これらの指標について、年度ごとに、現状値を取り組みの効果として評価しており、令和元年度における進捗状況は、数値目標を達成しているものが14、数値目標に対する進捗状況が50%以上であるものが13となりました。

また、「人と文化を育むまちづくり」、「市民が起点地域社会を支える協働のまちづくり」、「将来を見据えた行財政づくり」の施策などは、進捗状況が低い傾向にあるため、これまで以上に取り組みを進めていきたいと考えています。

次にスクラップ・アンド・ビルドを実行した施策・事業の整理についてです。

以前の事務事業評価は、総合計画に定めた目標を達成するための事業について、目標値を定め、妥当性・有効性・効率性を踏まえた総括と今後の方向性、目標達成度による自己評価を行っていました。

しかし、行財政改革の実効性に乏しいと判断し、平成30年度、事務事業評価を見直しました。

この事務事業評価では、年度ごとにテーマを定め、行政が関わる妥当性、効果、透明性と公

平性の観点から、事業を評価し、継続、拡充、改善、縮小および廃止に分類し、翌年度以降の予算へ反映しています。

続きまして、令和元年度決算状況についてのご質問のうち、決算の特徴についてです。

歳入・歳出とも大幅に減少し、歳入は前年度より9億1,050万円減の316億4,987万円となり、歳出は前年度より13億7,475万円減の292億2,894万円となりました。

実質収支は19億5,294万円の黒字であり、単年度収支および実質単年度収支も黒字となっています。

主要な財政指標の状況ですが、財政健全化判断比率4指標のうち実質公債費比率が10.8%となり前年度より1.2ポイント改善しましたが、将来負担比率は48%となり前年度より0.6ポイント上昇をしました。

次に重点事業の成果についてです。

成果が良好であった事業については、子育て世代住宅取得補助事業が挙げられます。155件に補助金を支給し、そのうち、市外から本市に移住する世帯も31件あり、多くの子育て世帯において、笛吹市への定住に寄与できたものと考えています。

さらに統合型GISシステム構築事業については、システムの導入により、地図情報が一元的に管理、共有することができ、各種業務の効率化につながるとともに、住民サービスの向上および災害時における有効活用にも期待ができます。

次に、成果の上がらなかった事業についてですが、地域振興促進助成事業については、申請条件の緩和等を図りましたが、申請件数および補助金支給額ともに伸びない状況です。本事業は、協働のまちづくりの施策における核となる事業ですので、さらなる事業推進を図っていきます。

完了できずに翌年度に繰り越した事業は、7事業ありましたが、本館北側駐車場整備事業および春日居学童保育施設建設事業については、すでに施設が完成し活用している状況です。

未執行の事業としましては、笛吹みんなの広場整備事業において、資材価格の高騰により入札が不調となり未執行となりましたが、本年度において、すでに執行しているところです。

次に財政健全化判断比率の変化と今後の見通しについてです。

公表が義務化された平成21年度以降、実質公債費比率および将来負担比率ともに、比率は減少傾向に推移してきました。

令和元年度の長期財政推計では、両比率とも市債残高の減少および基金残高の維持により緩やかに減少するものと見込んでいます。

次に経常収支比率および実質収支比率の分析についてですが、経常収支比率については、前年度より2.3ポイント増加し91.6%となり、財政の硬直化がうかがえますので、引き続き経常的な経費の削減が課題であると考えています。

実質収支比率につきましては、前年度より1.9ポイント増加し10.3%となりました。これは、市税の増額や歳出の抑制に努めたことによるものと考えています。

次に財政力指数低下による今後の財政運営方針についてです。

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した値です。

財政力指数が1未満の自治体に対しては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が普通交付税として交付されます。このため財政力指数が多少変動しても、本市のような普通交付税の交付団体においては、財政運営に大きな影響を及ぼすものではないと考えています。

続きまして、笛吹みんなの広場についてのご質問のうち、まず入札価格の違いとその具体的な内容についてです。

入札が不調になったことを受けて行った修正設計においては、前回の入札予定価格を超えないこととするとともに、機能や性能を変化させず、より汎用性の高い部材を用いることを基本的な考えとしました。

具体的には、屋根施設の鉄骨部材、スロープの手すり、東側駐車場の舗装材などを見直し、前回よりも今回の入札予定価格が若干低くなっています。

次に工事の進捗状況と完成見込みについてです。

笛吹みんなの広場の整備工事は、現在、造成工事を行っており、今後は屋根施設や管理棟、造園工事などの工事を順次進め、来年6月の完成を目指しています。

次に施設使用料の設定についてです。

施設の使用料については、市民の皆さまをはじめ、市内外の学校、保育所、市民活動団体および民間事業者などにも大いに活用していただき、様々なイベントが開催できるよう考慮しながら検討していきます。

次に駅前公園廃止と駐車場整備についてです。

石和温泉駅前公園は、地域の皆さまの憩いの場として利用されているだけでなく、毎月第2日曜日には「ふえふきマルシェ」が開催されるなど、交流の場としても活用されています。

現在、石和温泉駅前公園を廃止し、駐車場として整備する計画はなく、今後も公園として存続させていきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に対する支援策についてのご質問のうち、まず特別定額給付金の執行状況と未支給者の人数および理由についてです。

執行状況は、申請件数2万9,584件、給付済額68億7,460万円、給付率99.7%です。未支給者は172人、未支給者の理由については、申請がなかった方が158人、辞退された方が14人です。

次に持続化給付金と市独自の小規模企業者小口資金融資制度の実績についてです。

持続化給付金事業については、事業者から国へのオンライン申請であるため、申請件数等の把握はできていません。

また、笛吹市小規模企業者小口資金融資制度の利用件数は、3月から8月の間で21件ありました。利用件数が少ない要因としては、政府系金融機関等の各種コロナ対策融資制度等を積極的に利用されたためと考えます。

次に大学生等学業継続支援事業と高校生等共にながぼう応援事業の支給実績についてです。

支給実績は、大学生等学業継続支援事業が申請件数1,879件、給付済額1億8,530万円、高校生等共にながぼう応援事業が申請件数1,789件、給付済額1,930万円です。

次に新生児特別定額給付金事業、保育所等無償化の事業費と実績についてです。

新生児特別定額給付金事業につきましては、事業費が5千万円、支給実績は8月末現在で、申請件数116件、給付額1,070万円です。

保育利用料および副食費については、6月分から11月分までを無償化とし、保育利用料無償化のための事業費は6,014万円、8月末現在の実績は3,336万円です。副食費無償化のための事業費は3,709万円、8月末現在の実績は975万円です。

私立幼稚園副食費無償化事業については、事業費が140万円、8月末現在の実績は38万

円です。

次に小・中学校等給食費助成事業費についてです。

学校給食費無償化事業については、市内の小中学校に通学する4,915人の小中学生の給食費を令和2年6月から11月まで無償化するものです。事業費は1億7,823万円、6月および7月の2カ月分の実績は6,190万円となっています。

なお、市内在住で、市外の小中学校や特別支援学校等に通学する330人の小中学生を対象にした給食費の助成については、今議会に補正予算として計上しています。

次に観光、宿泊、飲食店等への助成事業費と実績についてです。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施しました笛吹市宿泊料金割引事業については、6月18日から9月29日までを対象期間としたところですが、好評をいただき7月いっぱいまで完売をいたしました。宿泊者数は約1万9千人、取り扱い額は約2億5千万円の見込みです。

次に、飲食店等を応援する無尽キャンペーンの申請状況については、9月1日現在、山梨県全体では申請件数が3,030件、利用額が9,100万円であり、笛吹市分は申請件数724件、利用額2,300万円の利用がありました。山梨県全体における笛吹市の占める割合は約25%となっています。

続きまして、農業災害の対策についてのご質問のうち、まずモモせん孔細菌病における未防除圃場の件数とその対応についてです。

モモせん孔細菌病の未防除圃場は、所有者ごとに把握しており、現在、連絡が取れていない圃場の所有者は、5人です。

対応方針については、対象者に対して、現地の写真を添付の上、伐採整地依頼文を郵送し、回答をいただくようにしました。しかしながら、5人については、未回答でありますので、繰り返し伐採整地等の対応について催促してまいります。

次に今年のモモせん孔細菌病の被害発生状況および出荷量についてです。

被害発生状況は、地域での一斉防除、枝病斑や発病葉のこまめな除去など農家の努力により、昨年に比べて少ない状況でした。出荷量につきましては、昨年が平年の70%であったのに対し、本年度は平年の77%であり、回復傾向にあります。

次に来年以降の薬剤補助についてです。

秋3回、春1回および生育期2回の薬剤購入費に対して、自己負担が3分の1となるよう補助するものとし、3年間継続して行っています。

次に晩腐病による被害面積、減収見込みと対策については、全体の被害面積につきまして、現在、調査中ですが、JAふえふきによると、黒系ブドウの晩腐病被害は、市内の圃場全域に及んでおり、出荷量は前年比90%前後となる見込みです。

今後の対策としまして、来期に向けた防除マニュアルの周知を徹底します。

また、新防除薬の開発、病気にかかりにくい新品種の普及についても、国・県の研究機関、JAと相談しながら、研究を重ね、対策を講じていく必要があると考えています。

続きまして、水害対策についてです。

水害の発生が予測される場合の避難情報の伝達は、防災行政無線、Lアラート、エリアメール、市ホームページ、聴覚に障害のある方への文字表示機能付き個別受信機などによる方法のほか、消防団による避難誘導により行っています。

また、防災行政無線につきましては、放送内容のメール配信や電話で確認ができるサービスも行っています。

安全な避難方法につきましては、市民の皆さま、特に浸水想定区域内の高齢者や避難の際、配慮が必要な方にあつては、安全に避難ができるうちに早めに水平避難することに尽きると考えています。

また、独居の高齢者などで、自分で避難ができない方については、避難行動要援護者登録を行っていただき、近隣の支援を受けて避難が行えるような対策を講じています。

本市では、市民の皆さまが避難する際に必要となる情報を「災害発生時の避難方法について」として冊子にまとめ、本年7月末に市内全戸に配布したところですが、平時のうちに、市民の皆さまそれぞれが洪水・土砂災害ハザードマップによる自宅周辺の浸水想定の確認や避難先、非常持出品、避難のタイミング等を確認していただきたいと考えています。

その具体的方策として、水害時にはどのタイミングでどこへ避難すればよいのか、地震のときはどう行動すればよいのかなど、各世帯において、家族ぐるみ、親戚ぐるみで避難の方法を決めておくことで、有事に適切で迅速な行動が取れるよう、「わが家の災害時行動計画」を作成していただくことを考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

小林始君。

○16番議員（小林始君）

再質問を行います。

駅前公園の件で、確かに答弁のとおり、現状では駅前公園を駐車場に整備する計画はありません。これは確かにあつています。というのは、区画整理事業の中の緑地換算の部分ですから、確かにそれを曲げるわけにはいきませんが、しかし先ほども質問しましたけども、今度、みんなの広場を公園緑地帯としての、今、整備を、工事が始まりました。そういう中で、確かにみんなの広場も区画整理事業の中へは入っていませんけれども、直線にすると駅から300メートルの地点で、先ほどの答弁の中でもマルシェとか、活用方法はいろいろあると思いますけども、今度、みんなの広場が整備されたときには、そういったイベント、マルシェとかそういった部分が、今の駅前公園ではなくて、もうすでに事業を達成した部分だと思しますので、みんなの広場へ移行すると、私は思います。そういう部分で、これは国とか県の許認可の部分で必要かと思えますけども、市民もこれは、合併当初から南口に駐車場がないというのは、ずっと望んでおります。北口にはありますけれども、ぜひともそういう部分で、国とか県のほうへ働きをお願いしたいと思います。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

小林議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、みんなの広場は緑地ということを重点を置いて、現在整備を行っているところでございます。現状につきまして、若干説明をさせていただきます。

駅前の区画整理事業につきましては、面積が約13万平方メートルでございます、現在の区画は南側につきましては、第2平等川までの区画となっております。そのため、みんなの広場は、現在の石和温泉駅の区画整理事業の範囲外となっております。その中で緑地面積につきましては、面積の3%を確保するということになっておりますので、約3,900平方メートルが必要となっております。このため、現在、議員のおっしゃっております石和温泉駅前広場が約2,700平方メートル、残りは第2平等川の近津川沿いの近津公園を使って、その面積を確保しております。

現在、議員のおっしゃるとおり、大変、みんなの広場は駅から近いというのも利点になっておりますので、先ほど答弁にもありましたとおり、駅前公園につきましては、あのへん一帯を考えて、駅から近いというのも、みんなの広場の大変有利な点でございますので、そのへんを考えて、一体的に駅のお客さまを誘導していくという面からも、駅前の公園は必要であると現在、考えております。

また、区画整理事業の区画を広めるということになりますと、全体的な、もう1回、区画整理事業を行うような形にもなりますので、そのへんは十分検討していきたいと考えますけれども、現在の考えではそのまま使うということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

小林始君。

○16番議員（小林始君）

晩腐病の防除についての再質問をさせていただきます。

確かに市長の答弁のとおり防除マニュアル、それから防除剤の開発とか、確かにありますけれども、この晩腐病に関しても、もう50年以前からのこれ、ブドウ作りの一番の課題だったんです。今年は特に天候不順が大きな部分があったので、特に目立ったわけなんですけど、モモのせん孔病のときに、国のほうへも農水省へ要望、陳情しましたよね。その結果が誠に良い結果という話を聞いていますので、ぜひ峡東3市の中で、最低限ですけど、まず最初に峡東3市の中で、国、農水省のほうへぜひとも要望、陳情活動を行っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村正彦君）

答弁を、小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

再質問にお答えいたします。

ブドウ晩腐病につきましても、議員がおっしゃるように特效薬がないというような状況でございます。

新薬等の開発、登録につきましては、国レベルでの研究が必要ということでございますので、今後、山梨県および、今、甲州市長さんが会長をお務めになられています日本ブドウ産地協議会に対して、国へのアクションを起こすような働きかけをしたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

以上で、誠和会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。
再開を午後1時半といたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後1時30分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。
代表質問を続けます。
次に公明党、川村恵子君の質疑および質問を許可いたします。
川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

公明党の川村恵子です。
議長の許可をいただきましたので、通告に従い代表質問をさせていただきます。
台風10号の接近により、7月に豪雨災害が起きた熊本県内では、ホテルを活用した自主避難や、パチンコ店が車の安全確保のために駐車場を開放するなど、新たな備えの形も見られたとの報道がされました。新型コロナウイルス感染対策のために、各指定避難所のあり方も今後、さらに検討をする必要があると思いました。

毎年の台風上陸数は、年によって幅がありますが、九州出身の私にとっては、やきもきする時期でもあります。

それでは、遠いふるさとに思いをはせながら質問をさせていただきます。

まずはじめに、重層的支援体制整備事業について伺います。

わが国では、少子高齢化・人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化し、多様化し、80代の親が50代の中老年のひきこもりの子どもを養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など新たな課題が表面化してきております。こうした課題は、従来の介護・障がい・子育てなど制度・分野ごとに対応するのが難しく、必死に時間をつくって相談に行っても、たらい回しにされたあげく何の解決できないという事態が発生しています。私も何度か経験した相談対応するのに困難が生じました。

こうした状況を放置しては、いつまで経っても地域共生社会の実現も、すべての世代が安心できる全世代型社会保障も実現することはできません。

そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市町村の義務付けとされました。

3つの支援の1つ目は、包括的な相談支援です。福祉の窓口は高齢者、障がい者、子どもといった分野別に分かれていることが多いのですが、どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止めます。

2つ目は、地域につながりを戻していくための参加の支援です。仕事をしたり、地域活動に参加したり、本人に合った場所を探して、そこで役割を見いだせるような支援をします。

そして3つ目が、地域づくりに向けた支援です。子ども食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動が居場所を増やしていきます。

この3つの支援を一体的に担う重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困りごとを抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大きな転換期をつくることが期待されております。これこそ私たち公明党が長年推進してきた、断らない相談支援であって誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと確信しています。

そこで以下、2点について伺います。

(1) 現在、笛吹市では複合的な課題を抱えている方への相談支援体制は、どのような状況でしょうか。

(2) 重層的支援体制整備事業について、笛吹市としてどのような検討をされたのでしょうか。また、どのような課題を認識されているか伺います。

次に、認知症対策について伺います。

9月は世界アルツハイマー月間、1994年、国際アルツハイマー病協会が世界保健機関と共同で毎年9月21日を世界アルツハイマーデーと制定し、この日を中心に認知症の啓発を実施しています。また、9月を世界アルツハイマー月間と定めて、様々な行事や取り組みが行われております。

2020年度版の標語は、「忘れても 出会いがつなぐ この一歩」でありました。笛吹市では、広報9月号に認知症に関するお知らせが掲載されておりますが、世界に類例を見ないスピードで高齢化が進むわが国において、認知症の人は年々増加しております。認知症は、いまや誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要であります。また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢に臨むことが重要であるとともに、若年性認知症などの対策も必要であると思っております。

そこで、以下5点について伺います。

(1) 認知症初期集中支援チームは早期発見、早期対応の支援体制を包括的に行う極めて重要な施策ですが、笛吹市の現状と取り組みについて伺います。

(2) 笛吹市の認知症サポーターの活用と活動に向けた取り組みについて伺います。

(3) 認知症を早期発見する観点から、特定健診に認知症健診を含める検討をしてはどうか伺います。

(4) 新型コロナウイルスの影響で、自宅に閉じこもりがちになりますと認知機能が低下しやすいこと懸念されておりますが、今後の笛吹市の対応について伺います。

(5) 高齢期とは異なる若年性認知症の本人や家族が抱える課題や支援について伺います。

3点目としまして、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症は収まることなく、依然として危機的な状況が続いております。今後も新しい生活様式を取り入れた感染拡大防止と、冷え込んだ市内の経済、産業、農業を回復させるための施策を講じ、市民の安心・安全な日常生活を一刻も早く取り戻すべき引き続き全力で取り組むことが必要であると考え、以下2点について伺います。

1つとして、新型コロナウイルス感染の恐れがある中で業務に当たってきた医療、介護、障害福祉サービスの職員に対する慰労金の給付が始まります。厚生労働省が当初想定していた慰労金の対象とする事業は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、全国一律で実施されている障害者福祉サービスのみでしたけれども、各自治体で様々な支援が行われる地域生活支援事

業は漏れておりましたが、全国で同様の事業者がコロナ禍の中でも大切な役割を担っていることを踏まえ、対象拡大を訴え、今回、移動支援事業や訪問入浴サービスなど地域生活支援も対象になりました。介護、障害者福祉の従事者への慰労金は、今後どのように給付されるのか伺います。

(2) 新型コロナウイルス対策で、自治体が独自の事業を支援する国の感染症対応地方創生臨時給付金を笛吹市として今後さらにどのように活用されるのか伺います。

4点目といたしまして、公営住宅の連帯保証人について伺います。

公営住宅の目的は、国および地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対しての低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することと謳っております。

笛吹市の公営住宅の入居の際は、収入条件などに加えて連帯保証人が1人必要になっております。しかし近年、入居希望者が高齢者や身寄りのない方にとっては、連帯保証人を探すことは非常に困難なケースが多く、大きな壁となり、入居を諦めてしまうのが現状であります。

このことに対しまして、このことで本来の公営住宅の目的が果たせているとは考えられません。そこで、笛吹市の状況について、以下4点伺います。

(1) 入居の状況について。

(2) 空き住宅の現状と対応について。

(3) 入居できなかった方の実態について。

(4) 2018年3月に国土交通省は、公営住宅の入居基準から保証人規定を外すよう全国の自治体に通達が出されましたが、どのように検討されたのか伺います。また、連帯保証人を不要にする考えがあるかどうか伺います。

以上です。

○議長 (中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長 (山下政樹君)

公明党、川村恵子議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに重層的支援体制整備事業についてのご質問のうち、まず複合的課題を抱えている方への相談支援体制についてです。

市では、障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用支援等を行う障害者基幹相談支援センター、子どもや家庭の養育に関する相談に応じる家庭児童相談室、産前から就学までの切れ目のない子育て支援に対応する子育て包括支援センター、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い生活困窮者の自立支援に対応する生活困窮者自立支援相談窓口、および高齢者の様々な相談に対して必要な機関やサービスにつなげ、継続的にフォローしていく長寿包括支援センターを設置し、相談支援を行っています。

複合的な課題を抱えている方に対しては、初期相談を受けた窓口が相談内容を聞き取り、必要に応じて関係課につなげ、主たる担当部署を中心に定期的なケース会議を開催しながら連携を図り対応しています。さらに、案件については、市内にある社会福祉法人等と連携した中で支援を行っています。

次に重層的支援体制整備事業の検討状況についてです。

重層的支援体制整備事業には3つの支援があり、1つ目の包括的相談支援では、先に述べたとおり各種相談窓口を設けて包括的に支援を行っています。2つ目の地域につなぎ戻していくための社会参加支援では、障がい者または生活困窮者の就労支援や居住支援などを行っています。3つ目の地域づくりに向けた支援では、生活支援体制整備事業や地域の支え合い活動などを進めています。

これら3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業については、体制の構築に向けて検討する必要があると考えています。

なお、この事業を実施するためには、地域の協力と地域づくりをコーディネートするための人材育成が課題と考えています。

続きまして、認知症対策についてのご質問のうち、まず認知症の初期集中支援チームの現状と取り組みについてです。

本市においては、平成28年1月に、市職員と専門医による認知症初期集中支援チームを設置し、初期段階の認知症の人に対して6カ月間を目途とした集中的な支援を行っています。今年度は、月平均7人の支援を行い医療や介護につなげています。

次に、認知症サポーターの活用と取り組みについてです。

認知症を正しく理解するために、市職員や民生委員をはじめ、金融機関、商工会、愛育会、シルバー人材センター、学校などに対し、平成21年度から認知症サポーター養成講座を実施しており、昨年度の596人を含め、延べ6,718人のサポーターを育成してきました。

サポーターを育成し、認知症への理解が進んだことで、認知症の人への対応に変化が見られ、市役所等の窓口対応や家庭内での接し方などにおいて、「驚かせない」、「急がせない」、「自尊心を傷つけない」など適切な対応ができるようになってきていると思います。

また、サポーターからの認知症に関する相談もあり、早期発見につながっています。

次に、認知症健診を特定健診に含める考えについてです。

過去において先進地の事例を基に検討した結果、健診に時間を要することや専門的知識を必要とすることから、特定健診の項目に取り入れることは困難と判断した経過があります。

ただし、特定健診ではありませんが、今年度からの後期高齢者の健康診査の質問票の中に、フレイル予防へ結び付けるため、認知機能低下をチェックする2項目を追加しました。

次に自宅に閉じこもることによる認知機能の低下への今後の対応についてです。

現在、地域包括支援センターの職員が戸別訪問する際に、閉じこもり予防のチラシ配布や、自宅のできるフレイル予防体操の紹介などを行っています。

また、10月からは、自宅のできる体操を習得することを目的とした介護予防教室を再開し、自宅でも介護予防に取り組むことで、認知機能や心身の活力の低下防止を目指します。

次に若年性認知症の人が抱える課題や支援についてです。

若年性認知症は、突然発症することが多く、本人や家族が病気を受け入れられないことなどの精神的な負担や職を失うことなどの経済的な負担があります。

若年性認知症の人に対する支援としては、まず、医療機関の受診を勧めることになります。また、診断結果によって、介護サービスや障害者年金などの障害福祉サービスにつなげていくことが考えられます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問のうち、まず介護および障害福祉サービスの従事者への慰労金についてです。

慰労金については、令和2年2月11日から6月30日までの間に介護事業所等に通算10日以上勤務し、介護事業所等の利用者と接した職員が支給対象となり、その状況に応じて1人当たり20万円または5万円が支給されます。

この慰労金の支給につきましては、県が実施主体であり、申請期間は令和2年8月28日から12月28日までです。

交付申請につきましては、原則として法人単位で県に申請し、交付決定後に法人をとおして対象となる職員へ給付されることとなります。

次に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の今後の活用についてです。

本市における交付金限度額は、第1次分、第2次分、合わせて10億2,224万3千円となっており、今回の補正予算において新型コロナウイルス感染症対策事業に全額を充当しました。

しかし、執行残額が生じる可能性がありますので、充当した事業の執行状況を見ながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止および、その影響を受けている地域経済や住民生活の支援などを中心に、交付金の有効活用を考えていきます。

続きまして、公営住宅の連帯保証人についてのご質問のうち、まず入居状況についてです。令和2年8月現在の管理戸数は272戸で、入居戸数は208戸です。

次に空き住宅の現状と対応についてです。

公営住宅の空き部屋は64戸ありますが、耐用年数が経過し、閉鎖しているものが31戸あり、入居可能な空き部屋は33戸です。

入居可能な部屋については、常時募集を行っており、耐用年数が経過した住宅は、入居者の退去に併せ、取り壊しを行っています。

次に入居できなかった方の実態についてです。

多くの事例では、希望する地区や住宅に空き部屋がないか、収入等の入居条件を満たしていない場合です。

次に国土交通省からの通達に対する検討についてです。

平成30年3月の通知では、民法の一部を改正する法律を受け、公営住宅の保証人の取り扱いには事業主体の判断であるとしながら、公営住宅管理標準条例案から保証人に関する規定を削除しました。また併せて、保証人の確保を求める場合の注意事項が記載されています。

市では、民法の一部改正を受け、令和2年4月契約分から、連帯保証人の補償限度額を設けることとし、契約時家賃の12カ月分としています。

家賃の滞納を防ぐため、現時点では、連帯保証人を不要とする考えはありませんが、県内の状況等を注視していきます。

以上、答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

重層的支援体制整備事業においては、検討する必要があるという、前向きと捉えていいのかなというふうに思いました。その中で、複合的な課題を抱えている方への相談支援体制は、本当にそれぞれの担当の方が相談に乗ってくださっているのは、私もよくよく分かります。それ

でも1カ所では、1人では1つの問題でなくて、多くの問題を抱えている中で、またその違う部署に行くと、同じことを説明しながらするという労力は大変なものがあります。以前にも福祉総合相談所を設けたらどうかということも議会で提案をさせていただきました。それから国では状況に合わせて、必要な支援につなぐ生活困窮支援自立支援制度が2015年度からスタートし、各地で包括支援の仕組みづくりが進められてきました。

しかし、分野を超えた総合相談窓口を設置すると、従来の縦割りを前提に会計検査員などから事業ごとに財源を案分するよう求められ、地方自治体が安心して包括的支援を実施できる体制整備が求められてきました。

そこで、これらの様々な課題を乗り越え、制度の壁を突破し、本人と家族を丸ごと抱える包括的な支援体制をつくるため創設したのが、重ねて言いますが重層的支援体制事業であります。

また、今回のコロナ禍で改めて人とのつながりが重要だと、私は再認識しております。まさにこの事業は、人と人のつながりを再構築する事業であり、今まさに取り組むことが求められていると思います。さらなる検討をしていただきまして、実現できるよう期待します。

もう1点、認知症サポーターについては、本当に6千名以上の多くの方に広がっている現実が分かりました。しかし、なっただけでも具体的に活動できていないという声もたくさん伺っております。今後はこの多くの方の地域の人材を、地域の中で生かしていくことが重要だと考えております。

私たち公明党会派は、京都府綾部市へ視察に行ってきました。綾部市では、認知サポーターの中から地域福祉の担い手を育成しています。高齢者福祉への理解を深める程度の1時間の講習を受けた人についてはシルバーサポーターとして、またさらに介護福祉士から援助技術の講義などを受けた人については、ゴールドサポーターとして認定しています。シルバーサポーターは地域の認知症、高齢者の見守りなどに協力して、またゴールドサポーターについては、認知症カフェの運営なども手伝えることを自発的に広がっています。笛吹市においても3カ所で認知症カフェが広がっております。十分承知しております。今後も、たくさんの思いの中から、積極的に認知症サポーターの活用を行うべきと提案します。

また、笛吹市においては、県下一早くフレイル予防にも力を入れているのも承知しております。各、様々の職員の方が一人ひとりに手厚く言葉をかけたり、さらには支援につなげていく、民生委員さんの協力も得ながら、福祉の向上に努めていることも重々承知しております。

また、若年性認知症ですけれども、なかなか若年性となると年齢的にも若いし、介護でもないし、障がい者の枠にもなるのかどうかというところで、大変悩んでいる方もいらっしゃることもお聞きしました。そういった中では、山梨県として日下部記念病院の中に若年性認知症相談支援センターがあり、また若年性認知症支援コーディネーターが相談に、対応にのっているということも承知しておりますので、ぜひそういったことも広報とかホームページを通じて、数少ない認知症かもしれませんけれども、お知らせをしていただければと思っております。

それから、再質問の1ですけれども、公営住宅の答弁の中では、公営住宅の入居可能な空き部屋が33戸、随時募集を行っている。私、当局からいただきました資料によりますと、その空き部屋が合併当時、17年近く空き部屋になっている。また、10年間以上であったり、10年以下の空き家にもなっていると。その反対に入居のある住宅は、申し込み待機人数が多くいて、募集を停止している状況の中で、特に60歳以上の単身入居可の枠が人気を集中して

いるとも承知しております。

私が今回、相談を受けたのは、現役で働いているときは払えたけども、家賃も払えていたけども、年金生活になった途端、やはり家賃の比重が生活に響くということで、公営住宅に入りたいけれども、なかなか空きがなかったり、連帯保証人が見つからなかったりで、そういった声もずいぶんお聞きしました。

今回、笛吹市では住宅マスタープラン、期間が10年を経過することになりますけれども、今マスタープランを製作中と思いますけれども、先に述べました、いろいろな条件は今後、そのマスタープランにどのように生かせるのか伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

川村議員の再質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、住宅によって募集を全部かけているわけですが、空いている住宅がある一方で、かなりお待ちいただいている住宅もございます。これは地域別ということもございますし、住宅の新しい、古いというようなことも考えております。

その中で、議員ご指摘のとおり、今現在、市でつくっておりますのが、市営住宅長寿命化計画というものをつくっております。これは、今後10年間の住宅のあり方を考えるものでございまして、基本的には耐震性の乏しい住宅にお住まいの方々を耐震性のあるところに移っていただきながら、長寿命化を図っていくというものでございますが、その中でこういった住宅の募集の片寄りなんかも考え合わせながら、計画を策定してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

ぜひ入居したいけれども、できない方が数多く、1人でも多くの方が入居できるような計画を立てていただきたいと思います。

それから2点目の再質問ですけれども、答弁の中で民法の一部改正を受け、令和2年4月契約分から連帯保証人の補償限度額を設け、契約時に家賃12カ月分としましたとありましたけれども、4月から半年経ったわけですが、その内容と現状と、かえってこのことを設けることによって、保証人になる方に負担になるのではないかと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

川村恵子議員の再質問にお答えいたします。

4月からの現状でございますが、市営住宅には公営住宅のほかにも特定賃貸住宅、また市単の住宅等がございまして、その全部で9世帯の新たな契約をさせていただいております。その

うち公営住宅分は4世帯でございます。負担が多くなるのではないかとご質問でございますが、連帯保証人さんの債務の限度額を設けることは、連帯保証人さんにとりまして、それ以上の債務を求めないこととなりますので、新たな負担になるとは考えてございません。

以上、答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

それでも、やっぱり保証人を見つけるということは大変な労力になるなというふうに思いました。

先ほど、最初の答弁の中に県内の状況等を注視するという答弁がありましたけれども、県内の状況を見ながらでも、笛吹市が先頭に立って、保証人を外していただければなというふうに思います。

私は、セーフネットの公営住宅に連帯保証人は本当に必要なのかと疑問を感じております。民法改正等、入居要件のために、公営住宅に入居する際、連帯保証人を廃止する代わりに、緊急連絡先を求めたいと思います。

また、連帯保証人の、例えば滞納があった場合、滞納マニュアルに則って、その方の家賃だけではなく、丸ごと抱えている状況も把握しながら、家賃を払っていただく、そういった寄り添うことも非常に今後大切になってくると思います。

とにかく1人でも多くの方が笛吹市に住んでよかったな、越してきてよかったなと、ここは安心なところだなと思えるような施策の実現を求めて、代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、公明党の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時15分からといたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

代表質問を続けます。

続いて、笛政クラブ、古屋始芳君の質疑および質問を許可いたします。

古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

笛政クラブの古屋始芳です。

議長の許可をいただきましたので、これより質問に入りたいと思います。

今年は、コロナ騒ぎで始まり、7月には長雨、8月には猛暑、また今の時期も残暑が続いている非常に気象状況が変貌しております。

今、蔓延している新型コロナウイルスの感染拡大防止に世界中がその対策に非常に苦慮しております。一日も早い終息を願うばかりです。

それでは、質問に入ります。

1. 昨年の台風19号対応の検証に基づく、今後の災害対応について伺います。

昨年10月12日、県内に最接近した台風19号で、本県で初めての大雨特別警報が発令され、市は災害対策本部を設置し対応しましたが、特定の指定避難所に市民が集中するなどして、一部で混乱が見られました。今後の災害対策に課題が残りました。

令和元年第4回定例会の行政報告の中で山下市長は、「これら台風への対応を通じて得られた課題について、しっかり検証し、人命を守ることを最優先に考え、これからの災害対応に活かしていく。」と述べられました。検証の内容と今後の災害対応について伺います。

2. コロナ禍を契機とした避難所のあり方の見直しについて伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、災害時の避難のあり方にも大きな影響を与えています。

6月に県は新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル作成指針を策定し、市町村に示したところです。

市は「災害発生時の避難方法について」という冊子を作成し全戸配布し、市民に対する啓発を行っていますが、避難のあり方の見直しは、端緒についたところだと思います。

本市でも先月、8月30日に総合防災訓練を行っていましたが、避難のあり方の見直しの基本的な考え方と今後の進め方について伺います。

3. 市役所本庁舎の耐水害力についてお伺いします。

近年、全国各地で大規模水害が発生していますが、笛吹川右岸の堤防に接して建っている市役所本庁舎を見るにつけ、災害対策の拠点として機能するのか、不安を感じています。

特に本館の地階、保健福祉館と市民窓口館の1階は、堤防の下に位置し、笛吹川が氾濫した場合、浸水想定域に立地していますので、災害対策や業務継続が困難になる可能性は否定できません。

市役所本庁舎の耐水害力をどのように評価しているのか、どのような対策を講じているのか伺います。

4. モモせん孔細菌病に対する取り組みについて伺います。

昨年、本市を中心に県下全域で猛威を振るったモモせん孔細菌病により、生産量も著しく減少して、まさにフルーツ王国山梨、桃・ぶどう日本一の郷笛吹の存亡の危機であります。

山下市長におかれましては、スピーディーにこの危機を対処するため、市単独で防除に要する薬剤費の補助を行うとともに、県、市、JA、生産者が一丸となった推進体制を整え、モモせん孔細菌病と戦っています。

その甲斐あって、今年は本市では一部に感染が見られるものの、全体的には良好な状況で推移しているようです。引き続き地域ぐるみの防除が必要となりますが、市の取り組みについて伺います。

また、モモせん孔細菌病との戦いに終止符を打つには、抜本的な解決策として、防除効果の高い新しい薬剤の開発や、モモせん孔細菌病に強い品種の育成が求められていると思います。市の所見を伺います。

5. ふるさと納税額の増加に向けた取り組みについて伺います。

本市の昨年度のふるさと納税額は、前年比と比べ36.9%増加したとのことでありました。しかし、他市と比べると少し物足りなさを感じています。

ふるさと納税は、地方自治体の財源確保の面、返礼品による地場産品販売の面、地方自治体

のPRの面などから、有効な制度であると考えます。

山下市長は、本年4月に総合政策部企画課にふるさと納税担当を設置し、ふるさと納税額の増加に向けた取り組みの強化を図っています。

ふるさと納税ポータルサイトの返礼品ランキングで、本市のシャインマスカットがトップになったこともあって、8月下旬にはふるさと納税額が8億円を超えたと伺っております。

これまで様々な工夫を凝らしてきたと思いますが、その内容、また今後の取り組みについて伺います。

6. 病児病後児保育施設の市内設置について伺います。

病気で保育所や小学校に通えない子どもを一時的に預かる病児病後児保育施設は、県内各地で整備が進んでいます。

また、県内全域での病児病後児保育施設の広域利用により、以前に比べると病気の子どもを預けやすくなり、仕事と子育ての両立を支援する体制は整いつつあります。

一方で、本市の場合は、いまだ市内にその施設は設置されておらず、隣接する甲府市や山梨市の施設を利用せざるを得ない状況にあります。

実際に、病児病後児保育施設の市内設置を望む、お父さん、お母さんの切実な声は、これまで何度も耳にしています。

病気の子どもやお父さん、お母さんの負担軽減のために、病児病後児保育施設の市内設置を求めますが、市の所見を伺います。

7. 分散している学童保育施設の統合について伺います。

7月6日に春日居地区の新たな学童保育施設である春日居学童児童ひろばが竣工しました。これまで、春日居地区の学童保育は、春日居福祉センターをはじめとする3カ所に分散して運営されてきました。

一方、御坂地区や八代地区においては、学童保育が分散して運営されており、これまでの春日居地区と同様の課題を抱えています。

これらの地域においても、分散している学童保育施設を統合すべきと考えますが、市の所見を伺います。

8. 砂原橋の本格供用について伺います。

砂原橋については、平成23年11月に着工し、平成27年3月に完成したものの、取付道路の工事が遅れ、いまだ暫定供用の状況が継続しています。

当初の計画では、平成26年度中の供用開始を目指していたものが遅れに遅れていて、砂原橋の供用開始がこのように遅れてしまった経緯について、改めて説明を求めるとともに、いつ本格供用ができるのか、工程表をお示しいただきたいと思います。

以上、質問します。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛政クラブ、古屋始芳議員の代表質問にお答えをします。

はじめに、昨年の台風19号への対応検証に基づく今後の災害対応についてです。

昨年の台風19号における対応についての検証の結果、市の災害対応体制として、風水害時

に特化した対応マニュアルがなく、スムーズな対応ができなかったことや、指定避難所を開設する優先基準が曖昧であったこと、また、災害対策本部の統括局で情報の一元化が十分できていなかったことなどが課題として挙げられました。

このため、本市では、水害について特化した災害対応マニュアルを策定し、職員一人ひとりの役割分担を明確化するとともに勤務のローテーション体制を整え、災害対応および復興が長期化した際の対応についても確認をしました。

また、災害対策本部の統括局の事務分掌についても、誰が、いつ、何を、どのように対応するのか明文化することで、災害時に錯綜する情報を一元的に管理し、災害対策本部において適切に判断および指示が行えるような指示・命令系統の確認など、市としての災害対策の体制整備を図ったところです。

住民避難については、地震災害、浸水害、土砂災害それぞれにおいて開設する避難所が異なる地域があることを、市民へ周知、徹底ができていなかったことや、避難所対応職員の数が不足していたことなどの課題が浮き彫りとなりました。

そのため、避難情報の発令に合わせ、対象地域の避難所を一斉に開設することといたしました。

また、災害種別ごとに開設する避難所が異なる地域があることから、避難所ごとの受け入れ地域を明確に示すなど、市民の皆さまが避難する際に必要となる情報を「災害発生時の避難方法について」として冊子にまとめ、全戸に配布することで周知を行いました。

指定避難所の開設作業に当たる職員については、その人数を従来の1施設3人から6人に増員し、いち早く避難者を受け入れられるよう態勢を見直しました。

今後も、他市の先進的な事例や災害の教訓からしっかりと学び、訓練を重ね、災害対応力の強化に努めていきます。

続きまして、コロナ禍を契機とした避難のあり方の見直しについてです。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、避難所開設マニュアルを策定し、本年度の市総合防災訓練において避難所の開設方法を確認したところです。

感染症対策を講じ、避難者ごとに一定間隔を保った避難スペースを確保するために、これまでに比べて避難者の受け入れ人数を制限することになりますので、新たに公共施設7カ所を避難所として開設するとともに、学校においても、普通教室も避難行動要配慮者や発熱した避難者の専用スペースとして使用することとしました。

また、民間施設については、平成31年度に石和温泉旅館協同組合と災害救助法の適用を受ける大規模災害時における宿泊施設の避難場所としての利用に係る協定を締結していますので、受け入れ方法などの詳細を詰めるとともに、宿泊施設以外の民間施設の避難場所としての利用についても検討を進めていきます。

しかしながら、こういった方策を取ったとしてもすべての市民の皆さまを受け入れられる避難所を確保することは現実的には難しいことですから、あらかじめ親戚や知人宅など、安全に身を寄せられる場所の確保や在宅避難などの方法について考えていただく、分散避難を啓発するとともに、市民の皆さまが、自身の命、家族の命が失われないように、命を守る行動をとることができるような取り組みを進めていきます。

その具体的な方法として、各世帯において、水害時にはどのタイミングで、どこへ避難すればよいのか、地震のときはどう行動すればよいのかなど、家族ぐるみ、親戚ぐるみで避難の方

法を決め、有事において迅速な行動に移せるような「わが家の災害時行動計画」を作成していただくことを考えています。

また、この計画を作成することで、誰がどこへ避難するのかを明確にし、行政区、自主防災組織と連携することで、分散避難をしても地域内の安否確認が容易に行えるよう対策を図りたいと考えています。

市民の皆さまが円滑に計画を作成できるように、マニュアルをお示しし、相談に応じる作成支援も行っています。

続きまして、市役所本庁舎の耐水害力についてです。ご質問のうち、まず耐水害力の評価についてです。

市役所本館、市民窓口館および保健福祉館が建設されている場所は、本市の洪水土砂災害ハザードマップで最大浸水深が、3メートル以上5メートル未満と想定されています。

大規模な水害が発生した場合、市民窓口館および保健福祉館の1階部分は水没し、受変電設備および非常用電源も1階と同じ高さに設置されていることから、業務継続が困難になることが想定されます。

本館については、1階部分が5メートル以上の高さにあることから、災害対策の拠点として機能できるものと考えています。

次に講じている対策についてです。

市民窓口館および保健福祉館の受変電設備および非常用電源については、水没が回避できるよう現在移設の設計業務を委託しており、今年度中に水害対応の改修工事に着手する予定です。

続きまして、モモせん孔細菌病に対する取り組みについてのご質問のうち、まず市の取り組みについてです。

モモせん孔細菌病の防除方針については、笛吹市モモせん孔細菌病防除対策本部において、ボルドー液による秋・春防除に加え、生育期に必要な薬剤による防除を、地域ぐるみで一斉に実施することとしています。

また、それぞれの防除作業後の状況確認を行う中で、必要な対策を講じています。

なお、市は、防除に要する経費についての補助を3年間継続していきます。

次に防除効果の高い薬剤開発および、モモせん孔細菌病に強い新品種の育成についてです。

新薬の開発、新品種の研究等については、市、県レベルでは大変難しいことから、8月7日に山梨県、福島県、和歌山県、長野県の桃主要産地4県の知事、ならびに私が会長を務めている日本桃産地協議会々長の連名で、江藤農林水産大臣、自民党二階幹事長に直接、モモせん孔細菌病防除対策の強化に向けた要望書を提出してきました。

江藤大臣からは、病気に罹った枝、葉の除去等への経費の補助を予算化したとの回答をいただき、また、新薬の開発等については、引き続き、しっかり取り組んでいくとのことでした。

続きまして、ふるさと納税額の増加に向けた取り組みについてです。

4月から移住定住担当をふるさと納税担当に変更し、ふるさと納税の取り組みを強化しています。

返礼品として人気のあるシャインマスカットは、複数の民間事業者と協力を要請するとともに、JAふえふきとも交渉を重ね、十分な量を確保することができました。

また、利用者の多いふるさと納税のポータルサイトと契約し、ポータルサイトの担当者と返礼品の取り扱い事業者、市の三者で魅力ある返礼品づくりについて定期的に協議を行っています。

す。

その中で、新型コロナウイルスの影響で、売上げが激減したワイナリーからの支援要請を受け、笛吹市ふるさと納税の取り組みとして初めてクラウドファンディングを利用した事業を7月から8月にかけて実施をしました。

クラウドファンディングは、寄附者の満足度を向上させる効果があり、リピーターにつながる事業のため、自治体からの参加希望が多く、ポータルサイト事業者の判断による実施となるため、粘り強く交渉を重ね、実施に至ることができました。

当初、目標寄附金額を1千万円と設定したところ、4千万円以上の寄附を受けることができました。

さらに、返礼品の魅力を最大限に伝えることができるように、市ホームページの掲載写真の変更、ふるさと納税カタログの刷新を行い、若者世代にも興味を持っていただけるデザインとしました。

このような取り組みを行ったことから、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなびのサイトにおいて5月から8月までの間で、寄附件数全国ランキング1位となり、その後も常時上位ランキングに入るなど、「桃・ぶどう日本一の郷笛吹市」を十分にアピールすることができました。

今後の取り組みについては、秋・冬に向けてワインをはじめとする酒類、ワインに合うハンバーグなどの加工品や食肉類を取り扱い、返礼品の充実を図る予定です。

また、年間で最も多くの寄附が行われる12月にはポータルサイトへ広告を掲載し、来年度以降に向けてのPRをしていきたいと考えています。

なお、9月10日現在のふるさと納税寄附額は8億2,917万円となっています。

続きまして、病児病後児保育施設の市内設置についてです。

令和元年度に病児病後児保育施設を利用した市民延べ418人いました。保護者からのニーズが高い病児病後児保育施設の市内設置については、令和2年度を始期とする第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略および第2期笛吹市子ども・子育て支援事業計画において、市内への設置を目指すことを明記しています。設置に向けては事業を実施する法人の確保等の課題はありますが、安心して子育てできる環境整備の充実に向け、早期に実現できるよう取り組んでいきます。

続きまして、分散している学童保育施設の統合についてです。

現在、御坂、八代地区の学童保育クラブは、利用児童数が増えてきたため複数の施設を活用した保育を実施しています。統合することが望ましいと考えますが、将来の利用者の動向を考慮した中で統合について検討していきます。

続きまして、砂原橋の本格供用についてのご質問です。

橋梁設計時の計画では、平成26年度完成を目指し事業を進めていました。

しかし、バイオマスセンター事業の計画取り止め等により用地事務に支障が生じ、一時事業が停滞していました。

このため、市長就任当初、私自らが先頭に立ち、地権者の皆さまと話し合いを重ね、ご理解をいただいたところです。

その後、新山梨環状道路の計画が発表されたことによる県道白井河原八田線交差部の変更や側道計画の追加などにより、事業計画の見直しを行う必要が生じました。

現在、平成30年度に実施した、県道藤垩石和線接続部の変更設計に基づき、残る道路用地の取得、補償交渉を進め、順次改良工事を実施しており、令和3年度の事業完了を目指しています。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

ほかの会派と重なる部分の質問も数多くあったわけですが、ご丁寧な答弁ありがとうございました。

その中で、防災のところで「わが家の災害時行動計画」を作成してもらおうと。そしてそれを避難のときに利用して、速やかに避難所に行ってもらおうということを考えていると申しましたが、具体的にどのような形で取り組むのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

古屋始芳議員の再質問にお答えをいたします。

市長の答弁の中にございました「わが家の災害時行動計画」についてですが、これについてはまず各市民の各世帯で、そのお宅が、自分の自宅が災害時のハザードマップにおいて、どのような場所にあるのかということ、まずしっかり認識をしていただきたいということです。

自分のお宅が災害時にどんな危険があるかということを知ることで、おのずとその行動が決まってくるということになるわけですが、具体的に言いますと、例えば水害時であれば、どのようなタイミングで、どこへ避難をすれば一番自分の身の安全が図れるかということ、その計画としてそれぞれ各世帯で作成をしていただくという考えでございます。

これには、先日、こういった「災害発生時の避難方法について」という、この冊子を全世帯にお配りをさせていただいたんですけど、この中でもそのようなことが書かれております。まずそれぞれのご家庭で、自分の災害時の行動を決めていただくということでございます。

そのためには、いろいろなひな形ですとか、そういったものをお示しながら、そういったことをご理解いただくために、説明会を開催したり、そういったことで認識を深めていただいて、それぞれ各ご家庭で、自分が災害時にどのような行動をすればいいかという、計画と言いましても、そんな冊子を作るわけではなくて、自分がこういうときにはどう動けばいいのかということ、それを明確にさせていただきたいと、そのような取り組みを考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

ありがとうございました。ぜひ非常に大切なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それにはやはり訓練を重ねて、いざというときに速やかに行動できるようなことを心掛けなければなりませんので、行政の指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、せん孔細菌病のことについてお伺ひいたします。

昨年、大発生をしましたが、市長のスピーディーな計らいで、数多くの農家の方が笛吹市はよかったと。向こう3年間、防除薬剤の補助もいただけるということを早急に決めていただいて推移しております。幸い、今年は、若干の発生は見ましたが、非常に良好に進んだと思っております。

しかし、この病気はすぐになくなるというものではないから、ぜひ今後もこういうことを継続していただきたいと。先月、8月7日に国のほうへも知事さんたちと赴いて、いろいろとお願ひしたということですが、ぜひ山下市長は国に太いパイプを持っておりますので、明日、新しく決まる総理大臣と内閣にぜひお願ひして、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、細菌病について、わが春日居町は、隣の山梨市と隣接していて、向こうの生産者もこちらに來たり、こちらの生産者が山梨市のほうへ行って生産しているという現状が多いわけです。そういう中で、笛吹市ばかりこういう対策をしても、よその市が同じような対策を取ってもらわなければならないと思っておりますので、そのへんの連携についてはどうでしょうか。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を、小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

再質問にお答えいたします。

県の補助金が、また今年の秋もついてくるということで、県の補正予算が今から成立することですが、笛吹市は県の補助金はつかなくても、農家の負担を軽減しているというやり方をしておりますけれども、山梨市、また甲州市についても、おそらくこういった補助金がついた中で、今、対応をしていると思っておりますけれども、できるだけ、特に隣接する地域につきましては、笛吹市民であれば向こう側に畑があれば、それも補助対象になりますし、逆に山梨市の市民の方が笛吹市側に畑を持っているという部分があれば、それについても補助対象としていくというようなことを実施しておりますので、これについてはまた、隣接の市に対しても、こういった状況を説明しながら、協力を呼び掛けていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、笛政クラブの質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を3時といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

代表質問を続けます。

続いて、日本共産党、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、日本共産党を代表しまして質問いたします。

まず最初に、憲法および核兵器禁止条約について、市長の考えを伺います。

8月15日付け、山梨日日新聞に憲法9条および核兵器禁止条約に関わる県内首長へのアンケート結果が掲載されました。設問は、問1. 戦後日本が戦争をしなかったことに憲法9条が寄与してきたか、問2. 憲法9条の改正に賛成か反対か、問4. 核兵器禁止条約に日本は参加すべきか、というものでした。山下市長はいずれの設問に対しても「どちらとも言えない」と回答しています。

設問はいずれも世界と日本、全国民の将来・未来を決する重要なものであり、全国民が問われている問題です。ましてや政治家、首長が「どちらとも言えない」というのでは国民、選挙民は重要な判断材料を欠くこととなります。賛否を明確にすべきではないでしょうか。以下、伺います。

(1)「アンケート問1. 戦後日本が戦争をしなかったことに憲法9条が寄与してきたか」に対して22名、8割の首長が「寄与してきた」と答えていますが、山下市長は憲法9条が平和に「寄与してきた」という認識はないのでしょうか。

(2)時の政権が任期中の改憲を表明し、国民が憲法9条改正の賛否の判断を迫られているときに「どちらとも言えない」という回答は、国と国民・市民の将来・未来に対して無責任ではないでしょうか。

(3) 笛吹市は、平成17年6月24日に「核兵器廃絶平和都市宣言」を決議、そこでは「核兵器の廃絶を国の内外に訴えていかなければならない」と高らかに謳っています。「問4. 核兵器禁止条約に日本は参加すべきか」という設問に対する「どちらとも言えない」という回答は「核兵器廃絶平和都市宣言」に反しているのではないのでしょうか。

(4) 改憲勢力は「かつてないミサイル攻撃、侵略の危機があり、それに備えなければならぬ」と危機感を煽っています。しかし第1次世界大戦、第2次世界大戦の悲惨な体験の上に、戦争および戦争による領土の拡張は非合法化されました。かつて戦争の絶えなかった東南アジアでも、ASEANが武力ではなく問題を話し合いで解決する枠組みをつくり上げています。中国の時代錯誤の覇権主義と戦わなくてはなりません。これとて武力で解決することはできません。平和の枠組みで包囲していくことが必要です。今、憲法9条は理想であるとともに現実を平和に導く力を持っています。憲法9条改憲ではなく、9条を生かした平和外交こそ必要だと思いますが、いかがでしょうか。

(5) 広島、長崎の被爆者をはじめとする日本国民の長年の運動と悲願が国連総会での核兵器禁止条約の採択を実現しました。50カ国以上の批准で核兵器禁止条約の発効が待たれます。唯一の被爆国民として、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている笛吹市の市長として、核兵器禁止条約参加の先頭に立ってほしいと思いますがどうでしょうか。

2問目としまして、豪雨・台風災害に対する対策について伺います。

近年、豪雨や台風による災害が増加しており、昨年は台風19号により、山梨県でも大きな被害がありました。今年は7月に九州地方を中心に豪雨による大きな被害があり、9月には台風10号による被害がありました。大雨による河川の氾濫は被害が広範囲に及びます。氾濫の原因となっている1つに、増水した本流に流れ込むことができなくなった支流の水が行き場を失い、溢れ出るバックウォーター現象があります。また、流された樹木により橋が決壊したところもあります。このような災害は日本全国どこで起きてもおかしくありません。そのための対策が求められています。

日本共産党議員団では、6月から8月にかけて市民の皆さまにアンケートを行いました。500通以上の返信があり、その中で洪水に対する不安から、河川敷に生えた樹木や河川内に堆積した土砂に対し心配の声が寄せられました。市民からは河川の整備が求められています。

そのほかにも、「昨年の台風で道路が崩れたままの場所や木が倒れたままの場所があり、今後の災害が起きたとき不安です。」「堤防道路および堤防の強化を国に申し入れるべき。」「一時避難場所として春日居町や石和町内に防災タワーを設けてはどうか。」といった意見が寄せられています。そこで伺います。

- (1) 河川の点検はどのような形で行われているのでしょうか。
- (2) 木が生えている箇所や川底が浅くなっている箇所を整備する計画はあるのでしょうか。
- (3) 支流が本流へ合流し氾濫の危険性がある箇所の安全対策はできているのでしょうか。
- (4) 災害後の道路の点検はどのように行われているのでしょうか。
- (5) 防災タワーのような避難場所を新たに造る検討はされているのでしょうか。

3問目としまして、コロナ禍での避難について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、避難所も密を避けるためのソーシャルディスタンスが求められ、避難所の定員が限られることになり、避難先として安全な親戚・知人宅や安全な場所に移動しての車中泊が選択肢として取り入れられました。場合によっては自宅2階への垂直避難でもよいとされています。しかし、予想される浸水が3メートルを超える地域では避難が必要となります。高齢者のみの世帯や障がいのある方は自力での避難が難しく、笛吹市地域防災計画ではそのための対策が立てられています。

毎年防災の日に合わせて、各地域で避難訓練を行っていましたが、今年はコロナ感染対策によりそれもしないことになりました。地域での避難訓練が毎年同じでマンネリ化しているという声があり、せっかく地域の住民が集まる機会なので防災への意識が高まるような取り組みが必要なのではないでしょうか。市民からも避難対策を求める声が寄せられています。そこで伺います。

- (1) 避難場所が様々あることにより、安否確認が難しくなると思いますが、その対策はあるのでしょうか。
- (2) 指定避難所の定員が少なくなることにより、避難所に入りきれない場合が出てくるとと思いますが、指定避難所を増やす考えはあるのでしょうか。また、指定避難所として民間施設の活用を考えているのでしょうか。
- (3) 避難所運営の人員は足りているのでしょうか。
- (4) 災害ボランティアの育成は進んでいるのでしょうか。
- (5) 自力避難が難しい要配慮者の支援を行う人の人材育成はできているのでしょうか。

(6) 各地域で防災に対する学習会を行い、その地域の問題点を共有する機会が必要と思いますが、そのような取り組みはされているでしょうか。

(7) 市民の災害に対する意識を高めるために、ハザードマップを見える化し、電柱などに最大浸水深を表示してはどうでしょうか。

4問目としまして、コロナ禍での子育て支援について終息までの延長を求めます。

新型コロナウイルスの感染者については、日本国内では1日の感染者が減少しているものの、まだ予断を許さない状況であり、秋から冬にかけては更なる感染拡大が心配されています。経済も落ち込みが激しく、失業者が増えています。新型コロナウイルス感染症に対応し、笛吹市独自の事業として、子育て世帯を対象としたものがいくつかあります。市内小中学校の児童生徒の学校給食無償化事業、保育所や私立幼稚園の副食費無償化事業、保育所等保育利用料無償化事業、学童保育利用料無償化事業、障害児福祉サービス等の利用料助成事業です。これらは期間が令和2年6月から11月となっていますが、いまだに新型コロナウイルスの感染者が報告されており、引き続き支援が必要であると考えます。市民アンケートでも小中学校給食費の無償化や保育料・教育費の負担軽減を求める回答が多く寄せられています。以下、伺います。

(1) これらの事業を来年3月まで延長した場合、それぞれの予算はいくら必要でしょうか。

(2) コロナ対策としての支援であり、まだ終息が見えない現状では、引き続き支援が必要と思いますがどうでしょうか。

(3) コロナウイルスの感染が終息するまで、これらの事業を続けるべきと思いますが、その考えはあるでしょうか。

5問目といたしまして、18歳までの医療費無料化を求めます。

日本共産党議員団として、これまでも18歳医療費無料化を求めてきました。この間も18歳まで医療費を助成する自治体は増えています。県内27市町村の状況を見ても、都留市・南アルプス市・韮崎市・上野原市・大月市・富士吉田市をはじめとする6市6町5村が通院・入院の助成を行い、甲斐市・甲州市・山梨市は入院のみ助成を行っています。ほとんどの自治体が医療費助成を18歳までに拡大しており、15歳までという自治体のほうが少なくなっています。子どもの人数が年々減少していく中で、子育て支援に力を入れる自治体は確実に増加しています。このような状況の中で市民アンケートでも「高校生になるとお金がかかるので、医療費の助成を18歳まで行ってほしい。」という声が寄せられ、2割の方が高校3年生までの医療費無料化を求めています。以下、伺います。

(1) 令和元年9月議会での質問では、18歳まで医療費を無料化した場合、増える予算は6,800万円程度との回答でしたが、今現在試算するといくらになるでしょうか。

(2) 県内の自治体を見ても、18歳まで医療費を助成する自治体の方が多くなっています。このような状況からも、笛吹市でも18歳まで年齢を拡大するべきではないかと思いますがどうでしょうか。

○議長 (中村正彦君)

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長 (山下政樹君)

日本共産党、河野智子議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、憲法および核兵器禁止条約についてのご質問のうち、まず憲法9条が平和に寄与

してきたと考えるかの回答、憲法9条改正の賛否にかかる回答、核兵器禁止条約に日本は参加すべきかの回答および憲法9条を生かした平和外交についてです。

憲法9条等に係る国政課題について、市民の皆さまには様々な考え方があることから、市民の皆さまを代表する立場で明確な回答は、控えさせていただきました。

次に核兵器廃絶平和都市宣言の取り組みについてです。

世界各地では、いまだ地域紛争などで争いが絶えません。戦後生まれが大半を占める今日、戦争の悲惨さや平和の尊さ、そして命の尊厳について、戦争を知らない世代に語り継いでいくことが大切であると感じています。

平成17年6月に決議した核兵器廃絶平和都市宣言のもとに、市内小中学校において平和の学習を行っており、笛吹市教育協議会では教職員の平和教育を平和教育実践集にまとめ、継続した取り組みを積み重ねています。

また、毎年8月には春日居郷土館で、「わが町の八月十五日展」を開催し、戦争においてお亡くなりになられた皆さまを追悼するとともに平和を祈念しています。

続きまして、豪雨・台風災害に対する対策についてのご質問のうち、まず河川の点検についてです。

国や県で管理する1級河川については、巡視員による目視による点検を行い、専門的に調査を行う必要がある箇所は、コンサルタントによる点検調査を行っています。

市で管理する河川については、職員による目視による点検を行っています。

次に木が生えている箇所や川底が浅くなっている箇所の整備についてです。

樹木や土砂で川の流れに支障があるような箇所については、災害を助長することが心配されます。このため、国や県に対して、伐木や浚渫を実施するよう要望活動を行ってきました。

その結果、1級河川に対する河道確保の緊急対策補助事業等により、令和元年度から3年度までに、国管理の笛吹川をはじめ、県管理の1級河川においても、13の河川で実施または実施予定となっています。

次に河川合流部の安全対策についてです。

河川合流部の安全対策は古くから重要視されており、笛吹川においては、鵜飼橋上流部の金川合流部などに、水制工が設置されています。国や県が河川合流部の調査を行い、安全強化の検討を行っています。市では、石和町東油川地内の渋川に排水機場の整備を行うなどの安全対策を進めています。

次に災害後の道路点検についてです。

災害時には職員がパトロールを行い、市民からの通報もいただきながら、迅速な警戒活動を行っています。

また、通行止め解除の際などにも、職員が目視による点検を行い、安全の確認を行っています。

次に防災タワーのような避難場所の整備についてです。

春日居町や石和町の浸水想定地域において、浸水被害が予想される場合、まずは災害が発生する前に安全な場所へ避難する水平避難を徹底したいと考えています。

しかし、安全な場所への避難が間に合わない場合も想定し、命を守るために高い建物等へ緊急的に垂直避難できるように、避難指示発令に合わせて、学校の校舎を一時的な避難場所として開放する予定です。

議員ご提案の防災タワーについては、検討はしておりませんが、今後整備が進み、浸水想定地域に建設される新山梨環状道路の活用なども、県と協議しながら研究していきたいと考えています。

続きまして、コロナ禍での避難についてのご質問のうち、まず安否確認の対策についてです。

災害発生時の避難方法として、市民の皆さまに対して、避難所に限らず、あらかじめ親戚や知人宅など有事の際に安全に身を寄せられる場所の確保や車中避難を検討していただくなど、それぞれに合った避難場所の確保について啓発しています。

このことにより、避難先が分散し、安否確認が困難になるとのご指摘ですが、今後、すべての市民の皆さまに自らの避難先を記載した「わが家の災害時行動計画」を作成していただくことを進めていきます。この計画を地域の自主防災組織と共有、連携していくことで安否確認につながっていくと考えています。

次に指定避難所の増設および民間施設の利用についてです。

現下のコロナ禍では、指定避難場所における受け入れ可能人数は、大幅に減少することから、これまでの30施設の指定避難所に加え、新たに7つの公共施設を指定避難所とする方針です。

また、民間施設については、平成31年度に石和温泉旅館協同組合と災害救助法の適用を受ける大規模災害時における宿泊施設の避難場所としての利用に係る協定を締結し、要支援者を受け入れていただくこととしていますので、受け入れ方法等の詳細を詰めていきたいと考えております。

宿泊施設以外の民間施設の避難場所としての利用についても検討を進めていますが、市民すべての方を受け入れることは、現実的には難しいため、市民の皆さま自身による避難先の確保についても啓発活動を進めています。

次に避難所の運営の人員についてです。

指定避難所における、新型コロナウイルス感染症対策を施した避難所開設を行えるように、避難所管理職員を3人から6人に増員し対応します。

開設後の運営につきましては、避難者による自主運営が基本となるため、平時から避難所運営委員会において、指定避難所の利用ルールなどを決めていただくに当たり、市が運営マニュアルの基本形を作成しましたので、避難所ごとに実情に合った運営方法を検討することで、円滑な自主運営につなげていただきたいと考えています。

次に災害ボランティアの育成についてです。

災害発生時、被災した家々の復旧作業において、災害ボランティアは、とても重要な存在であり、市では、社会福祉協議会が主催する災害ボランティアセンター設置・運営訓練に共催しています。

この訓練では、市内の災害ボランティアグループや災害ボランティアに興味を持つ市民に、被災地で実際に行われた災害ボランティア活動を体験していただくことで、ボランティアの育成強化を図っています。

次に自力避難が難しい要配慮者を支援する人材の育成についてです。

避難の際、自力避難が難しく、配慮が必要な方のうち、避難行動要支援者名簿に登録している方の避難誘導支援については、登録済みの地域支援者、行政区役員、民生委員児童委員など、地域の皆さまが連携し、相互協力していただくこととなります。

そのような支援を行う体制の構築については、区長会や民生委員児童委員において、お願い

しているところです。

今後は、防災訓練などに要支援者や地域支援者にもご参加いただき、実際に避難支援を行っていただくことで、支援者の人材育成を図られるよう進めていきます。

次に地域における防災学習会についてです。

市では、防災に対する学習会の機会として、要望があった行政区や団体に対して、出前講座を実施しています。

地域の防災をテーマとした出前講座も設けてあり、地域で課題を共有していただけるよう、今後も積極的に地域における学習の場を確保していきます。

次にハザードマップの見える化についてです。

生活する地域の水害の危険性を実感できるように、居住地域全体をハザードマップに見立て、生活空間に水害対策として浸水深情報などを表示する取り組みは、全国的に事例報告がありますので、その有効性について研究・検討を進めていきます。

続きまして、コロナ禍での子育て支援の延長についてのご質問のうち、まず学校給食無償化などの事業を延長した場合の予算についてです。

令和3年3月まで延長した場合、延長分に要する経費は、学校給食費無償化事業に約1億1,575万円、保育所等副食費無償化事業に約2,107万円、私立幼稚園副食費無償化事業に約80万円、保育所等保育利用料無償化事業に約4,605万円、学童保育利用料無償化事業に約1,010万円、障害児福祉サービス等の利用料助成事業に約249万円と見込まれます。

次に終息が見えない状況での支援の延長および終息するまでの支援の継続についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を注視し、市民生活への影響等を考慮した上で、必要に応じて検討していきます。

続きまして、18歳までの医療費無償化を求めるについてのご質問のうち、まず増える予算はどのくらいになるかについてです。

令和元年9月議会の答弁と同じ条件で算出すると6,600万円になります。

次に18歳までの年齢拡大についてです。

18歳までの年齢拡大については、県内の動向を注視し、検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

ありがとうございました。

コロナ禍での子育て支援についてですけれども、今は11月までということになっていますが、今現在9月ですので、あと2カ月ということで、いつごろまでに検討して、この結論を出すのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

これらの施策につきましては、5月、緊急事態宣言が出されている中で実施の判断をしたものでございます。

その段階では経済活動、また市民生活に大幅な自粛要請がなされておりました。そのころから比べますと、だいぶ自粛の状況も緩和されておりますので、感染状況のほか、そういった経済活動等の自粛の状況等も踏まえる中で、適切な時期に判断をしてみたいと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

そうすると、今の経済状況だとなかなか継続は難しいというように聞こえたんですけども、今、本当に市民の生活はかなり苦しい人たちがいると思うんですが、それは子育てをしている方たちだけではなくて、本当に年金だけで生活していて、年金で足りなくて何か仕事をしていたような方々も、仕事がなくなって本当に苦しい生活をしているというような現状があります。

ですので、子育て支援ということで、子どもを育てる方だけではなくて、本当に市民の、苦しんでいる方々に寄り添った政策をぜひ、これからも考えていただきたいと思います。

あと、18歳までの医療費無料化について、あと給食費の無料化なども県内いろいろな市町村で進んでいるので、ぜひ笛吹市でもこれから検討をしていただきたいと思います。

コロナ対策として、今、どのような検討をされているのかというのがもし分かりましたら、教えていただけますでしょうか。

経済的な家庭に対する対策というようなものが、もしあれば、全体です。子育てではなくて、全体の。

○議長（中村正彦君）

答弁を、深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

今、本会議の場で検討中の事項につきまして、一つひとつご説明するということは控えたいと思います。というのは状況が、感染拡大の状況、また経済の状況、動いておりますので、どういった時期にどういった政策を打つのがいいかということで、様々、検討しておりますので、その結果としてまた然るべきときに、議会の場におきましても、市長のほうからご提案をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

ありがとうございました。

これからコロナがどのように感染が広がっていくのか、それとも収まっていくのか、まったく分からない状況なので、これからもその状況を注視しながら、市の職員の皆さまには対策を考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、日本共産党の質疑および質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。
次の本会議は明日9月16日、午前10時から再開いたします。
本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時31分

令和 2 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 1 6 日

令和2年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和2年9月16日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第83号—議案第131号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	須田徹
総合政策部長	深澤和仁	会計管理者	石原和加子
市民環境部長	雨宮昭夫	保健福祉部長	飯島尚美
福祉事務所長	赤尾好彦	産業観光部長	小宮山和人
建設部長	標博司	公営企業部長	西海好治
教育部長	宇佐美正博	総務課長	雨宮和博
政策課長	水谷和彦	財政課長	返田典雄
消防長	矢崎丈司	代表監査委員	横山祥子
農業委員会会長	三枝啓一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	田中親吾
議会書記	霜村直人
議会書記	横山慶

○議長（中村正彦君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため一般質問1人終了ごとに暫時休憩といたします。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。

議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。

ついては、質問者および答弁者は上着を脱いでも結構であります。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第1 「市長提出議案第83号から議案第131号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会へは5名から10問の通告がありました。

質疑および一般質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあととなりますので、ご承知をお願いいたします。

それでは通告に従い、渡辺正秀君の質疑および質問を許可いたします。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ただいま、議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

今年は、本当にこのコロナと異常気象、災害ということで、二重の本当に苦難の年であるというふうに思います。

そして、このときこそ、自助、自己責任ということではなくて、この国、県、そして市町村、行政の役割、これが強く求められるのではないかと思います。コロナ対策としては、大きく2つの対策が求められています。1つは、感染拡大防止と医療対策、もう1つは、暮らし営業経済対策です。そのうち、暮らし対策で基本的な一歩前進がありました。それは、厚労省のリーフレットの生活保護のページに「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談ください」という一文が加えられたことです。これまで生活保護バッシングが繰り返されてきたことを思うと、大きな前進です。これは共産党、田村副委員長らが繰り返して求めてきたことが実現したものです。憲法に基づくこの権利、コロナ禍で困窮している方々が増えている中で、笛吹市においても生活保護制度をしっかりと紹介し、活用することが必要だと思います。

さて、通告に従って質問をいたします。

問1でございます。私は6月議会でコロナ対策のうち、主に医療問題、特に地域医療確保について質問しました。そのうちインフルエンザ予防接種については、7月臨時議会で1歳から18歳の子どもについて、1回2,500円を補助することが決まりました。国中地域では笛吹市が初めてで、これは大変良かったと思います。しかし、それだけでコロナ対策地域医療確保ができるわけではございません。主に3つの柱が必要だと思います。1つは、感染防止対策をとった上で、大多数の医療機関がコロナ疑い患者を受け入れること。2つ目に、PCR検査等検査の抜本的な拡充。3つ目にインフルエンザ等、コロナ類似症状、疾病の予防、この三位一体対策が必要ではないでしょうか。

以下、更なるコロナ医療対策を求め、答弁を求めます。

まず1つは、PCR検査等の拡充についてであります。

クラスターを防ぐために医療従事者、介護従事者等、教職員、保育士等、多数と濃厚接触をせざるを得ない方々に対して、PCR検査または抗原検査・抗体検査を行うこと。国・県がやらない場合、市で実施すること。

そして、国・県に対しては感染震源地域に住む人、働く人全員を対象としてPCR検査を実施すること、開業医でも病院でも医師の判断でPCR検査ができるようにすること、検査数を抜本的に拡大することを要請してほしいと思います。いかがでしょうか。

2つ目は、コロナ疑い患者に係る地域医療体制の整備についてであります。

インフルエンザ感染とコロナ感染は、受診して検査するまで見分けはつきません。インフルエンザ流行とコロナが重なれば患者数は膨大になり、特定の医療機関しか、それらの患者を診ないということでは医療はパンクし、患者は手遅れになり、また感染が広がることにもなります。大多数の開業医や一般病院がそれらの患者を外来で受け入れる必要がございます。

そのためには、医療従事者と外来患者について徹底した感染予防対策をとらなくてはなりません。医療機関の感染予防対策に対する補助を求めたいと思います。

そして、安定した地域医療確保のために笛吹中央病院には、1,279万円の補助金を出しております。今日の地域医療対策の重点はコロナ対策であります。コロナ疑い患者を受け入れる開業医や一般病院に地域医療確保補助金を笛吹中央病院と同様に支給し、コロナ対策地域医療整備を促進することを求めますが、いかがでしょうか。

次に、国・県への働きかけでございます。

この対策は、国・県がしっかりとやらなければ、市だけで解決できるというものではござい

せん。PCR検査の拡充、医療機関の経営難に対する支援、中症・重症者用のベッドの拡充、無症状・軽症者用の保護施設の拡充を国に強力に働きかけていただきたいと思います。

以上、第1問でございます。答弁、よろしく申し上げます。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、PCR検査等の拡充についてです。

8月28日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針が示されました。この方針では、国は、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、医療機関、高齢者施設等に勤務する人や入院・入所者全員を対象とした一斉検査をするよう都道府県に要請するなど、検査体制の抜本的な充実に取り組むこととしています。

また、山梨県では、各医療圏域にPCR検査の設備を整備することとし、8月末には峡東圏域での整備が完了しました。すべての医療圏域で整備された際には、山梨県衛生環境研究所と医療機関を合わせた1日あたりの検査可能件数が、県全体で380件程度に増加する予定です。

次にコロナ疑い患者に係る地域医療体制の整備についてです。

県は、院内感染防止対策や診療体制確保に要する費用を補助率10分の10で補助する医療施設等感染拡大防止支援事業費補助金を交付しています。市では、本制度を有効活用するよう、医師会に働きかけています。

次に国・県への働きかけについてです。

国の方針では、検査体制の抜本的な拡充や病床・宿泊療養施設確保計画に基づき、医療提供体制の整備を着実に実施することとしています。

また、山梨県においては、重症者24床を含む250床の入院病床を確保しています。無症状、軽症者用の宿泊療養施設については、100室を確保しています。

市としては、引き続きPCR検査の拡充や医療機関の経営難に対する支援について、医師会等の要望も聞きながら、県に働きかけていきます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ただいま、県でもPCR検査体制を樹立していくという話がございました。しかし、現状、医療機関はもとより、介護施設等においても、このコロナの問題というのは大変な状態になっております。

こうした中で、私の質問は、国・県がPCR検査等を医療従事者や介護従事者等にやらない場合、市で実施するように求めたわけです。この点について、明確な答弁はなかったと思います。市としてはどうするか、再度伺いたいと思います。

しかも、県は9月11日付け山日新聞によると、発熱や味覚障害などの症状のどれか1つでもあれば、医療従事者等について、保健所への相談を経て、検査を実施するというものであり

ます。またしても多忙な保健所経由であります。政府はやっと、10月より症状があれば、医師の判断で検査を認めるとしております。必ずしも保健所経由でなければ検査が受けられないということではなく、開業医の判断で検査が受けられるようにすべきだと思いますが、この点はどのように考えていらっしゃるのかも含めて、お伺いします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、検査体制の抜本的な拡充につきましては、都道府県ごとの患者の推計ですとか流行の状況を踏まえながら、点検を行って整備をしていくということになっております。

山梨県では、先ほど議員がおっしゃいましたように、新聞にも載っていましたが、重症化のリスクですとか、感染リスクの高い施設では、特にクラスター等を出さないために、早期の発見が重要というふうなことで、福祉施設や医療機関、保育所等の職員につきましては、これまでは2つ以上の症状がないと検査が受けられなかったというふうなところを、その条件を緩和をいたしまして、1つでもそういった症状があれば、検査が受けられるようにするというところで、ただそれには、今のところはやはりその保健所、帰国者・接触者相談センターを経てPCR検査を受けるというふうなことになっておりますけれども、国といたしまして、10月以降、発熱症状等がある場合につきましては、その受診の方法が変わるというふうなことを私どもも連絡を受けております。

具体的には、現在ですと、熱のある方はやはり帰国者・接触者相談センターに今のところは相談をしますけれども、そういったところに相談をせずにかかりつけのお医者さんですとか、地域の身近な医療機関で相談をして、そこで受診をし、その医師が必要と認めれば検査が受けられるような体制をつくるというふうなことで、国のほうがそういった制度をつくるというふうなことで準備をしております。現在、山梨県でもその体制の整備を行っているということを知っておりますので、それが整えば、医師の判断で保健所を介さずに、通さずに検査が受けられることになるというふうに私どもも考えております。

また、市で検査を実施すべきというふうなご提案でしたけれども、症状がない状態での検査を行いましても、そのとき時点での評価にしかありませんので、このPCR検査につきましては、今後さらに国や県の動向を注視していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

1つの症状どころか、無症状でも感染し、他に感染させる能力を持っているということが重大視されているわけです。そうした点からみると、医療従事者に関しても、1つの症状が出なければ検査が受けられない、これが果たして前進であるのかどうなのか。さらに積極的な対応をするように県に働きかけてほしいとともに、やはり現実にもその無症状の人たちも常に患者さ

んに感染させないか、あるいは介護を受けている方に感染させないか、皆さん大変心配な状況でございます。ぜひ積極的な対応を求めたいと思います。

そして、やはり9月11日付け山日新聞によると、政府は患者を受け入れる医療機関への支援策を固めたということで、今回、予備費の使い方についても示されているところでございます。また県は、医療機関に対して院内感染防止対策や診療体制確保に対して補助するという通知も出しました。国の支援策は、コロナ受け入れ医療機関に限定されるという問題を持っていると思います。

また、県の通知は、コロナ疑い患者受け入れの初期費用と感染防護具に対する支援に主に限られ、受け入れ後の負担増加に対する支援策はないように思われます。これでは、すべての医療機関が積極的にコロナに対応していくということが難しいと思います。

市は、そうした負担に報い、コロナ疑い患者受け入れ医療機関を増やし、地域医療を確保するために、今、笛吹中央病院には地域医療確保ということで支援金を出しているわけですが、こうした支援を他の医療機関にも適用してほしい。そして、コロナ患者受け入れ医療機関を増やす、そうした対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺議員の再質問にお答えいたします。

県の通知によります医療機関等への支援につきましては、医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業というふうな事業として、院内での感染拡大を防ぐための取り組みを行っております病院や診療所、薬局等を対象にした補助事業となっております。

この内容は、感染拡大防止対策だけではなく、地域で求められる医療を提供するための診療体制確保に要する費用についても補助対象になっておりまして、幅広くいろいろな項目が対象になっているというふうに、私どもは認識をしております。

例えば補助額につきましては、病院ですとベッド数掛ける5万円にプラス200万円。それから有償ベッドのある診療所につきましては、上限が200万円。ベッドのない無償の診療所が100万円、薬局等が70万円というふうな上限になっておりますので、まずはこれを有効にお使いをいただきたいというふうに考えております。

また、どんなふうに配布を国のほうがするかは、まだ明確なところは分かりませんが、それとは別にコロナ疑い患者等を受ける場合に備えてというふうなことで、アイソレーションガウンですとか、フェイスシールド等につきましても、また9月から10月にかけて、国が県を通じて配布するというふうな情報も聞いております。

また、疑い患者さんを入院させるための病床確保をしました。協力病院といわれます医療機関につきましても、やはりコロナ患者さんの入院をする病院と同様に、空床確保料が出るということで、金額はだいたい低いようですが、一応、空床確保のための金額が出るというふうに聞いております。

まずは笛吹市といたしましては、こういった制度をまず有効に活用していただいた上で、市内全体の医療機関の体制整備の状況を確認をした上で、さらに支援の必要性があるということであれば検討をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

冒頭申しましたように、コロナ医療や介護の対策、こうしたものは三位一体の対策というのが必要だろうと思うわけです。医療職員の感染防止策、PCR検査、コロナ疑い患者受け入れの地域医療確保、そしてインフルエンザ等、コロナ類似症状疾病の予防、この3点セットだと思います。この3点セットをしっかりとやることを求めて、次の第2問に移りたいと思います。

上下水道会計についてであります。

1つは消費税について。上下水道事業の消費税の更正の請求により、5年分1億8,300万円が税務署から還付されましたが、6月議会で予算・決算の科目修正や補助金の使途の変更で更なる節税が可能になると指摘しました。市はその後、9月補正までに財政課と公営企業部で検討し、その結果を示すとのことでありました。

そこで伺います。水道会計、下水道会計それぞれ、どの科目および補助金の使途をどのように修正するのか。その修正前と修正後の消費税見込み額はそれぞれいくらか。節税効果はいくらになるか、伺いたいと思います。

2つ目に、料金引き上げ計画についてであります。

市は、上下水道事業は独立採算が原則と言い、2022年に料金2割再値上げの計画を持っております。しかし、上下水道事業は最も公共性の高い事業の一つであり、この事業に税金を使うことは当然のことです。笛吹市の財政の見通しは、数年後には赤字団体に転落すると以前はされてきましたが、10年後にも170億円以上の基金が残るというふうには昨年に変更されました。一般会計からの繰り入れは十分可能であると思います。今、市民の暮らしはコロナ禍でますます厳しくなっております。上下水道料金の2割再引き上げは中止してほしいと思いますがいかがでしょうか、伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

西海公営企業部長。

○公営企業部長（西海好治君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えいたします。

まず、消費税についてです。

水道事業会計については、令和2年度当初予算において、収益的収入における他会計補助金を人件費、企業債償還利子、減価償却費等に充当しているため、変更はありません。

公営企業会計の専門家の指導をいただく中で、下水道事業会計については、今定例会に提出した補正予算において、資本的収入における他会計補助金のうち企業債償還元金相当額3億6,268万6千円を出資金に変更することとしました。修正前の消費税額の試算は約2,668万円ですが、補正後は約1,273万円となり、1,395万円の節税を見込んでいます。今後も、有利な申告を行うように努めていきます。

次に料金引き上げ計画についてです。

地方公営企業法および地方財政法には、公営企業の経営に要する経費は、経営に伴う収入を

もって充てるという独立採算の原則が定められております。この原則に則り、永続的に上下水道事業を運営していくためには、国が定める基準以外の一般会計からの補助金等に依存することなく、公営企業の経営の改善を図ることが不可欠であり、料金改定は必要であると考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

私の質問回数は2回で終わってしまいました。

まとめとさせていただきます。

ただいまの答弁、下水道会計において補助金として受け入れていた3億6,268万円を今定例会で出資金に変更しただけで、1,395万円の節税が見込まれるということであります。それ以外にも、水道会計については、3条会計補助金のうち、課税仕入れに用途が特定されていた金額は平成28年度1億1,907万円、29年度7,988万円、30年度7,471万円であったが、先ほどの答弁で令和2年度予算ではゼロということでございます。全額非課税、不課税取引に充当しているということであります。従来 of 申告では、7千万円以上が課税仕入れに充てられてものが令和2年度にはゼロ、これによって約600万円の節税となっております。

還付された5年分、1億8,300万円は年平均3,660万円となります。それぞれの年間節税額1,395万円、600万円、3,660万円の合計は5,655万円となります。私の指摘以前と比べ、年5千万円以上の節税が達成されることになったと思います。今後も節税対策を含め、無駄のない財政運営に努めていただきたいと思います。

大変なご苦勞をかけましたけれども、ありがとうございました。

上下水道事業は最も公共性の高い事業であり、一般会計からの繰り入れは当たり前のこと、またコロナ禍で苦しんでいる市民生活を思うに、2022年度上下水道料金2割値上げは認められません。値上げ断念まで戦う決意を表明いたして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中村正彦君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

上下水道料の料金引き上げの計画について質問いたします。

企業会計が独立採算制ということをおっしゃっていますが、今の市民の生活を考えますと、コロナで、これは今、非常事態だと思います。そこで、この原則的なことをいうのではなくて、この市民の生活を顧みていただいて、この値上げは本当に市民生活に影響するものであり、私たちが行った市民アンケートでも、水道料の値上げは本当に困るという声が多く寄せられていますので、ここは本当に市民の生活を考えていただきましたら、ここで値上げということ、もう一度考えていただく必要があると思います。

もし、今の状態であれば、値上げが必要という、今の状態であっても値上げは本当に市民生活に影響するんですけども、これからどうなるか分からないんですが、この2年後のことについて、今から本当に真剣に考えていただきたいと思いますので、このことについて、もう一

度答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

西海公営企業部長。

○公営企業部長（西海好治君）

河野議員の関連質問にお答えいたします。

上下水道料金の料金改定につきましては、公営企業部につきましても、市にとりまして、長い間の懸案事項でございまして、料金改定に至るまでには、複数年にわたりまして下水道審議会をはじめ、各所で検討協議をさせていただきました。その結果をもちまして、市民説明会、また各地区を回った説明会、議会におきましても承諾をいただいたものでございます。

先ほど答弁にもございましたとおり、この料金改定につきましては、今後、永続的に公営企業を安定的に運営していくためには、必要なものだと考えております。そういうことの中で、現況の市民生活、コロナ禍での状況がこういう状況だということは、われわれも十分理解をしておりますが、公営企業のこの先の安定的な経営を考えたときに、ぜひこれは必要なものだというふうに認識をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

関連質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

審議会で審議いただいた時点では、今のコロナということは起きていない時点でしたので、値上げということも必要だという、そういう意見だったと思うんですけど、今、本当にコロナで市民が困っている状態なので、この値上げについては再度、市民にちゃんと説明をして、市民の意見を聞いてから行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

西海公営企業部長。

○公営企業部長（西海好治君）

河野議員の関連質問にお答えいたします。

当然、令和4年度の料金改定を現段階で予定しているわけでございますが、このまま何もせずに移行するというのではなくて、その前には当然必要な手続きもございまして、審議会、また議会に関してもその点をお話することが必要だというふうには考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時45分といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

次に通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、2点、質問させていただきます。

はじめに、コロナ禍における避難所運営のあり方についてお伺いいたします。

近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災害が頻発化、日常化しております。こうした災害に対して、避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる状況を踏まえ、感染症対策に万全を期していくことが重要となっております。

発生した災害や被害者の状況によっては、避難所の収容人数を考慮し、蔓延を、過密状態を避けるため、防止するために、あらかじめ指定避難所以外の避難所を開設したり、通常の避難所のときはまた別に、可能な限り多くの避難所を開設することが必要であります。

また、避難所の感染リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営のあり方について質問させていただきます。

はじめに、可能な限り多くの避難所の開設についてお伺いいたします。

避難所として開設可能な公共施設の活用については、政府の内閣府防災から検討するよう徹底がなされていることと思いますが、ホテルや旅館などの活用についてはどのようになっているのか。

ホテルや旅館業などには、どのような避難者を受け入れることが良いのか。例えば、高齢者や基礎疾患がある方、また障がい者や妊産婦など、優先的に避難させる人を事前に検討し、優先順位の考え方を事前に決めておく必要があるのではないかと思います。見解をお伺いいたします。

2として、分散避難の定着についてお伺いいたします。

避難とは難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを住民の皆さまに改めて周知広報することが重要と考えます。

災害時に避難生活が必要な方に対しては、可能な場合は親戚や知人の家に避難するなどの周知を徹底すべきと考えます。その上で分散避難によって災害物資の届け先が増えるため、どう対応するのかを検討する必要がありますが、見解をお伺いいたします。

3としまして、避難所の感染防止や女性の視点を生かした避難所運営についてお伺いいたします。

避難所における感染防止を強化し、避難者に対して手洗いや咳エチケット等の避難対策を徹底するとともに、備蓄物資の充実が必要であります。

感染症予防のために必要なマスクや消毒液、また非接触型体温計やフェイスシールド等の備蓄、サーモグラフィや空気清浄機、大型の発電機設置等を図る必要があります。

災害の避難所の感染蔓延を防ぐためには、段ボールベッドや段ボールの間仕切り、パーティション、飛沫感染防止シールドの備蓄積み増しとともに、保管スペースの確保が必要です。

避難所内の十分な換気とスペースの確保、避難所全体のレイアウト・動線など、避難所の感染症対策にこれを配慮した避難所運営のあり方についても、あらかじめまとめておく必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

4としまして、災害の状況によっては、発熱、咳等が出た避難者を病院移送が難しい場合に備えた対応についてお伺いいたします。

避難所における良好な生活環境を確保するためには、感染症を発症した可能性のある避難者と一般の避難者とのゾーン、動線を分け、そういう人たちが一緒にならないように専用の個室などのスペースを確保したり、また専用のトイレを用意することなども必要となりますが、こうした課題に対して、どう取り組まれるのか、見解をお聞かせください。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えいたします。

まず、可能な限り多くの避難所の開設についてでございます。

現下のコロナ禍において、指定避難所では避難者間に一定の距離を確保する必要があることから、受け入れられる人数は、従前の計画と比較すると大幅に減少します。

このことから、国や県からも、指定避難所として指定していない公共施設等についても避難所として活用することが求められており、本市では、これまでの30施設の指定避難所に加え、新たに7カ所の公共施設において避難所を開設することといたしました。

また、市内のホテル、旅館の活用につきましては、平成31年4月に石和温泉旅館協同組合と災害救助法の適用を受ける大規模災害時における宿泊施設の避難場所としての利用に係る協定を締結しております。

ホテル、旅館等の利用に当たっては、国や県の指導では、平時のうちに利用者リストを作成し、施設側に届けることとなっており、議員ご指摘のとおり高齢者や基礎疾患のある方、障がい者、妊産婦など避難に配慮が必要な方の利用を優先的に検討する必要があると考えています。

今後、利用者の抽出方法や施設ごとの割り振りについて、具体的な方針を検討していきます。

しかしながら、協定を締結しているすべてのホテル、旅館が浸水想定区域内にあることから、浸水被害が想定される場合の利用については、慎重な検討が必要と考えております。

次に分散避難の定着についてです。

分散避難の重要性については、本年7月に災害発生時の避難方法に関する冊子を作成しまして、各地域の区長会において分散避難の重要性などの内容を説明するとともに、市内全戸に配布することで周知いたしました。

また、8月30日に実施しました市の総合防災訓練においては、職員による新型コロナウイルス感染防止対策を講じた避難所開設訓練を市内37カ所で実施いたしました。

この中で、各行政区の役員さんには、ソーシャルディスタンスにより収容人数が少なくなる避難所の状況を視察していただきまして、分散避難の必要性と指定避難所以外の避難先を区民一人ひとりが考えていただけるように周知をお願いしたところでございます。

指定避難所以外に分散避難した方に対する物資の供給方法につきましては、避難者それぞれが指定避難所において受け取っていただくよう計画しております。

次に避難所の感染症対策や女性の視点を生かした避難所の運営についてです。

感染症予防に必要となるマスクや消毒液等については、国および県が示すガイドラインに沿って備蓄を進めています。大型発電機の設置については、指定避難所の電源確保のために必要と考えますので、発電量、発電方法、整備方法等を検討していきます。

また、避難所開設に当たって、今後、どのような備品が新たに必要となるのか、研究し配備していきます。

段ボールベッドや間仕切り等についても備蓄を順次、進めております。これら災害時に必要となる物品を保管する防災倉庫の整備については、各支所の備蓄倉庫から遠くに位置する指定避難所から順次、整備を進めています。

避難所の十分な換気や避難スペースの確保、全体のレイアウト、動線等、感染症対策に配慮した避難所運営のあり方につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設マニュアルにまとめ、本年度の総合防災訓練において開設方法を確認したところです。

さらに、本年度から全避難所に女性職員を配置することとしましたので、女性の視点も開設、運営に反映できるものと考えています。

次に感染が疑われる避難者の病院移送が難しい場合の対応についてです。

避難所において、新型コロナウイルスの感染が疑われる避難者が発生した場合は、保健所または医療機関に相談し対応することとしています。

こういった場合は、一般の避難スペースとは別に、施設の会議室や学校の普通教室などを使用することで専用スペースを確保します。

トイレについては、一般の方と動線を分けて専用で使用しますが、当該施設内で専用トイレの確保が困難な場合は、簡易トイレを設置して使用します。

以上、答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。備蓄の面で公明党としまして、全国的に推進しております液体ミルクの件ですけれども、一時保管していただきましたけれども期限が短いということで、なかなか思うように運んでいませんけれども、山梨市などはワインセラーと同じ温度ですから、普通の市の備蓄倉庫に入れているとか、あとは温度がそれほど高くない市の関係の保育関係のところに置いていて、またそれが、期限が切れそうになったら健診時、乳児健診のときとか、そういったときに配布したり、いろいろしているそうなんですけれども、この点につきまして、何とか笛吹市としましても備蓄を進めていきたいと願っておりますけれども、女性の体は敏感なものですから、災害が起きたときに出ていたお乳なども止まってしまう場合もありますし、私も3人の子どもがおりますが、真ん中の子どもはなかなか哺乳瓶が飲めなくて、当時私も農協に勤務していましたからとても大変な思いをして、母親が農協まで、倉庫に来てくれて、そして直接おっぱいをあげたとか、その哺乳瓶がなくて必死で探し回りました、ドイツ製の哺乳瓶でなんとか飲めるようになったとか、その子その子によって多々ありますので、そういった

ことも配慮していただいて、液体ミルクの備蓄を何とかしていただきたいんですけど、お考えはいかがでしょうか。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

液体ミルクについてですけれども、先ほど議員がおっしゃるように、保存期間が約半年ということで大変短いということ、それから保管方法につきましても、冷暗所で保管することが好ましいということで、なかなか備蓄として扱うことが大変難しいものでございます。

現在の本市の備蓄倉庫については、断熱性がちょっと低くて、なかなかこういったものを保管するには適していないということで、現在のところ液体ミルクの備蓄ということは行っておりません。ただ、その代わりといたしまして粉ミルクを、想定される必要な数だけ備蓄して対応をしたいというふうに考えております。

液体ミルクにつきましては、今、申し上げたような様々な課題もございますので、今後、また研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ご検討よろしく願いいたします。

2点目としまして、重度心身障がい者の医療費窓口無料の新決済システム導入について、お伺いいたします。

公明党山梨県本部女性局は、昨年12月に長崎知事に対しまして、重度心身障がい者の窓口支払いの負担軽減についての要望書を提出し、公明党佐野県代表を通しまして、新決算システムの導入を訴えてまいりました。

新決済システムは、患者の受診や健康状態の情報を記録できるスマートフォンのアプリと医療機関で提示を受けるQRコードが連動するもので、通院時にアプリでQRコードを読み取れば、窓口で現金支払いが不要となる上に、また診療情報は患者のアプリと、そして医療機関にも報告されます。医療機関側は、県、市町村にこの結果を報告し、そしてその後、患者の口座に助成金が振り込まれ、その口座から医療機関にお金が支払われるという仕組みとなります。ですから、立て替えの必要がありません。

現行の窓口支払いは2014年1月から始まりましたが、診療後に、3カ月後に助成金が入るものの、通院時の際には窓口でお金を払って、そしてまた薬代も払ってということになります。年金で生活をやりくりしている方々にとっては、本当にこの診療のお金が足りない場合は通院を控えたり、また診察して行って、定期検査などの以外に、別の検査が入ってしまった場合、手持ちの金額よりも支払い金額が超えた場合は、また翌日に支払いに行くなど、毎回毎回、今回は足りるのかと不安を持ちながら会計に臨んでおられます。この新決済システムの構築に対してのご所見をお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

重度心身障がい者医療費助成について、県は本年6月の県議会定例会の一般質問の答弁で、重度心身障がい者医療費助成における受給者の負担軽減のため、実質的な窓口無料化を目指す方針を明らかにしました。

現在、県では、医療機関の受診履歴や個人の健康に関する情報を管理できるスマートフォン向けアプリ「電子版かかりつけ連携手帳」と連携する形で構築する窓口での現金払いを省略できるようにするための電子決済システムの導入を検討し、11月からのモデル事業実施に向けて準備を行っているとのこと。

この電子決済システムの導入により、実質的な窓口無料化となることから、受給者の負担軽減を図る手段として、県の取り組みに期待しております。

なお、市では、引き続き県に対し、重度心身障がい者医療費助成における窓口無料化による公費負担制度の確立と、窓口無料化を実施した場合における国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置の廃止を国に働きかけるよう要望していきます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございます。また、スマートフォンなんですけれども、そういったものも全員の方が持っているとは限りませんので、そういったことが、貸与とかそういうことになったり、また使い方のご指導とかになるとは思いますけど、こういう点に対しても、市として取り組みはいかがでしょうか。もし、なった場合。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

渡辺清美議員の再質問にお答えいたします。

県もまだこれから施行をするというふうなことで、県から具体的な内容につきましては、まだ市町村にも示されておりませんので、今後、県の動向を見ながら、県から要請があればそういったところ、積極的に協力をしていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

次に、武川則幸君の質疑および質問を許可いたします。

2番、武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

議長の許可をいただきましたので、各種事業に係る取り扱い要綱などの現状と改善点について、および消防団員への災害補償および第三者への損害賠償についての2件について、質問いたします。

なお、昨日から花粉症のため、鼻水とくしゃみが出ることでお聞き苦しいこともあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず最初に、各種事業に係る取り扱い要綱などの現状と改善について伺いたいと思います。

わが国には日本国憲法の下、民法や刑法などの法律や施行規則などがあり、憲法第94条では、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、および行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができることと示されております。

笛吹市には、笛吹市役所の位置を定める条例など、市のホームページでは令和2年3月31日現在、条例は279件、規則は笛吹市条例および規則の公布の方法を定める規則など、規則が236件あります。

また、詳細を定めた取り扱い要綱などがあり、笛吹市有料ごみ袋の導入に伴い、住民基本台帳に登録されている者で、2歳未満の乳幼児や家庭でのおむつなどの大量排出が予想される対象者および在宅障がい者などに対し、ごみ袋を無料で配布することについて、必要な事項を定める笛吹市有料指定ごみ袋の無料配布助成要綱などがあります。このような様々な規定により、市民一人ひとりの日常生活がサポートされると思っています。

さて、広報ふえふき今月号に「新生児特別定額給付金」の申請受付を開始したとの掲載があり、対象者は本年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれた赤ちゃんで、支給額10万円、申請は市ホームページまたは子育て支援課、企画課にて配布している申請書を郵送または窓口にて提出とあります。

また、同じく今月号に「敬老祝い金の贈呈について」の対象と支給額の記載があり、満88歳の祝金は、各地区民生委員が届けるとありました。

市として、更なる市民サービス向上のため、次の点について質問いたします。

1つ目は現在、笛吹市の各事業に伴う要綱が何件あるのか伺います。また、要綱の中に申請方法が規定されているのは、どの程度か伺います。

2つ目は、被申請人が出産後や家族を亡くした際の感情に寄り添い、住民へ心の通った事務手続きを実行するため、例えば各要綱の申請方法の次の項に「前項の規定にかかわらず、〇〇届が提出された場合は前項による「申請」がなされたものとみなす。」との項目を挿入することなどにより、申請方式を可能な限り変更して、自動給付へ移行すべきと思いますが見解を伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

武川則幸議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、要綱の件数等についてです。

本市における各事業に伴う要綱の件数は、本年3月末現在で445件です。

また、要綱の中に申請方法が規定されているものの件数は223件です。

次に申請方法を自動給付とするための要綱の改正についてです。

現状では、一概に自動給付へ移行することは難しいと考えます。

議員ご指摘の出産後や家族を亡くした際の届出を例にいたしますと、このような届出をされる方の多くは、給付を受ける対象者の親族などが考えられますが、届出者が必ずしも相続人や給付金の受取人となるとは限りません。

昨今、家族間での相続のトラブルやDVなど、親族内でも問題を抱えている例も多く、その給付の取り扱いについては、慎重に行う必要があります。

今後、関係上位法令の改正等により、自動給付への移行が可能となった場合には、当該法令に基づき、適宜、要綱の改正をすることとなりますが、現時点では、市役所窓口に「おくやみコーナー」を新設するといったような取り組みなど、現行の要綱の下でも、職員が丁寧な説明やサポートを行うことで、市民の皆さまに対するサービスを向上させていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。1番目で質問をいたしました要綱の件数については445件で、申請方法の規定されているものが、そのうち223件との答弁をいただきましたけれども、要綱445件中、申請方法の規定がない要綱がほぼ半数の222件あります。届入者が必ずしも相続人や給付金の受取人となるとは限らず、また家族間でのトラブルなど、慎重に行う必要があるとのことですが、伺います。222件の申請方法のない要綱の中で、申請によらず児童給付している件数は何件あるのか伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務課長。

○総務課長（雨宮和博君）

武川議員の再質問にお答えをいたします。

残り222件の要綱につきましては、申請方法が規定されるものがないものということで、委員会などの設置要綱でありますとか職員設置要綱、また事業の実施要項で占められておまして、ほとんどが武川議員ご質問の対象外ということになっております。

また、厳密には、全要綱における自動給付の有無につきまして、各要綱を個別に精査し検証する必要があることから、確実な件数というものは、この場でお示しすることは難しいと考えております。

本来、行政手続き上の申請行為というものは、申請者が利益を得るため、また制限に対する許可を得るために必要とする、いわゆる受益者の自発的な行為でありますことから、申請することなく自動的に給付等を行うことは原則想定するものではないという考えが一方でございます。

ただし、先日実施されました新型コロナウイルス感染症の事業のうち、ひとり親家庭特別給付金支給事業につきましては、児童扶養手当の受給者口座に申請なしに振り込む方法を取らせていただきましたし、高校生等ともにごんぱろう応援事業では、特別手当給付金の申請をもって給付金を申請したものとみなし、給付を行っております。これは、個別のケースによっては市民の負担を軽減するために、対応することが可能である場合もあるということを示しておると思っております。

このことから、先ほど総務部長が答弁したとおり、市民の皆さまに対するサービスの向上のために、市として対応、また改善できるものがあれば対応していきたいと考えているのが基本でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。市民の口座自体を把握していないことなど、困難であるとのことでしたけれども、ひとり親家庭特別給付金支給事業は申請なしに振り込む方法を取り、また笛吹市高校生等ともにごんぱろう応援事業は申請したものとみなし給付を行ったとのことでした。

要綱などを改正しての自動給付は簡単にはできないと思っておりますけれども、笛吹市としましては、問題意識を持ち、住民への心の通った事務手続きに取り組んでいただくことを期待いたしまして、次の質問に移ります。

次に、通告2問目の消防団員への災害補償および第三者への損害賠償について伺います。

消防団は、消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関で、同法第18条に消防団の設置、名称および区域は条例で定めるとあります。これにより、笛吹市消防団の設置等に関する条例第3条で、名称と管轄区域を笛吹市全域と定めています。

消防団員は本業を別に持つ一般市民で構成されており、市町村における非常勤地方公務員であり、公務で災害を受けた場合は公務災害補償金が支給されます。

さて、8月末の山日新聞に、甲州市塩山地域で水の使用量が増え、流れが早くなったことで

水道管内の鉄分などがはがれ出たことが原因で水道水に濁りが発生し、また甲州市の別地域でも、使用量が減少したことによる水の滞留が原因で水の濁りが発生したと報じていました。笛吹市消防団御坂分団では、消火栓を使用した消防団活動のあと、近隣の住宅で上水道の濁りが発生しました。

このような、地域住民へ損害を与えた場合など、団員に対する補償や第三者に対する補償について次の点について伺います。

1つは、笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条による公務災害補償の種別と過去3年の支給額について伺います。

2つ目は、消防団活動を行う中で、他人に損害を与えた場合の補償について伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

武川則幸議員の一般質問にお答えいたします。

まず、消防団員の公務災害補償の種類と過去3年の支給額についてです。

消防団員等の公務災害補償の種類は、公務によるケガや病気の療養にかかる療養補償、療養のために仕事ができなくなり、収入が得られなくなった場合の休業補償、負傷や疾病で療養が継続している間、年金を支給する疾病補償年金、負傷や疾病により一定の障害が残った場合の障害補償、障害等級1級から3級に該当し、常時または随時介護を要する状態の方を対象とする介護補償、不幸にして亡くなられた場合、その遺族に対する遺族補償、葬儀を行った者に対する葬祭補償などがございます。

また過去3年の支給額についてですが、民間の協力者1人を含む7人に対し、合計で218万7,778円が支給されております。

次に、消防団活動で他人に損害を与えた場合の補償についてです。

消防団活動により、他人に損害を与えた場合は、市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険により補償をいたします。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。公務災害補償では、療養補償をはじめとして、休業補償など多くの手当てをして万一に備えていると感じますが、先ほど甲州市の事例で申し上げたように、水道管内のさびなどの要因で偶然、消防団活動の直後に水質汚濁が発生し、例えば家庭用や業務用の浄水設備に支障を生ずる事態も考えられますけれども、伺います。

上水道の敷設済み配管の中には、数十年前に布設した鋼管などの古いタイプの更新があると思いますけど、その更新についてはどのように計画、対応しているのか伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

西海公営企業部長。

○公営企業部長（西海好治君）

武川則幸議員の再質問にお答えいたします。

最初の質問にございました、御坂地区で起きました水道水の濁りにつきましては、6月7日に国衙区で、それから8月1日は金川原区ということで、いずれも消防団活動で消火栓を使用したのちに、近隣で濁り水が発生したという状況で、公営企業部の職員が対応をさせていただいております。

消防団に対しましては、役員会などを通じまして、訓練の折には消火栓を使用する場合に、急激な開栓などは行わないようにということで、十分に注意をしていただきたいというふうにお願いしているところでございますが、再度そのようなお願いをさせていただいたところでございます。

水道管の更新状況に関するご質問ですけれども、現状といたしましては老朽管および漏水が多い場所から優先的に布設替えを行っているといった現状でございます。

なお、現在、水道ビジョンの見直しを行っておりまして、今年度中には見直しが終了いたしますので、今後は新たな水道ビジョンに則りまして、計画的に布設替えを行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。新たな水道ビジョンに則って計画的に布設替えを行う予定とのことですが、しっかりと、確実に水道管を更新し、他人に損害を与えた場合の補償については、火災や震災時、また平時における地域での訓練時に発生する場合の人的・物的事故に対する備えを研究・検討し、団員の安心を確保するよう笛吹市の後方支援を強く期待をいたしまして、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、武川則幸君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時45分といたします。

訂正いたします。

再開を午後1時半といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時30分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、野澤今朝幸君の質疑および質問を許可いたします。

11番、野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

議長の許可をいただきましたので、質問いたします。

先回も、歯周疾患検診に対する市の助成事業のあり方の公正性について質問させていただきましたけれども、今回もそれに引き続き、納得できない部分もありましたので、質問させていただきたいと思います。

まず、その中の1問目ですけれど、先回、歯周疾患検診に対する市の全額助成事業が山梨県歯科医師会に加盟している歯科医院・歯科機関に限られていることは不公平ではないかと質したところ、保健福祉部長は、「この事業の委託先である山梨県歯科医師会については、市内の8割以上の医療機関が加盟することから不公正とは考えていません。」と答弁されました。まず、この答弁を撤回する考えはないかどうか伺います。

2番目として、また「歯周疾患検診の受診票の判定基準については、国の指針に基づいて山梨県歯科医師会で作成しており、検診の精度を担保する観点から、山梨県歯科医師会に検診を委託しています。」と答弁したが、受診票の判定基準について、県独自の判定基準を設けているということか。そうであるなら、そのことの証左となるものを示していただきたい。

3点目ですけれど、保健福祉部長は、「もし、この検診によりまして治療の必要性が出た場合につきましては、ご本人の主治医になっている歯科医師のほうで治療していただくというふうなところで、現在考えております。」と答弁し、市民が山梨県歯科医師会に加盟していない歯科医院で受診した場合でも、その受診した市民も主治医も不利ではないかという見解を示された。ちょっと違いましたかね。要は不利にはならないと。その答弁からして部長は、受診と切り離して治療のみ主治医でできるとしているが、本当にそれが可能かどうかお聞きします。

4点目として、今後、市民と歯科医院・歯科機関にかかわる公正性をという点から考えて、市の実施している歯周疾患検診全額無料助成の対象を山梨県歯科医師会加盟の歯科医院・歯科機関に限るという条件を見直し、また検討する必要はないか。

以上です。お願いします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、歯周疾患検診の助成事業が山梨県歯科医師会に加盟している歯科医院に限られていることを不公正とは考えていないという答弁の撤回についてですが、このことについては、撤回する考えはありません。

次に、歯周疾患検診の受診票の判定基準についてです。

判定基準については、日本歯科医師会から歯周病検診マニュアルが示されています。山梨県歯科医師会では、この判定基準に合わせて研修を行い、検診票を作成しており、独自の判定基準は設けていません。

次に検診先ではない主治医による治療についてです。

治療のみを主治医で受けることは可能です。

次に歯周疾患検診委託先の条件の見直しについてです。

市では、歯周疾患検診の実施だけでなく、歯科医院ごとの健診結果や健診費用の支払いの取りまとめなどを委託業務の要件としています。

このことから、委託先としては、山梨県歯科医師会が適当であり、山梨県歯科医師会に加盟しているという条件を見直す必要はないと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

○11番議員（野澤今朝幸君）

その前にいいですか。

1番目の今の質問に対して、8割以上ということに対して、私、聞いたので、そのことについて一言も触れていないので。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（中村正彦君）

ちょっと待ってください。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時40分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

ただいまの野澤議員の1問目の質問は、撤回する考えはないかということで、それに対しての答えということで、先ほど野澤議員がおっしゃったことは、再質問でしていただきたいと思えます。

続けます。

質疑および質問はありますか。

野澤議員。

○11番議員（野澤今朝幸君）

今言ったのは、加盟しているかどうかのそういうことの、今までの答弁は撤回しないというような発言に聞こえたんですけど、この加盟していない歯科を抜かすという理由に、市内の8割以上の医療機関が加盟していることから不公正ではないと考えている。こういう考え方を、私は問うているわけです。

つまり、半分以上とは言わないけれど、結局こっちが多いからいいではないかというように、ラフな言い方だと、そのことに対する見解。そういうことで、とりわけ福祉部長がもしそういうことで物事を考えているとしたら、非常に私は問題があるかと思ったので、聞いてみました。そういう意味での答弁をお願いします。

2番目です。特に3番目、検診と治療が必要だというときの治療、これは前に検診してから、もし主治医のほうにかかればいいという見解ですけど、歯医者さんに確認したところ、検診をして、いろいろ診察結果、それをもってでしか治療はできないと。これは一連の流れであるから。そう考えると、無料で仮に加盟医院でやっても、もう一度仮に加盟していないところで

治療してほしいといえ、1 から、検査からやらなくてははいけない。検診からやらなくてははいけないというふうに聞いています。このへんをどういうふうに考え、そのへんの実事の確認ができていないか。また、できていないとしたらそのへんはどう考えるか、以上、2 点についてお答えください。

○議長（中村正彦君）

野澤議員、一問一答ですので、今の2点というところは1点にさせていただきたいと思います。どちらの。

○11番議員（野澤今朝幸君）

1点です。要するに1問についての、第1問目についての2つの質問、2つというか、これについての質問ですから1問という形でいいですね。

○議長（中村正彦君）

いえ、今、2問、1問で2つの、一問一答ですから、2つの答えをくれということですので、どちらか1つの質問にさせていただきたいと思います。

○11番議員（野澤今朝幸君）

では、今の第1問目にかかわる内容を、今のような2項目でお願いしたいと思います。

○議長（中村正彦君）

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

○議長（中村正彦君）

再開します。

野澤議員、再度質問をお願いいたします。

○11番議員（野澤今朝幸君）

これは質問のし直しということでいいですね。すみません。

検診と治療が必要になった場合、これは続けて、私が歯医者さんから聞いたことによると、これは続けなければ治療ができない。検診だけでは、検診を省いて治療ということではできない。ほかの医院でやってきても駄目だというふうに聞きましたので、前の部長の話は、これは検診だけは受けて、そのあと違う主治医で受ければという答弁でしたけれど、この認識は正しいかどうか、その点について伺います。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

野澤議員の再質問にお答えいたします。

検診を受けますと、検診のときに使います歯周疾患検診票というのが3枚複写になっておりまして、そのうちの1枚が本人用ということで、必ず検診が終わったあと、その日のうちにその検診を受けた歯科医師から結果の説明を受けて、その本人用の検診結果表がご本人に手渡されるというようなことですので、それを持って、持参をして、主治医に受診していただくことによって、検診の結果がそこに載っていますので、それによって治療を受けていただくことが

できると思われましてということで、答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

最後ちょっと思われますということですから、確認していただきたいと思いますが、私が歯医者さんから聞いたところによると、その治療に入る場合は、その検診を自分のところで検診して、その資料によって一連の流れでなければ、これはできないというふうに向っていますので確認してください。

もしそうであるならば、非常に加盟していない歯医者さんは、不利益を被っていると思いますので、結局治療はできないということですから。

もう1つ、さっきの8割のことも、これは割合ではないと思います。今、例えば性の少数の問題、LGBT、こういう問題も少数だからということで、過去にはいろいろ差別も受けてきましたけれど、少数・多数とは関係なく、こういう、特に行政が補助金を出している場合は、しっかり考えていただきたいと思います。再度また検討をお願いします。

続いて、芦川町における公設避難所の必要性について、昨年、第4回の定例議会のときに質問してもらいましたけれど、その後、豪雨もあり、また何よりもコロナの問題もあり、そういう中で、やはり非常にわれわれも芦川町において避難をどうする、雨が降ったときの避難をどうするというのをまちぐるみで今、考えているところです。

特に今、行政のほうと社協のほうで中心になっている、生活支援体制整備事業というのがあります。そういう中で、この事業は要するに地域みんながどうやって自分たちで助け合うかということを中心になされる国の肝いりの事業ですけれど、そういう中で、今、芦川町では、この豪雨時の避難について、これに絞ってみんなで検討をしているところです。

そういう中で、以下4点について、細かく質問させていただきます。

まず1点目ですけれど、昨今頻発する甚大な豪雨災害と、新型コロナウイルス感染防止という観点から、これまでの豪雨時の公設避難所のあり方、位置づけについて、その方針を見直す必要があると考えるがどうかと、この点については、昨日の代表質問等について、いろいろな会派からのことがありましたけれど、付け加えることがありましたらお願いします。なかったらよろしいです。

2番目、豪雨時における芦川町民の公設避難所は、八代町総合会館が指定されていますが、連続雨量、これが笛吹・市川三郷線の芦川支所から下側、上九一色川は連続雨量が80ミリになると通行できません。芦川支所からこちらの八代、石和方面は120ミリ、すぐにこのくらいの雨量になるわけで、そういう通行止めの問題、高齢化世帯、うちは65%くらいで、たしか笛吹市全体の2倍以上になっていると思いますのでそういう点。さらにこの間、訓練がありましたので、避難所になっている八代町総合会館のほうを見たら、せいぜいブルーシートのあれが、1坪2畳敷きくらいですけれど、あれをソーシャルディスタンス間隔を取ると、全部でそのときの市の職員の説明だと30人くらいしか入れない、30人というか30組ですね、家族で来た場合は一緒でも大丈夫みたいで。そういう中で、芦川町の住民がそこに避難するというのは非常に無理があるというふうにも考えるわけです。それが2点目ですね。

3点目ですけれど、豪雨時にあつての公設避難所、地震の場合はあるわけですけれど、雨の

場合の避難所、これは芦川町内における必要性が、私は一気に高まっているというふうに感じています。そんなことから、市当局はどのように考えているか、お答え願いたいと思います。

最後、具体的な話になりますけれど、芦川町においては、豪雨時の公設避難所を設けようとする場合、地震発生時の公設避難所に指定されている芦川小学校に、周りに安全対策、ハード面のいろいろな防護壁とか付けることによって、公設避難所とすることができるのではないかと、すぐそれはできる、できないは言えないんですけど、少なくともそれにどうにかできるのではないかとこの調査みたいなものが必要だろうというふうに考えますけれど、どうですか。

とりわけ芦川は、昭和41年に大きな災害で19名からの人が亡くなり、そして平成2年にも流失家屋がたぶん6軒から7軒くらいありましたけれど、そのときにおいても学校のあそこの部分は安全であったと。ただもちろん、そのとき安全であったから今も安全とは言えませんけれど、そして特に市のほうでお金を出してもらって、立派な校庭の前、南側の校庭の壁面は非常に頑固な石垣、その後ろにしっかりコンクリートを打ってやっておりますので、そういう面からもあそこをどうにか避難所にできないかと思えますけれど、このへんについてお答えいただきたいと思います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えいたします。

まず、コロナ禍における豪雨時の公設避難所のあり方、位置づけについてです。

指定避難所設置の基本方針は、災害対策基本法において、指定避難所の基準といたしまして、まず「適切な規模であること」「避難者の受け入れが可能な構造、設備を有すること」「災害による影響が少ない場所であること」「車両等による輸送が容易な場所にあること」「要配慮者の良好な生活環境が確保できること」と規定されています。

本市においては、この方針に基づき指定避難所を設置していますので、洪水・土砂災害が想定される際の避難所のあり方、位置づけは変わりません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所の開設に当たっては、避難者ごとに一定間隔を保った避難スペースの確保や衛生対策などを施しますが、間隔を保つことで、指定避難所に受け入れられる人数が減少するため、新たに7カ所の公共施設において避難所を開設することといたしました。

また、市民の皆さまそれぞれが、平時のうちに、親戚や知人宅など安全に身を寄せられる避難先を確保するなどの分散避難について、周知・啓発を図っています。

次に、2番目、3番目、4番目のご質問ですが、一括したお答えになります、芦川町内へ指定避難所の設置の可否という部分についてでございます。

芦川地域は、地域のほとんどが土砂災害警戒区域等に指定されていて、洪水・土砂災害時の指定避難所を設ける適当な場所がないことから、八代総合会館を避難所として指定しております。

また、芦川地域は一定の降雨量に達すると幹線道路である県道が通行止めになることから、高齢者世帯が多い当該地域では、避難が遅れることで地域内に取り残され、被災する恐れがあります。そのため、市では芦川地域において洪水・土砂災害が想定される時には、避難に時間

を要することを考慮して、他の地域よりも早く避難情報を発令し、早めの避難を促しております。また、その避難情報に合わせて指定避難所である八代総合会館を開設し、受け入れ態勢を整えています。

昨年の台風19号の際には、自身で避難が困難な方については、職員が公用車で指定避難所へ搬送するなどの対応に当たりました。

このように、芦川地域においては、市と住民が協力して早め早めの避難行動をとっています。

災害時の避難所では、避難者を一定期間、継続的に支援する必要がありますが、芦川地域は洪水・土砂災害による孤立や災害の長期化により、継続的な支援が難しくなることが予想されます。このことから、土砂災害警戒区域にある芦川小学校も含め、地域内に洪水・土砂災害時の避難所を開設することは難しいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

今、極めて否定的な答弁をいただいたわけですが、芦川にひとところ避難するところがないということは、極端に言うと、消防団員も何もすべて一気に出なくてはならないという事態なんですね、逆に考えると。そういうことを考えると、再度のお願いですが、芦川小学校、裏の山も比較的急斜面でなく、すべて急斜面指定地域にはなっていますけれど、そういう中で可能性があるかないか、このくらいの調査・研究はする必要があるかと思えます。そして先ほど、部長が言ったように、移動の困難な場所は避難所として置かないということですが、本当に芦川から八代の避難所に車で最低45分はかかります。というのは、この間もそうですけど、かなり市のほうで早く発令してくれましたけれど、結局は、笛吹市川三郷線は利用できませんでした。河口湖のほうを回る結果になりました。大体そういうふうになります。今までの結果ですね。だからそういうことも考えて、ぜひ芦川小学校の可能性について、避難所の可能性について、検討いただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（中村正彦君）

以上で、野澤今朝幸君の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、中川秀哉君の質疑および質問を許可いたします。

20番、中川秀哉君。

○20番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長のご許可をいただきまして、これより通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

久方ぶりの質問に登壇させていただきましたので、多少ご迷惑をかけるかもしれませんが、ご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は第1問目といたしまして、コロナ禍における新しい生活様式に向けた諸施策の具体化について伺うでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、密を防ぐ新しい生活様式を築くため、地方移住を含めたビジネスや経済活動が動き出しております。今後は新しい生活様式を定着させるための具体的な施策を本市においても推進し、決して後戻りをしない自立的な地域社会を構築していく必要があると考えております。

国も新たな日常の構築を原動力となるデジタル化への集中投資・社会実装と、その環境整備を進めていくとしておりまして、特にデジタル・ガバメントにおきましては、今後1年間で改革期間であると、いわゆる骨太の方針にも示されました。また、内閣府が示されました地域未来構想20の中では、コロナ禍だからこそできる事業として、ピンチをチャンスに変える施策が紹介されております。

そこで、デジタル化を本市に大胆に取り入れるとともにオンライン、テレワーク、ワーケーション、働き方改革や移住、企業や学校の休日を見直し、分散化を図ることによって、魅力あるまちづくりと質の高い地域社会を築いていくために、具体的な施策の進捗状況や見通しについて以下、質問をさせていただきます。

1番目として、教育分野において3密を防ぎながら、切れ目のない学習環境の提供は重要です。オンライン学習のための端末や機器の整備など、GIGAスクール構想関連事業等との連携、さらに児童生徒・学生や教員が学校や自宅で使うICT環境の整備は急務と考えておりますが、どのようになっているか、進捗状況についてお伺いいたします。

2つ目として、文化芸術、図書館や公共の施設など、人が集まる空間では、密を可視化するためのオンライン情報やアプリケーションなどを活用した予約システムの確立、プッシュ型の情報発信などが安心を担保すると考えております。また、文化芸術・スポーツの活動継続に向けた支援についても積極的に推進するべきであると考えます。現状の取り組みについて、状況と今後の見通しにつきまして、お伺いいたします。

3つ目として、これまで地域のコミュニティーを中心に、高齢者や子育て家庭などの見守りや支え合いの社会を築いてまいりましたが、新しい生活様式に対応するためのオンラインツールの活用も重要であると考えます。特に介護や福祉分野では、ロボット技術やICT等の導入を用いたケアモデルの支援、個人の健康データの利活用の推進などを図り、健康寿命の延伸につなげていくべきであると考えます。こうした課題について、どうお取り組みになられているか見解をお伺いいたします。

4つ目として、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションによって、地域の価値を高めていくことによりまして、移住や企業誘致を促進すると考えております。そこで医療や住まい、交通などアクセスしやすいサービスを地域限定で整えたり、空き家を利活用したワーキングスペースの整備や住宅の整備、自転車や自動車などを、多くの人と共有できる利用する仕組みづくりを推進し、誰もが住み続けられるま

ちづくりを実現すべきと考えますが、ご見解を伺います。

最後に5つ目として、新たな日常の構築に向け、様々な生活現場で感染拡大を防ぐ取り組みが必要と考えます。例えば、多くの人が集まる場所の水道やトイレ、ごみ箱等に手を触れずに済ませることができる自動化の推進や工夫、マンションや住宅における宅配ボックスの設置なども有効的でございます。本市におきましても、生活上のリスクを下げるために取り組みを推進すべきと考えますが、お取り組みについてありましたら見解をお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、ICT環境の整備の進捗状況についてです。

GIGAスクール構想を受けて、これまで市が整備したタブレットパソコンに加え、新たにタブレットパソコン4,235台を整備することとし、現在、納入に向けた準備を進めています。これにより、すべての児童生徒が1人1台端末として使用するためのタブレットパソコン4,924台が整備できます。

また、市内すべての小中学校に無線LANの環境を整備するため、令和3年2月中旬までの整備完了に向け、小中学校を5エリアに分けて工事を進めています。

オンライン学習については、インターネット環境が整っていない家庭に、学校のタブレットパソコンやモバイルルータを貸し出して対応します。モバイルルータについては、192台の調達に要する費用を今定例会に提出した補正予算に計上しています。

また、教員に係るICT環境の整備については、本市独自の事業として、教師用タブレットパソコン300台を調達し、9月3日から順次、各学校に納入しています。

次に、社会教育施設などにおける混雑状況の情報提供についてです。

現在、社会教育施設、社会体育施設では、施設管理者が作成した施設利用のガイドラインや文化、スポーツ団体が作成した感染防止と活動のためのガイドラインに基づいた施設利用が行われています。

図書館などの自由来館施設における混雑状況の情報提供については、市のホームページやSNSを活用した情報発信を検討していきます。

なお、施設が混雑し密が懸念される場合には、電話等による利用予約など、人数や利用時間の制限により対応していきます。

また、市民の文化、スポーツ活動の推進については、引き続き各種ガイドラインに基づいて、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した施設利用、活動ができるよう支援していきます。

次に、新しい生活様式に対応するためのオンラインツールの活用についてです。

新しい生活様式に対応したオンラインツールとしては、高齢者が一定時間以上動かないでいると、これを感知して自動通報する生活リズムセンサーを加えた高齢者緊急通報システムを導入し、緊急時の見守り支援を行っています。

また、介護施設に対しては、介護事業所ICT導入支援事業県補助金を活用して、入所している高齢者とその家族がモニターを通して会話するオンライン面会を導入するよう促しています。

一方、個人の健康データの利活用については、国がデータヘルスの集中改革プランを示したところであり、現時点では計画段階であることから、今後の国の動向に注視していきます。

次に、デジタルトランスフォーメーションによるまちづくりについてです。

デジタルトランスフォーメーションは、進化したデジタル技術を活用することで人々の生活をより良いものへと変革するという概念です。

国は、企業がデジタルトランスフォーメーションの実現やその基盤となる情報システムの構築を行っていく上で、経営者に必要となる事項を明確にすることなどを目的としたデジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドラインを示しています。

行政分野においても、デジタル技術により、市民の皆さまの利便性向上や行政の効率化などが期待されるため、本市でも積極的に推進していきたいと考えます。

次に、生活現場での感染拡大防止についてです。

生活上の感染リスクの低減は社会全体で取り組むべきものであることから、市では個人向けの啓発として、感染防止を促すチラシを、今年3月と4月に新聞折り込みにより配布しました。

また、事業者向けの啓発として、感染防止策の説明会を、6月に旅館やホテルを対象に、7月に観光農園を対象に開催するなどしており、引き続き、個人、事業者それぞれに適切な感染拡大防止策を講じていただくよう啓発していきます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○20番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。まさに新たな内閣が誕生する。まさにそのときに新しい省庁としてデジタル庁というものができると聞いております。これにつきましては、特に行政も含めた、通信も含めた部分で、より良い生活様式を含めた部分で進められると思っております。私も昔、大阪万博は3歳くらいでしたけれども、行かせていただきました。また、つくば万博にも行かせていただきました。その当時、夢に描かれたテレビ電話というものが、今、まさに当たり前の時代になっておりました。今後は、空飛ぶ自動車というのもできるといわれております。そんな中で、特に通信機能では4G、5Gというものが、通信速度ができて、どんどんリモートができるようになってきました。こうしたものを利活用して、さらに企業を誘致、また集客誘致にもつながるように、市民生活の向上に向けて進めていただくことを願って、また次の質問に入らせていただきたいと思います。

2問目といたしまして、「若者定住促進奨学金返済支援事業」の整備について伺うでございます。

国は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、第1次、第2次補正予算を組みました。その中で、地方創世臨時交付金を活用した、地域における様々な事業を推進するように申されました。笛吹市といたしましても、5月、6月、臨時議会の中で市長が求めまして、40以上の事業をしていただきたい。またさらに新たに子育て支援のほうでも新生児の給付金、また新型コロナウイルス、インフルエンザワクチンのほうにも適用していただいております。

さらに今後の政策に当たる中で、特に若者支援につながる部分として、今回、訴えさせていただきます。

先進自治体の群馬県富岡市、こちらは5万人の人口だといわれています。5万1千人だともいます。では「大学生や短大生などが就職を機に市外に定住してしまうことが、若年層の人口減少の要因の一つとなり、また進学に伴い奨学金を受ける学生が多く、卒業後に返済が重荷となっている」という現状を鑑みまして、将来の地域の担い手となる若者たちの奨学金の返済を支援することで、Iターン、Jターン、Uターン等での定住を促進し、若年層の人口減少に歯止めをかけることを目的として、この地方創生臨時交付金を活用した若者定住促進奨学金返済制度を実施いたしました。

内容としましては、市の将来の担い手になる若者の市内定住・回帰を促進するためにUターン・Jターン・Iターン等を対象に、その方が1年間の返還した奨学金の一部、1年間の上限10万円、最大5年間、50万円までとして助成するものでございます。

対象は、今年3月以降、大学や専門学校などを卒業されていること。また、35歳未満の方ということが挙げられており、また市内に住居を構えているということが条件でございました。

日本学生支援機構の第1、2種奨学金や学校などが貸し付けた奨学金の返済が遅れていないことも求められておりました。

一方、山梨県といたしましては、製造業における技術系の人材の県内就職を促進するために、令和2年度に大学、大学院、高等専門学校等を卒業予定で、独立行政法人の日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている方を対象に、令和3年4月初日を起点として、10年間に8年間以上、山梨県内に勤務かつ県内に定住する見込みのあることを条件で、年内32名の募集を実施していると聞いております。

本市といたしましても、この若者移住・定住の促進事業を展開していただけますけれども、現状の課題を確認する中で、先進事例を参考にこの奨学金の返済事業も取り組んでいただければと考え、以下質問をさせていただきたいと思っております。

笛吹市版「若者定住促進奨学金返還支援事業」の整備を求めます。

アといたしまして、本年を基準として25年後の将来人口推移はどうなっているのでしょうか。

またイとして、現在、推進中の若者移住・定住促進支援事業の効果と成果は。

ウとして、若者定住促進奨学金返還支援事業の整備における今後の課題として挙げられるものがありましたら、お伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

奨学金返済支援事業の整備についてのご質問のうち、まず本年を基準とした25年後の人口推移についてです。

本年を基準にした人口推計は行っていないですが、本市独自の人口推計である笛吹市人口ビジョンでは、本年から25年後にあたる2045年の市推計人口は6万1,368人としています。

次に、若者の移住・定住促進支援事業の効果と成果についてです。

県外の大学等への進学を契機とした笛吹市在住者の転出抑制および定住の促進を図ることを目的に、遠距離通学定期券購入費補助制度を実施しています。

昨年の調査では、平成31年3月に卒業した制度利用者20人のうち、市内に定住した人は

7人です。

また、中学生以下の子どもがいる子育て世代の移住・定住の促進を図ることを目的に、子育て世代住宅取得補助事業を実施しています。

令和元年度は155件の補助を行い、多くの子育て世代の移住・定住につながりました。

さらに、昨年都内で行われた移住相談会に10回参加し、79人の移住相談を受け、16人の移住者を受け入れることができました。

次に、奨学金返還支援事業の導入に対する課題についてです。

すでに当該事業を導入している市町村における事業効果を確認しながら、奨学金の返還支援も含め、より効果的な定住促進事業を検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○20番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。第1問目の質問と合わせまして申し上げたいことは、やはりこれからますます人口減少は、どこの地域によってもやむなしといわれている昨今でございます。そういった中で、やはり山梨、笛吹市としては、リニアモーターカーの甲府定着を含めた近隣都市として、また企業誘致、また若者支援誘致の中で、一つの起爆剤としてこういった施策を提案させていただいたところでございます。

今後、さらに私どもも議員力を発揮しまして、しっかり皆さまにお伝えできるようにしていきたいと思いますが、市政としてもしっかりまたお取り組みをいただくことを願いまして、以上をもって、質問を終わらせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

ただいま、議題となっております議案第83号から議案第131号までの49案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日9月17日から9月29日までは議案調査のため、休会としたいと思います。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日9月17日から9月29日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は9月30日、午後3時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時35分

令和 2 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 3 0 日

令和2年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第4号)

令和2年9月30日
午後 3時00分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 8 3 号 | 笛吹市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 8 4 号 | 笛吹市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 8 5 号 | 笛吹市移住定住お試し住宅条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 8 6 号 | 笛吹市手数料条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 8 7 号 | 笛吹市働く婦人の家条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 8 8 号 | 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程第 7 | 議案第 8 9 号 | 令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 8 | 議案第 9 0 号 | 令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 9 | 議案第 9 1 号 | 令和2年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第10 | 議案第 9 2 号 | 令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第11 | 議案第 9 3 号 | 令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 議案第 9 4 号 | 令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第13 | 議案第 9 5 号 | 令和2年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第14 | 議案第 9 6 号 | 令和2年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第15 | 議案第 9 7 号 | 令和2年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第16 | 議案第 9 8 号 | 令和2年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第17 | 議案第 9 9 号 | 令和2年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第18 | 議案第100号 | 令和2年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について |

- 日程第19 議案第101号 令和2年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第102号 令和2年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第103号 令和2年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第104号 令和2年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第105号 令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第24 議案第106号 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第25 議案第107号 令和元年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 議案第108号 令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 議案第109号 令和元年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 議案第110号 令和元年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 議案第111号 令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 議案第112号 令和元年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 議案第113号 令和元年度笛吹市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 議案第114号 令和元年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 議案第115号 令和元年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 議案第116号 令和元年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第35 議案第117号 令和元年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第36 議案第118号 令和元年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第37 議案第119号 令和元年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第38 議案第120号 令和元年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第39 議案第121号 令和元年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第40 議案第122号 令和元年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第41 議案第123号 令和元年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第42 議案第124号 令和元年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第43 議案第125号 令和元年度笛吹市水道事業会計決算認定について
- 日程第44 議案第126号 令和元年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第45 議案第127号 令和元年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
- 日程第46 議案第128号 動産の取得について（水槽付ポンプ車（照明付、CD-1）購入（石和分団第10部））
- 日程第47 議案第129号 山梨市の一部に公の施設を利用させることに関する協議について
- 日程第48 議案第130号 市道廃止について
- 日程第49 議案第131号 市道認定について
- 日程第50 請願第3号 新型コロナウイルスにより医療機関の経営が破綻しないために国に意見書の提出を求める請願
- 日程第51 議案第133号 令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第52 同意第5号 兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第53 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第54 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保 健 福 祉 部 長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公 営 企 業 部 長	西 海 好 治
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
政 策 課 長	水 谷 和 彦	財 政 課 長	返 田 典 雄
消 防 長	矢 崎 丈 司	代 表 監 査 委 員	横 山 祥 子
農業委員会会長	三 枝 啓 一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	田 中 親 吾
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（中村正彦君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。

議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第1 議案第83号から日程第49 議案第131号までを一括議題とします。

本案については今定例会初日9月7日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託しておりますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長、岩沢正敏君。

○総務常任委員長（岩沢正敏君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告をいたします。

去る9月16日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、9月18日、23日、24日、25日および28日の5日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第88号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」

総務部総務課の審査では、コミュニティ施設水質浄化事業補助金について、補助率および費用負担の質問があり、公民館や集会施設等において水質保全のため1施設1回に限り直接経費の工事費のうち4分の3で、35万円を限度に補助するものであるとの説明がありました。

また、新設工事における費用負担はどの質問があり、新設の場合は、当該事業補助金の対象外となるが、新設等、コミュニティ施設全体としての整備の場合、別の補助金の対象となる旨の説明がありました。

総務部管財課の審査では、市民窓口館および保健福祉館の電源設備移設工事については、ハ

ザードマップ等を考慮し、1階にある電源設備を、安全な立体駐車場2階へ移設するものであるが、自家発電装置も同時に移設するのか、また、続けて本館も移設工事をするのかとの質問に対して、電気設備および自家発電装置を移設するものであり、本館については現在検討をしているとの説明がありました。

また、情報機器等も移設するのかとの質問があり、市民窓口館は4階に、本館も3階にそれぞれサーバー室があり、想定としては問題がないので移設予定はないとの説明がありました。

総合政策部企画課の審査では、ワンストップ特例申請受領業務委託について、どのような業務になるのかという質問があり、ふるさと納税をいただいた方が確定申告をしないでも税の控除を受けられるように、市が送付した特例申請書により申請していただければ、市から住所のある市町村へ関係書類を送付するとの説明がありました。また、控除の対象になるのは住民税だけになのかとの質問があり、所得税から還付になる金額を含め住民税から控除されるとの説明がありました。

市民環境部戸籍住民課の審査では、おくやみコーナー設置事業について、市民サービスの観点からは非常に良いサービスだと思うが、運営はどのようにするのかとの質問があり、戸籍住民課と国民健康保険課の間のカウンターに窓口を設け、職員は常駐せず、戸籍住民課の職員が対応をする、関係各課との連携を密にして手続きが必要な窓口には、職員が案内を行う。また、スタートしたあともより良い窓口になるよう改善できる事は日々改善しながら進めていくとの説明がありました。

消防本部消防課の審査では、新型コロナウイルス感染防止による救急車内へオゾン発生器購入について、国からの補助はないかとの質問があり、補助金はないとの説明がありました。

また、オゾンがきくというのは厚生労働省より認定を受けているのかとの質問があり、従前からインフルエンザには有効であり、東京消防庁においては全車両に設置しており、奈良県立医科大学の文献により有効であるとの説明がありました。また、今年度中に本市の全救急車に設置予定であるとの説明がありました。

議案第107号 「笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

総務部防災危機管理課の審査では、防災行政無線保守管理業務委託の内容についての質問があり、269の屋外子局は、年1回、外観点検と受信・放送点検を実施し、基地局、中継局及び本館、市民窓口館、各支所の放送卓については、年2回システム点検を行っているとの説明がありました。

総合政策部政策課の審査では、議事録作成支援システム導入業務委託について質問があり、政策課において管理し、庁議や懸案協議をはじめとする市長協議の議事録作成に利用している。特に懸案協議については、今年度は現在までに50件を超えており、使用頻度が高く、急遽開催することもあるため、他部署に貸し出すというのは難しい使用状況である。システム導入による効果は上がっているため、共用で利用できるように議事録作成支援システムを増やすことも検討していくとの説明がありました。

また、AI技術を活用して音声を文章化できるのかとの質問があり、音声をクラウドコンピューティングのサーバーで文字に変換しており、システムの学習機能により変換の精度も向上するため相当な効率化になっているとの説明がありました。

市民環境部市民活動支援課の審査では、防犯灯交換費補助事業について、元年度までにおいて各行政区管理の防犯灯がLEDへの交換済みはどれくらいあるのかとの質問があり、当初7、

200基あり、約85%が交換済みであるとの説明がありました。

併せて、令和3年度で事業が終了することは、各区長等への周知はしてあるのかとの質問があり、本年度4月の最初の区長会において、令和3年度に事業が終了する旨、また各支所担当者にそれぞれの区長へ個別で説明をするよう依頼してあるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見について報告いたしました。

なお、令和元年請願第3号「リニア中央新幹線の騒音の低減に関する請願」については、継続審査となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第83号「笛吹市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第84号「笛吹市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第85号「笛吹市移住定住お試し住宅条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第86号「笛吹市手数料条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第88号「令和元2年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」のうち、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第107号「令和元年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、総務部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

各支所所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第128号「動産の取得について（水槽付きポンプ車（照明付、CD-1）購入（石和分団第10部）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第88号「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」および議案第107号「令和元年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第83号から議案第86号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本4案についての委員長報告は可決であります。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第83号から議案第86号までは原案のとおり可決されました。

続いて、議案第128号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

教育厚生常任委員長報告を行います。

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る9月16日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、9月18日、23日ならびに24日、25日、28日の5日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第88号「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」では、保健福祉部の福祉総務課の審査では、障害児通所支援事業について、市内には障がい児の放課後等デイサービスの事業所は何カ所あるのかとの問いに対し、これまで市内には5カ所ありました。今年度2カ所追加になりましたので、合計7カ所あると回答がありました。

市民環境部環境推進課の審査において、環境衛生費県補助金、公衆浴場施設改善補助金について、天井の改善について、さらに説明を求めたところ、築20年以上が経過した施設で、湯

気などの影響により天井など釘や板の劣化等を改善する内容であったとの説明がありました。

教育委員会の教育総務課の審査では、小学校施設設備維持管理事業、一宮西小消火栓ポンプ更新工事について、さらに説明を求めたところ、今年度の消防設備点検において、モーターが作動しないことが報告され、緊急対応を行った。原因と対策については、設置から41年が経過し老朽化によるものであり、今後、計画的な設備更新に努めるとの説明がありました。

議案第107号 「令和元年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

保健福祉部の健康づくり課の審査において、母子保健事業費、妊婦・乳幼児委託検診事業の負担金、補助金及び交付金について、執行率が41.6%にとどまっている理由について、さらに説明を求めたところ、里帰り出産等で県外で受診した方が対象となります。いったん、本人が立て替え、あとの償還払いとなり、件数としては年により変動があります。対象者には県内で出産した場合と同等のサービスを受けていただいた結果であり、予算の範囲内での執行であったとの回答がありました。

教育委員会の学校教育課の審査において、小中学校学校教育事業、負担金、補助及び交付金の日本スポーツセンター災害共済金、PTA親子安全会費について、内容および実績についてさらに詳しい説明を求めたところ、日本スポーツセンター災害共済金は法律の下に定められたもので、学校の管理下で起こったものが対象であり、昨年の実績は小学校190件、中学校192件、合計382件。PTA親子安全会費は、PTAが主体のもので、学校外で起こったものが対象であり、昨年の実績は小学校61件、中学校17件、合計78件であるとの説明がありました。

議案第108号 「令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」

市民環境部の国民健康保険課の審査において、基金積立金、財政調整基金積立金、積立金について、積立金額の考え方についてさらに詳しい説明を求めたところ、県の毎年の納付金の額に備えることや、コロナ禍、所得、収納率の状況を鑑み、また、今後、県の標準税率、保険料水準統一化への動きなどを考慮する中で、なるべく毎年の税率の上下が起らないように、安定した財政運営をしていきたいとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

なお、令和2年請願第1号 「高すぎる国民健康保険税の引き下げを求める請願」については、引き続き、継続審査となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第87号 「笛吹市働く婦人の家条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第88号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第89号 「令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第90号 「令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第91号 「令和2年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算（第1号）について」、

賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第92号 「令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第94号 「令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第107号 「令和元年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、保健福祉部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第108号 「令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第109号 「令和元年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第110号 「令和元年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第111号 「令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第114号 「令和元年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第88号および議案第107号につきましては先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第87号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第89号から議案第92号および議案第94号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本5案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本5案についての委員長報告は可決であります。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第92号および議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第108号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第108号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第108号は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第109号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第109号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第109号は原案のとおり認定されました。

議案第110号、議案第111号および議案第114号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は認定であります。

本3案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第110号、議案第111号および議案第114号は原案のとおり認定されました。

続いて、建設経済常任委員会に付託してあります案件について、委員長からの審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、前島敏彦君。

○建設経済常任委員長（前島敏彦君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託されました議案について、9月18日、23日、ならびに9月24日、25日、28日の5日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第88号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」

産業観光部農林振興課の審査では、産地パワーアップ事業のうち加温ハウス整備補助金について尋ねたところ、この事業については、国の補助事業で補助率は2分の1以内であり、採択要件として、事業実施年度から2年後に販売額の10%以上の増加が見込めるもので、県の事前審査の後、笛吹市地域再生協議会で認められた場合に補助金の対象となる。

今回は、シャインマスカットの圃場6,876平方メートルが対象で、事業費8,524万5千円に対する補助金との回答がありました。

委員からは、ここ数年、せん孔細菌病や晩腐病により農業収入は、天候などにより左右されるが、ハウス施設栽培は病気に有効であるので、農家が積極的に補助金を活用できるようにPRしたり、農協とともに営農指導に力を入れるべきとの意見がありました。

建設部土木課の審査では、道路構造物長寿命化事業の万年橋耐震補強工事（1期）の繰越明許費について尋ねたところ、この事業は、国の補助金55%を活用し、令和元年度から令和5年度までの計画で工事を進めており、今回の工事は、左岸側から橋脚・橋台・橋桁の改修工事を順次行うが、河川内の工事のため、渇水期に工事をする必要があり、年度内に完成が困難なため、繰越明許となるとのこと。また、工事に伴う交通規制は行わないとの回答がありました。

議案第129号 「山梨市の一部に公の施設を利用させることに関する協議について」

公営企業部の審査では、笛吹市の下水道に新たに山梨市の下水道管を接続し、利用させることについて、現状と接続後の流量について尋ねたところ、現状の笛吹市下水道施設は、旧春日居町時に敷設したものだが、本年6月定例会での笛吹市道の廃止に伴い、山梨市の市道内へ敷設している状態となったため、山梨市から占用の許可を得ているものである。今回新たに山梨市の住宅開発で7軒分の汚水を流すことになるが、笛吹市下水道施設に対する流量については、計算上問題はないとの回答がありました。

議案第107号 「令和元年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

産業観光部観光商工課の審査では、ハイキングコース整備事業費の管理委託について尋ねたところ、ハイキングシーズン前には、職員が歩き倒木など安全点検を行っている。

主要なハイキングコースである大栃山・釈迦ヶ岳、鎮目山、達沢山、御坂峠ハイキングコースは、それぞれ地元の組合、行政区等に管理委託をお願いしている。また、台風の後なども、職員がコースを歩いて点検したり、ハイカーから倒木など情報が入った場合にすぐ対応できる

体制をとっているとの回答がありました。

笛吹市観光物産連盟補助金の戻入内容について尋ねたところ、昨年度は、国のウォーク事業や川中島合戦戦国絵巻の中止や、その他コロナ禍により中止になった事業があるため、2,400万円の戻入が生じたとの回答がありました。

建設部まちづくり整備課の審査では、空家等対策推進事業の空家所有者等特定調査業務委託の実績について尋ねたところ、平成28年度に市で実施した空家実態調査により、空家が306戸、そのうち対策が必要な空家が6戸あり、その後、行政区や近隣住民から相談があったものを含め、平成30年度に17件調査をしたが、年度内に終わらなかったもの4件と新規2件を合わせた6件の調査を行ったとの回答がありました。

議案第125号 「令和元年度笛吹市水道事業会計歳入歳出決算認定について」

公営企業部の審査では、水道事業の総配水量と峡東地域広域水道企業団の琴川ダムからの受水量および給水単価について尋ねたところ、総配水量は970万5,644立方メートル、琴川ダムからの受水量は、年間約262万8千立方メートル、給水単価は1立方メートル当たり105円と消費税であるとの回答がありました。

委員からは、琴川ダムの水は使っても使わなくても支払額が変わらないので、峡東地域広域水道企業団と価格の交渉も必要であるとの意見がありました。

議案第107号、議案第125号、議案第126号について、委員1名から反対討論がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第88号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目につきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第93号 「令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第95号 「令和2年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第96号 「令和2年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について」から議案第104号 「令和2年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について」までの9案件、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第105号 「令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第106号 「令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第107号 「令和元年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第112号 「令和元年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第113号 「令和元年度笛吹市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第115号 「令和元年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第116号 「令和元年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」から議案第124号 「令和元年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」までの9案件、いずれも賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第125号 「令和元年度笛吹市水道事業会計決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第126号 「令和元年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第127号 「令和元年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第129号 「山梨市の一部に公の施設を利用させることに関する協議について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第130号 「市道廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第131号 「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上で建設経済常任委員会における委員長報告とさせていただきます。

○議長（中村正彦君）

以上で建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第88号および議案第107号につきましては先ほど申し上げたとおりであります。

議案第93号、議案第95号から議案第106号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本13案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本13案についての委員長報告は可決であります。

本13案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第93号、議案第95号から議案第106号までは原案のとおり可決されました。

議案第112号、議案第113号、議案第115号から議案第124号までを一括議題とい

たします。

お諮りいたします。

本12案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本12案についての委員長報告は可決であります。

本12案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第112号、議案第113号、議案第115号から議案第124号までは原案のとおり可決されました。

続いて、議案第125号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第125号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第125号は原案のとおり認定されました。

議案第126号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第126号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第126号は原案のとおり認定されました。

議案第127号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第127号は原案のとおり認定されました。

議案第129号から議案第131号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第129号から議案第131号までは原案のとおり認定されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第88号「令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、すべて可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

続いて議案第107号「令和元年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。

はじめに、渡辺正秀君の反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

議長の許可をいただきましたので、「令和元年度笛吹市一般会計決算認定」にかかる反対討論を行います。

反対討論にあたって、私たちの決算認定にかかる賛否の考え方、基準について述べます。

委員会審査の討論の際、賛成討論者から決算認定にかかる賛否は予算執行が適切だったかどうかで判断するものとの主張がありました。私たちの基準は違います。予算の執行が適切であったかどうかとともに、その執行によって十分に市の課題解決に効果があったか、自治の向上が

進められたか、市民の暮らし向上、願い実現ができたかなど、成果結果を含め判断すべきものと考えております。

また、市の事業は多岐にわたり、その多くは当然の事業、当然の支出であり、また評価できる事業も多々ございます。特に異常気象のもとでのモモせん孔病対策等は高く評価するものがあります。また、私どもの提起した公営企業会計の消費税払い過ぎ問題改善にあたって、財政課と公営企業部が連携して努力していただいたこと等も感謝申し上げるものであります。

しかし、行財政運営における基本的な問題、新自由主義的行財政改革路線、笛吹市の財政状況は厳しいとあって、財政難の一言で必要な予算を切り詰め、料金値上げを進める姿勢、その結果、様々な問題が発生しております。縦割り業務体制、管理業務集中、指定管理制度を含む過度な外部委託、支所の縮小、業務分掌の縮小、現場軽視等の弊害が顕著になっております。

例えばボランティア参加の方々からは、かつては市の職員と一緒に地域福祉に取り組んできたが、今は市の職員の協力が本当に少ない。職員一人ひとり頑張っているのだろうけれども、現場で協力しあうという方針がないように感じる。時々ボランティア活動がむなしくなるといふ声が増えてきました。指定管理者制度のもとで、公の施設を利用した活動の活性化に市民が参加することがやりにくくなりました。公の施設の備品管理、施設管理、時代に合った更新がおろそかになりました。財政困難の名のもとに老人クラブ、行政区、各種団体への補助がこの間、削られてきました。公共性が高く、市民生活に直結する上下水道料金、国保税、介護保険料などの繰り出しが悪かのように扱われ、そのために次々と公共料金、税が引き上げられてきました。そして、私たちのアンケートでも上下水道料金、それから国保税、介護保険料、生活を大変圧迫して厳しいと、苦しいという声が多数寄せられております。このままではハートフルタウン笛吹にはなりません。

私たちは新自由主義的行財政改革路線とは決別すべき時が来た。地方自治にふさわしい民主的に行財政改革路線に転換すべきだと主張します。財政見通しについては、かつての笛吹市長期財政推計では、令和5年には基金を使い果たし、赤字団体に転落するとしていたものが令和元年度版長期財政推計では、令和元年度173億円の基金が10年後の令和10年でも175億円が残るというものになりました。基金を毎年5億円取り崩しても10年で56億円、それでも120億円以上の基金が10年後に残ります。豊かな基金を活用し、もちろん節約すべきは節約しつつ、防災対策や市民の暮らしを守るなど、必要なところにはしっかり措置していくことが必要だと主張し、反対討論といたします。

○議長（中村正彦君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第107号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、すべて認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数であります。

よって、議案第107号は原案のとおり認定されました。

○議長（中村正彦君）

次に日程第50 請願第3号を議題といたします。

本件については、審査を教育厚生常任委員会に付託いたしました。

審査の結果について、委員長から報告を求めます。

教育厚生常任委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

本委員会に付託された請願は、次のとおり決定したので会議規則第133条第1項の規定により報告します。

令和2年請願第3号、令和2年9月7日付託。

「新型コロナウイルスにより医療機関の経営が破綻しないために国に意見書の提出を求める請願」については、採決の結果、採択3名、不採択2名となり、採択すべきものと決定しました。

なお、反対、賛成の討論がそれぞれ1名の委員よりありました。

以上でございます。

○議長（中村正彦君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

請願第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、反対討論を許します。

19番、川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

議長の許可をいただきましたので、令和2年請願第3号「新型コロナウイルスにより医療機関の経営が破綻しないために国に意見書の提出を求める請願」に反対する立場での討論を行います。

診療報酬の概算払いについては、自然災害によりカルテ、またはレセプトコンピューターを滅失等したため、診療行為を行っていたにもかかわらず、診療報酬の請求事務がやむをえず困難となった医療機関について認めているものであります。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、実施された診療行為は明快であり、請求も可能であることから、事後的に精算を行わない形での概算請求を認めることは実際に行っていない行為に保険給付を行うこととなるため、難しいものと考えています。

また、医療機関に対しては、第2次補正予算において、様々な支援策を打ち出しています。診療報酬において、重症の新型コロナウイルス感染症患者に対する一定の診療への評価を3倍に引き上げる。医療従事者の方々に対し、慰労金として最大20万円の給付。さらにそれ以外の医療機関も含めた支援として、新型コロナウイルス感染症の疑い患者受け入れのための院内感染防止対策や医療機関、薬局等における感染拡大防止のための支援を行うとともに、当面の資金繰り支援として無利子、無担保等を内容とする危機対応融資の拡充等を行うことにより、地域の医療を継続することができるよう、支援を行っています。

また、医療従事者が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険の給付の対象となります。

さらに日本医師会から、労災保険では給付されない収入を補てんする制度に対する費用の補助については、現在、日本医師会とも具体的な意見交換を行っており、課題の整理を行いつつ検討しております。

以上のようにすでに国の政策が実施されていることから、今後も医療現場の声が反映されているか調査・研究する必要があることから、今回の請願については反対すべきと考えています。

以上です。

○議長（中村正彦君）

次に賛成討論を許します。

3番、河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

議長の許可をいただきましたので、令和2年請願第3号「新型コロナウイルスにより医療機関の経営が破綻しないために国に意見書の提出を求める請願」に賛成する立場から討論いたします。

コロナで減収になった医療機関に対し、国の第1次補正予算で医療分として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金1,490億円、第2次補正予算で同1兆6,279億円が確保されました。コロナ患者を受け入れた重点医療機関への支援拡充として、患者を受け入れていない病床について、空所確保料として補助されるとともに、休止病床も空所確保料として収入を得ることができるようになりました。

それ以外の医療機関も含めた支援として、感染拡大防止対策などに要する費用として、院内の消毒や待合室の分離、動線の確保やレイアウトの変更、電話等情報通信機器を用いた診療体制の確保などの費用を予算計上し補助すること、資金繰り対策が追加されました。

しかし、医療機関は一般の患者の入院、手術、検査、健康診断等の延期や受診抑制により大幅な減収になっており、その減収への支援はありません。

厚生労働省が都道府県が行う各事業の8月時点の交付開始予定日を調査した結果、重点医療機関でのコロナ患者用の病床確保料は、9月下旬や10月からの交付が27都道府県で、残りは9月中との回答だったそうです。

疑い患者用を含めた病床確保料は21都道府県が9月下旬や10月からと回答。疑い患者を診察する救急周産期、小児医療のいずれかの医療機関での感染対策の支援金は34都道府県が9月下旬や11月中に始めるとするなど、いまだに現場に届いていないところが多くあります。補助金を申請するにも大変な手間と労力がかかるといいます。

全日本民主医療機関連合会の直近の調査によると、回答した加盟法人の75%が緊急融資を申請したそうですが、これは資金破綻を回避するための借金であり、多くの法人が返済の見通しがなくても地域医療を守り抜くため、必死の対応をしています。返済が始めれば、経営はさらに苦しくなります。

日本医師会の中川会長も9月9日の記者会見で、医療機関に対して国からのより一層の支援を求め、特に交付金等および融資については、地域医療の確保のため損失補てんも配慮しつつ大胆な追加的支援の必要性を強調しています。

この請願は日本医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、5団体の要望書に沿ったものであり、医療機関の現状を訴えたものです。

医療機関は、今までも命がけでコロナ感染症と戦ってきました。これからもまだまだ戦いは

続きます。コロナ危機を乗り越えるためには、医療機関の力が必要であり、経済的な理由で倒産ということがあってはなりません。一日も早い支援が求められています。笛吹市議会としても医療従事者の方々への感謝の気持ちを込め、本請願を採択していただきますようお願いいたします。私の賛成討論といたします。

○議長（中村正彦君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数であります。

よって、請願第3号は採決の結果、不採択することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を4時20分といたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時20分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

ただいま市長より追加議案1件および同意案件1件が提出されました。また、会議規則第13条第1項および第2項の規定に基づき、議員より発議1件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（中村正彦君）

これより日程第51 議案第133号および日程第52 同意第5号を議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました議案2件について、概略をご説明申し上げます。

はじめに議案第133号 「令和2年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億1,069万円を追加し、歳入歳出予算総額を424億7,250万円とするものです。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、感染防止対策として、市内の小中

学校および保育所などの児童福祉施設において、児童生徒が使用する手洗い場を自動水栓化するための費用を追加するものです。

続きまして、同意第5号「兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の逝去による欠員に伴い、新たに委員として杉田菊男氏の選任について、地方自治法第296条の4第1項および兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村正彦君）

市長の説明が終わりました。

これより議案第133号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第133号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第133号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第133号の討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これより議案第133号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

次に同意第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第5号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより同意第5号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（中村正彦君）

日程第53 発議第4号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

岩沢正敏君。

○8番議員（岩沢正敏君）

発議第4号

令和2年9月30日 提出

笛吹市議会議長 中村正彦殿

提出者

笛吹市議会議員 岩沢正敏

賛同者

笛吹市議会議員 神澤敏美

〃 前島敏彦

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、地域経済にも大きな影響が及び、地方税、地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体では喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、要望をいたします。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上です。

○議長（中村正彦君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略

したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第4号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、発議第4号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長(中村正彦君)

日程第54 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許可いたします。

○市長(山下政樹君)

令和2年笛吹市議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は9月7日から本日まで、24日間の日程で開催されました。議員各位におかれましては、慎重なる審議に努めていただき、感謝申し上げます。

さて、9月10日から26日にかけて、市内のすべての小中学校で運動会や学園祭が開催されました。今年は、新型コロナウイルス感染症対策として、競技や発表内容等を簡素化、短縮化することとなりましたが、子どもたちは行事の運営にも主体的に関わり、持てる力を十分に発揮し、躍動する姿を見せてくれました。

また、修学旅行につきましては、都市部への旅行を避けるなどの対策を講じ、9月から12月にかけて実施します。児童生徒の皆さまには、修学旅行で様々な経験をし、たくさんの思い出をつくってほしいと思います。

山梨県と静岡県では、お互いの人および物の交流を積極的に推進するための「バイ・ふじのくに」キャンペーンを行っており、そのキャンペーンの一環として、私と親交のある小野伊東市長と協議し、本市と伊東市の広報紙において、それぞれの市を紹介していくこととしました。

今後も積極的に笛吹市をPRし、人および物の交流を推進していきます。

宿泊施設や飲食店を営む事業者が、自ら遵守すべき感染症予防対策を定め、利用者の安心、信頼を獲得するための認証制度である、県の「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」について

は、9月25日現在、市内のホテル、旅館43件、飲食店38件が認証されています。

市では、「グリーン・ゾーン認証のぼり旗」を作成し、認証されたホテル、旅館、飲食店に配布します。

明日から、国のGoToEatキャンペーンも始まりますので、安心して宿泊および飲食ができるよう、新型コロナウイルス感染症対策を進めていきます。

11月1日に開催予定の「川中島合戦戦国絵巻」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とさせていただきます。

2年連続の開催見送りは誠に残念ですが、来年度は参加者のみならず観覧者もより一層楽しんでいただける内容でお迎えできるように、鋭意準備を進めていきます。

モモせん孔細菌病に対する薬剤防除については、9月中旬から2週間に1回、全3回の秋季防除が行われています。農家の皆さまのご努力により、今年は、昨年に比べ被害が少なかったとのことですが、今後も地域ぐるみでの防除を進めていきます。

また、梅雨時の長雨や日照不足の影響により発生した、ブドウのベト病や晩腐病については、特に黒系のブドウで被害が大きく、JAふえふきの報告によると、昨年と比べた現在の出荷量は、ピオーネは約74%、藤稔は約80%、巨峰は約83%とのことですが、

今後は、来年に向けた防除マニュアルの周知を徹底していきます。

新型コロナウイルスの影響により、4月から開催を見合わせていた今年度の介護予防教室は、会場ごとに人数制限を設けるなどの感染拡大防止対策を講じ、10月から再開いたします。

今後も、高齢者の皆さまが健康で、自分らしく暮らせるよう取り組んでいきます。

10月12日には、市制施行16周年を迎えます。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした記念式典に代えて、市政の進展にご尽力いただきました市政功績者、公職退任者の皆さまの功績を称え、表彰式を執り行います。

11月20日には、令和2年度笛吹市戦没者合同慰霊祭を開催します。今年度の慰霊祭は、参列者を限定し、時間も短縮して実施しますが、遺族の方々に寄り添い、戦没者および戦争犠牲者のご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、本日をもって任期最後の定例会が終了します。この4年間、議員各位と市政発展のため様々な行政課題に対し、議論を交わしてまいりました。

「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて、ご尽力いただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

結びに、近頃は肌寒さを感じる朝もあり、秋の深まりを実感しております。議員各位におかれましては、健康にご留意の上、ますますご活躍されますことを祈念し、閉会のごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上をもちまして、令和2年笛吹市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 4時35分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 親 吾
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶